あなたの未来を強くする

住友生命

REPORT SUMISEI 2021

SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY DISCLOSURE

住友生命［統合報告書］

2021年度 ディスクロージャー誌 資料編

組　織　の　概　要

87 沿革
89 主要な事業の内容及び組織の構成
90 子会社等に関する事項
91 組織図
92 組織の概況
93 教育研修制度
94 住友生命サービス網
97 総代・総代候補者選考委員・審議員
100 総代会の主な質疑応答
102 ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例
103 商品一覧
105 お客さま満足の向上
108 生命保険の知識と制度
109 ご契約者に対する情報提供
110 反社会的勢力への対応
110 個人情報保護に関する考え方
112 生命保険契約者保護機構
114 生命保険業務に関する指定紛争解決機関

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

①生命保険業
②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

①生命保険業免許に基づく保険の引受け
　＜主に取り扱う保険＞
　（ア）個人保険
　（イ）個人年金保険
　（ウ）団体保険
　（エ）団体年金保険
②資産の運用
　保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
　（ア）有価証券の取得
　（イ）不動産の取得
　（ウ）金銭債権の取得
　（エ）金銭の貸付（コールローンを含む）
　（オ）有価証券の貸付
　（カ）預貯金
　（キ）金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
　（ク）デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
②投資信託の販売
③確定拠出年金制度における運営管理業務

P1～ P85については、住友生命［統合報告書］（2021年度 ディスクロージャー誌 本編）をご参照ください。

住友生命グループのあゆみ（沿革）

「理想の会社を創ろう」。創業者岡本敏行のこの志に基づいて、当社は1907年（明治40年）5月に創業いたしました。
それから100年の時を超えて、当社はこれからも生命保険事業を通じて「豊かで明るい長寿社会の実現に貢献する」という社会的使命をしっかりと果たせるよう、研鑽努力を続けて「なくてはならない」生命保険会社を目指していきます。

日之出生命保険株式会社の創業（1907年）

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。

日之出生命本店社屋（東京市京橋区、大正2年12月完成）

住友生命保険株式会社の発足（1926年）

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。

住友ビルディング（大阪市東区北浜）

国民生命保険相互会社の設立（1947年）

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。

国民生命本店（大阪市東区安土町）

「住友」への社名復帰（1952年）

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。

ラジオ放送を通じ社名改称挨拶をする芦田社長

中国人民人寿保険設立（2005年）

中国最大手損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共にPICC生命を設立し中国市場へ参入。

PICC 中国人民人寿保险股份有限公司
PICC LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

メディケア生命設立（2010年）

様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。

メディケア生命 住友生命グループ

イメージキャラクター「メディくん一家」

1907（明治40）年	5月	日之出生命保険株式会社設立 （当社の創業年月）
1926（大正15）年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947（昭和22）年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952（昭和27）年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960（昭和35）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
1977（昭和52）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985（昭和60）年	6月	住友生命健康財団設立
1986（昭和61）年	2月 4月	「スミセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
1990（平成2）年	4月 10月	「いずみホール」（現住友生命いずみホール）をオープン 「創作四字熟語」スタート
2001（平成13）年	4月 7月 10月	「LIVE ONE」発売 本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム受託会社ジャパン・ペンション・サービス（現日本企業年金サービス）設立
2002（平成14）年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友アセットマネジメント（現三井住友DSアセットマネジメント）営業開始
2003（平成15）年	9月	「Qパック」発売
2004（平成16）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
2005（平成17）年	4月 11月	「スミセイの千客万頼」発売 中国人民保険と合弁で中国人民人寿保険を設立
2006（平成18）年	4月 7月 9月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置 スミセイダイレクトサービス開始
2007（平成19）年	1月 5月 11月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設 創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始 「がん長期サポート特約」発売
2008（平成20）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009（平成21）年	1月 10月	「入院保障充実特約」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010（平成22）年	4月 10月	生命保険子会社メディケア生命営業開始 エンベディッド・バリューを開示
2011（平成23）年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドスタート 「スミセイ未来応援活動」開始
2012（平成24）年	3月 12月	「スミセイ未来応援活動」拡充 バオベト・ホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携
2013（平成25）年	3月 8月 12月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始 「バリューケア」発売、「スミセイ　ケア・アドバイス・サービス」開始 バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014（平成26）年	3月 6月 9月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始 先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始 メディケア生命を完全子会社化 「スミセイ健康相談ダイヤル」開設 「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」がスタート
2015（平成27）年	7月 9月	指名委員会等設置会社へ移行 「1UP」発売
2016（平成28）年	2月 7月 10月	米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化 「Japan Vitality Project」開始 エヌエヌ生命と業務提携
2017（平成29）年	3月 5月 7月	「プライムフィット」発売 住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート 株式会社保険デザインを子会社化
2018（平成30）年	4月 7月 10月 11月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設 “住友生命「Vitality」”発売 ソニー生命と業務提携 アクサ生命と業務提携 アクサ生命と「ウェルエイジング共創ラボ」開設
2019（令和元）年	4月 6月 8月 9月 10月	「parkrun」日本初開催 シングライフへ出資 アイアル少額短期保険を子会社化 Vitality Day 2019開催 “住友生命「Vitality」プラザ”の展開
2020（令和２）年	3月 11月	「認知症PLUS」発売 SUMISEI INNOVATION FUNDを設立
2021（令和3）年	3月	「がんPLUS ALIVE」発売

新コーポレートブランドの展開（2011年）

「理想の会社を創ろう」という創業の想いを、“あなたの未来を強くする”というメッセージに託して、新たなブランド戦略を展開。

あなたの未来を強くする 住友生命

バオベトHDと戦略的業務提携（2012年）

ベトナム社会主義共和国最大手保険・金融グループのバオベト・ホールディングスへ出資し、ベトナム市場へ参入。

BAOVIET TẬP ĐOÀN BẢO VIỆT

BNIライフと戦略的業務提携（2013年）

インドネシア共和国の大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア(BNI)の生命保険子会社BNIライフへ出資しインドネシア市場へ参入。

BNI Life

指名委員会等設置会社へ移行（2015年）

経営の透明性および判断の客観性を高める態勢を構築し、更なるコーポレートガバナンス態勢の強化を図る観点から、指名委員会等設置会社に移行。

米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化（2016年）

収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。

マッラCEOと橋本会長

“住友生命「Vitality」”発売（2018年）

加入時またはある一時点の健康状態を基に保険料を決める従来の生命保険とは一線を画し、加入後毎年の健康診断や日々の運動等、継続的な健康増進活動を評価することにより、「リスクそのものを減少させる」ことを目的とした商品。Vitalityの理念・目的に共感していただいたパートナー企業から特典（リワード）を提供。

住友生命 Vitality

シングライフへ出資（2019年）

世界最先端のデジタル技術やビジネスモデルを取り入れていくことを目指し、シングライフに出資。

Singlife

「がんPLUS ALIVE」発売（2021年）

「がんと共に生きる」時代の中、がん治療後も続く「再発の不安」や「収入減少」等に対応することを目的とした商品。

スミセイの がんPLUS ALIVE がんプラスアライブ

アイアル少額短期保険を子会社化（2019年）

特定のマーケットニーズに対応した商品を機動的に開発・販売するアイアル少額短期保険を通じて、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」を推進。

住友生命グループ アイアル アイアル少額短期保険

◆主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

1. 主要な事業の内容

a.保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社ほか1社が生命保険業を、アイアル少額短期保険株式会社が少額短期保険業を行っております。国内の保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか4社が保険募集業を、ほかに2社が確定拠出年金運営管理業・生保確認業を行っております。また、Symetra Financial Corporationほか2社が金融持株会社として、海外の保険関連事業を行っております。

b.資産運用関連事業

日本ビルファンドマネジメント株式会社ほか3社が投資運用業を行っております。また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っております。

c.総務関連事業等

住生物産株式会社ほか3社が総務関連事業をスミセイ情報システム株式会社がシステム関連事業を行っております。また、株式会社シーエスエスが収納代行業を行っております。

2. 事業系統図

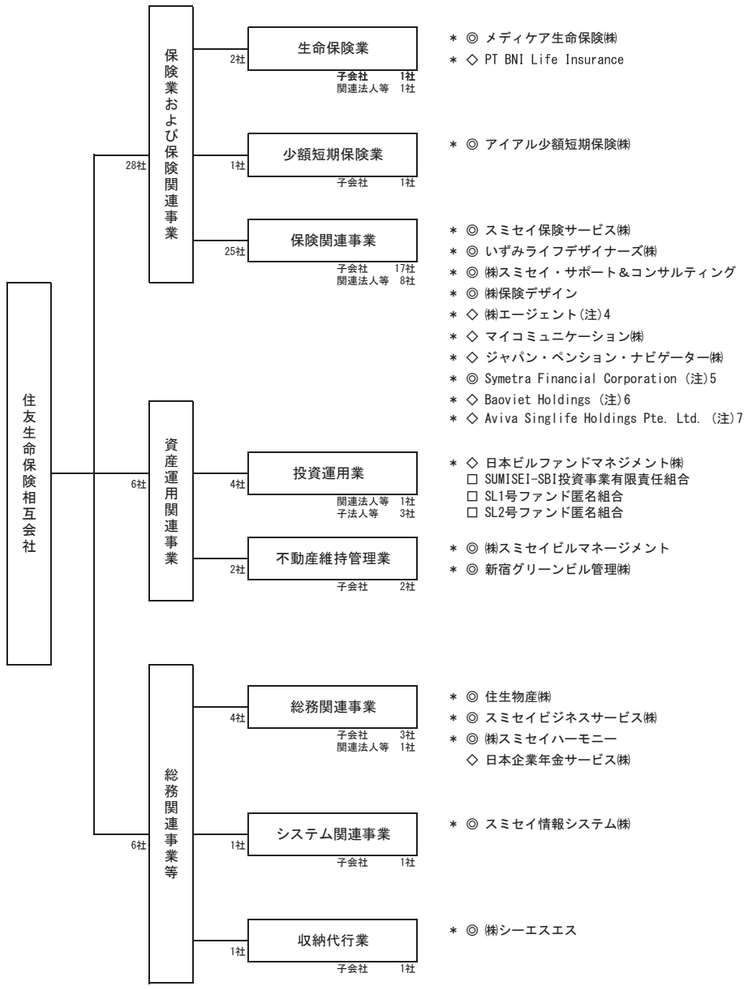

＊ ◎ メディケア生命保険㈱
＊ ◇ PT BNI Life Insurance

＊ ◎ アイアル少額短期保険㈱

＊ ◎ スミセイ保険サービス㈱
＊ ◎ いずみライフデザイナーズ㈱
＊ ◎ ㈱スミセイ・サポート＆コンサルティング
＊ ◎ ㈱保険デザイン
＊ ◇ ㈱エージェント(注)4
＊ ◇ マイコミュニケーション㈱
＊ ◇ ジャパン・ペンション・ナビゲーター㈱
＊ ◎ Symetra Financial Corporation (注)5
＊ ◇ Baoviet Holdings (注)6
＊ ◇ Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd. (注)7

＊ ◇ 日本ビルファンドマネジメント㈱
□ SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合
□ SL1号ファンド匿名組合
□ SL2号ファンド匿名組合

＊ ◎ ㈱スミセイビルマネージメント
＊ ◎ 新宿グリーンビル管理㈱

＊ ◎ 住生物産㈱
＊ ◎ スミセイビジネスサービス㈱
＊ ◎ ㈱スミセイハーモニー
◇ 日本企業年金サービス㈱

＊ ◎ スミセイ情報システム㈱

＊ ◎ ㈱シーエスエス

(注) 1. 本図は2021年3月31日現在の状況です。
2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)、
「□」を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。
3. 「＊」を表示した会社は、2021年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
4. ㈱エージェントは、2021年7月1日付で㈱エージェント・インシュアランス・グループに社名変更しております。
5. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。
6. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
7. Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Pte. Ltd.など2社も、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

2021年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額(単位：百万円)	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
メディケア生命保険(株)＊	東京都江東区深川1-11-12	50,000	生命保険業	2009/10/ 1	100.00	—
アイアル少額短期保険(株)＊	東京都中央区日本橋大伝馬町1-3	299	少額短期保険業	1984/ 4/25	99.84	—
スミセイ保険サービス(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	1978/ 5/ 1	80.00	20.00
いずみライフデザイナーズ(株)＊	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	1983/ 1/ 4	100.00	—
㈱スミセイ・サポート&コンサルティング＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	保険募集業	1995/ 4/ 3	100.00	—
(株)保険デザイン＊	大阪府大阪市西本町2-3-10	20	保険募集業	2008/ 7/ 1	95.00	—
(株)エージェント＊(注2)	東京都新宿区市谷本村町3-29	231	保険募集業	2001/ 6/ 1	44.83	—
マイコミュニケーション(株)＊	愛知県名古屋市東区葵3-19-3	76	保険募集業	2000/ 5/ 1	43.00	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)＊	東京都中央区八重洲1-3-4	1,600	確定拠出年金運営管理業	2000/ 9/21	15.95	—
日本ビルファンドマネジメント(株)＊	東京都中央区日本橋室町2-3-1	495	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000/ 9/19	35.00	—
(株)スミセイビルマネージメント＊	東京都中央区日本橋小網町14-1	100	不動産維持管理業	1967/ 6/ 1	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	1985/10/30	3.52	61.17
住生物産(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	1969/ 1/13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	1985/ 1/ 4	100.00	—
(株)スミセイハーモニー＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	2001/ 2/ 1	100.00	—
日本企業年金サービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	1988/ 4/ 1	39.67	—
スミセイ情報システム(株)＊	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピューター関連業務	1971/ 5/12	100.00	—
(株)シーエスエス＊	大阪府大阪市中央区備後町3-6-2	10	収納代行業	1976/ 2/16	100.00	—

(注) 1. 「＊」を表示した会社は、2021年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. (株)エージェントは2021年7月1日付で(株)エージェント・インシュアランス・グループに社名変更しております。
3. 投資運用業を行うSUMISEI-SBI投資事業有限責任組合ほか2社も、当社の子法人等となります。

【海外】

2021年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
PT BNI Life Insurance ＊	Centennial Tower 9th Floor Jl. Jend. Gatot Subroto Kav 24-25 Jakarta Selatan 12930, Indonesia	300,699百万インドネシアルピア	生命保険業	1996/11/28	39.99	—
Symetra Financial Corporation＊	777 108th Avenue NE,Suite 1200,Bellevue,Washington,USA	1米ドル	金融持株会社	2004/ 2/25	100.00	—
Baoviet Holdings ＊	Thu Do Building, 72 Tran Hung Dao, Hoan Kiem, Hanoi, Vietnam	7,423,227百万ベトナムドン	金融持株会社	2007/10/15	22.08	—
Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.＊	83 Clemenceau Avenue, #11-01 UE Square, Singapore 239920	2,077百万シンガポールドル	金融持株会社	2020/ 7/17	20.75	—

(注) 1. 「＊」を表示した会社は、2021年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。
3. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
4. Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Pte. Ltd.など2社も、当社の関連法人等となります。

◆組織図（2021年4月1日現在）

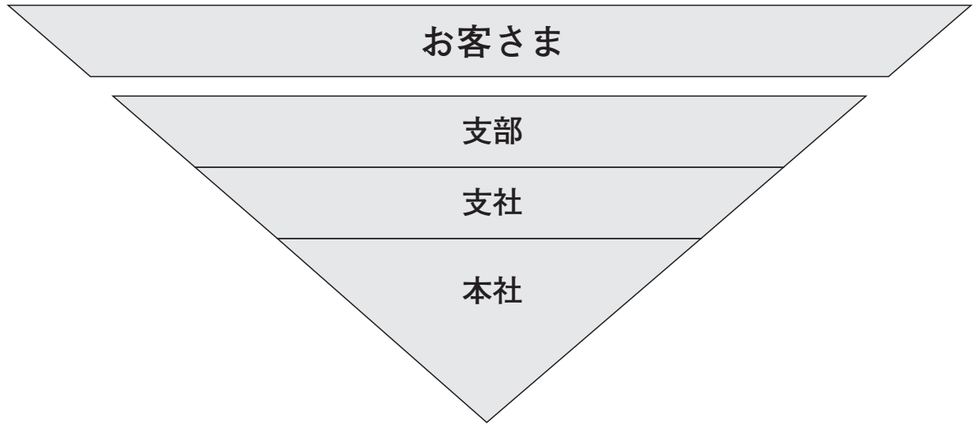

●経営組織

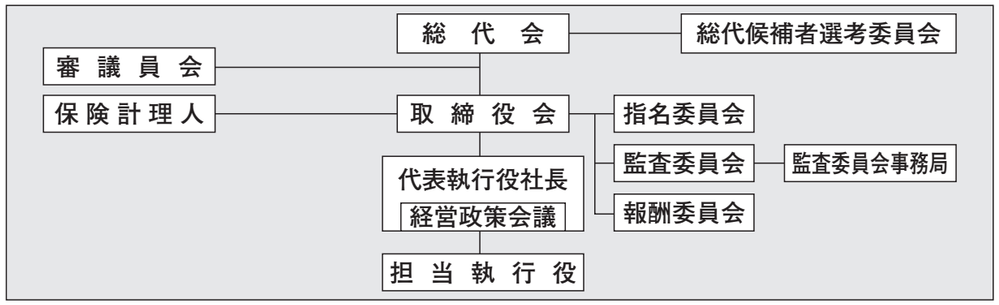

●本社

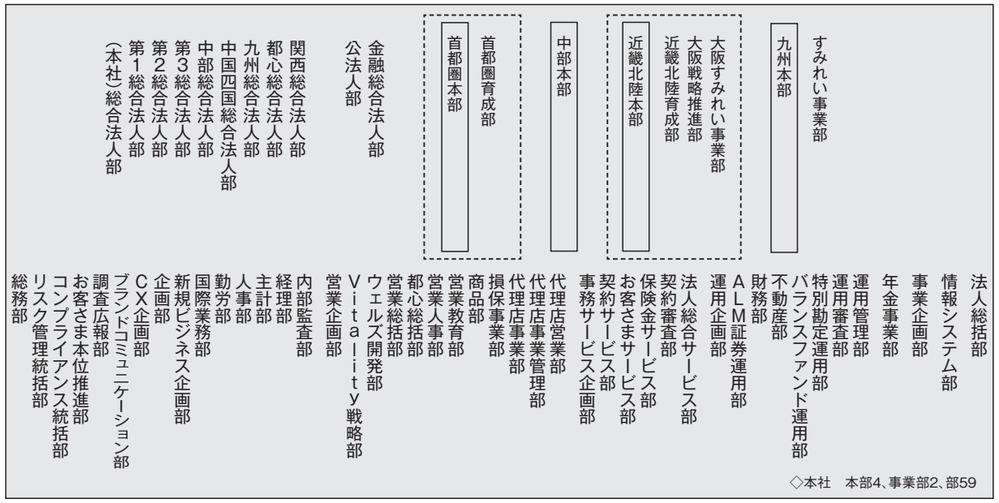

●支社・海外駐在員事務所

◇支社90

◇海外駐在員事務所3（ニューヨーク、ハノイ、北京）

◆組織の概況

支社等及び海外駐在員事務所の状況

区分	2020年度※1	2021年度※2
支社	87	90
事業部	2	2
支部	1,451	1,464
海外駐在員事務所	4	3
合計	1,544	1,559

※1　2020年4月1日時点
※2　2021年4月1日時点

従業員の在籍・採用状況

区分	2019年度末在籍数	2020年度末在籍数	2019年度採用数	2020年度採用数	2020年度末	
					平均年齢	平均勤務年数
職　　員	10,962名	10,921名	587名	479名	46歳 1ヶ月	15年10ヶ月
（男　　性）	4,268	4,272	162	138	46歳 5ヶ月	20年 9ヶ月
（女　　性）	6,694	6,649	425	341	45歳10ヶ月	12年 8ヶ月
（総合職員）	3,658	3,655	122	121	43歳 8ヶ月	20年 4ヶ月
（一般職員）	4,541	4,441	249	172	43歳11ヶ月	13年 3ヶ月
営業職員	32,206	35,163	5,439	5,504	46歳 8ヶ月	12年 4ヶ月
（男　　性）	391	402	37	38	46歳 1ヶ月	16年 6ヶ月
（女　　性）	31,815	34,761	5,402	5,466	46歳 7ヶ月	12年 4ヶ月

平均給与（職員）

（単位：千円）

区分	2020年3月	2021年3月
職　　員	347	349

（注）平均給与月額は、各年3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区分	2019年度	2020年度
営業職員	254	254

（注）平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

◆教育研修制度

やりがいと誇りを持って挑戦し続けるために住友生命では、一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、職員の能力開発およびキャリア形成に、積極的に取り組んでいます。ここでは、職種ごとに用意された、それらの研修制度をご紹介します。

【営業職員の教育・研修制度】

個人の成長ステップに応じたきめ細かな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムにより、保険の社会的意義の理解、社会保障制度・生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識に加え、お客さまの健康増進に寄与するための健康知識をマスターすることで、ひとりでも多くのお客さまのご相談・ご要望にお応えしていきます。

これらを通じて、“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供できる豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた人財の育成を目指していきます。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得推進を実施しています。

【ビジネスキャリア職の教育・研修制度】

お客さま本位の仕事と組織貢献を目指して、担当職務の事務責任者として効率的な業務遂行・対人対応力をはじめ様々なスキルが求められます。その能力開発に対する支援をはじめ、OJTを補完する実務研修、キャリア開発という視点での研修を実施しています。

＜更なるステップアップへ向けて＞

自身のキャリアプランに合わせて、総合キャリア職へ職種変更することも可能です。より高度な専門性やマネジメント力を発揮できるように、各種研修でフォローを実施しています。

【総合キャリア職の教育・研修制度】

社内の変革を推進でき、高度な専門性とマネジメント力を備えたいわゆる「プロフェッショナル人財」を早期にかつ多数育成するための教育制度を整備しています。また、職員の自律的な能力開発を支援するために、多様な能力開発プログラムを提示しています。

若手職員を対象に、自らの意思でキャリアエリアを選択・申告し、各領域における将来の活躍を目指し、所属長や人事部は、本人希望を踏まえた職務・役割付与ならびに人事運用を行う「マイキャリア運営」も実施しています。

【総合営業職の教育・研修制度】

入社後3年間は、法人・個人を問わず、保険のコンサルティング営業力を身につけ、実践する期間と位置付けた教育育成制度を設けています。

具体的には、保険コンサルティングのプロとして、真にお客さまのご要望にお応えするために、OJTによる金融知識・コミュニケーションスキル・人間力向上のための、きめ細やかな指導、Off-JTによるキャリアアンカー形成機会提供を行っています。

4年目以降は、指導スキルやマネジメントスキルの向上、キャリア形成のための研修も用意しています。

◆住友生命サービス網(2021年7月1日現在)

本社・東京本社

	所在地		電話番号
本社	〒540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-1100

法人取引関係部門

	所在地		電話番号
(本社)総合法人部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
関西総合法人部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
第1総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
第2総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
第3総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
中部総合法人部	〒461-0004	愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル5F	(052) 936-1501
中国四国総合法人部	〒730-0037	広島市中区中町7-22 住友生命広島平和大通りビル4F	(082) 236-8390
九州総合法人部	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	(092) 409-6128
都心総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
公法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
金融総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-6179
法人総括部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4690
法人総合サービス部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6947-3381
年金事業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4766
代理店事業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4980
代理店営業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-5866

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506

支社・ご来店サービスセンター(SC)・本部・すみれい事業部・海外駐在員事務所
(2021年7月1日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問合わせ、お手続きは前ページに記載のスミセイコールセンターまでお願いします。

支社・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
＊札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
＊旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 TKフロンティアビル4F	(0166) 23-4778
＊釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
＊北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
＊青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 SS青森ビル8F	(017) 723-1513
＊盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 L.Biz盛岡4F	(019) 651-6713
＊仙台支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30ビル13F	(022) 222-3982
＊秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山ニビル1F	(018) 833-4179
＊山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル4F	(023) 622-1444
＊福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
＊栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
＊小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル4F	(0285) 25-9984
＊群馬支社	371-8539	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル9F	(027) 289-8430
＊水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル4F	(029) 224-9113
＊新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル8F	(025) 243-1143
＊長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 長岡STビル6F	(0258) 33-5518
＊東京ご来店SC	103-0025	中央区日本橋茅場町2-10-5 住友生命茅場町ビル6F	(03) 3527-2571
東京中央支社	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル6F	(03) 3272-8022
東京東支社	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
江東臨海支社	136-0071	東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル4F	(03) 5875-1802
新宿支社	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 3348-6833
渋谷支社	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー14F	(03) 6416-5707
東京北支社	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 NBF池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
都北支社	115-0055	東京都北区赤羽西1-7-1 パルロード3 11F	(03) 5948-8523
東京南支社	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
＊東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 立川錦町SSビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677

名称	〒	所在地	電話番号
＊山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
＊千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
＊柏常総支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
＊埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 日進熊谷ビル5F	(048) 521-4045
＊埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
＊越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
＊横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	210-8552	川崎市川崎区東田町11-28 メットライフ川崎ビル3F	(044) 244-8473
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル4F	(0463) 21-1624
＊町田支社	194-0021	町田市中町1-25-14 武藤ビル3F	(042) 726-4314
＊長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
＊松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 リーガル松本ビル4F	(0263) 32-0355
＊岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 G-frontⅡ4F	(058) 265-1423
＊静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル2F	(054) 254-5496
＊浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
＊沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
＊名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
愛知中央支社	460-0008	名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル2F	(052) 265-6541
＊愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 アドバンス・スクエア岡崎西館4F	(0564) 21-2143
＊三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
＊富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
＊金沢支社	920-0869	金沢市上堤町1-18 住友生命金沢上堤町ビル7F	(076) 231-1283
＊福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
＊滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
＊京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
＊大阪ご来店SC	540-0001	大阪市中央区城見1-4-24 OBPキャッスルタワービル1F	(06) 6937−2121

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
大阪中央支社	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066
大阪団体支社	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
＊天王寺支社	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 サンビル阿倍野7F	(06) 6647-7733
新大阪支社	564-0052	吹田市広芝町9-28 江坂三生ビル6F	(06) 6369-7930
＊茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 現代茨木ビル3F	(072) 633-1442
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
京阪支社	573-0027	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
＊堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル7F	(072) 238-7062
＊岸和田支社	596-0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
＊東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
＊奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
＊和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
＊神戸支社	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
＊姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 姫路NKビル2F	(079) 224-1883
＊明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 エヌグラン明石8F	(078) 917-1495
＊鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
＊松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル4F	(0852) 22-2257
＊岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210

名称	〒	所在地	電話番号
＊広島支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 広島稲荷町NKビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 福山ビル8F	(084) 924-1168
＊山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
＊徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
＊高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 高松NKビル7F	(087) 821-4443
＊松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
＊新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
＊高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル8F	(088) 822-2103
＊福岡支社	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル11F	(092) 409-6120
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
＊北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
＊佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
＊長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル9F	(095) 826-3276
＊熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
＊大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル9F	(097) 535-1779
＊宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル4F	(0985) 26-1613
＊鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
＊沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

本部

首都圏本部	160-0003	新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル8F・11F	
中部本部	461-0004	名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル5F	
近畿北陸本部	541-0041	大阪市中央区北浜1-9-11 住友生命大阪北浜ビル3F	
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	

すみれい事業部

すみれい事業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
大阪すみれい事業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345

海外駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所	142 West 57th Street, 11th Floor, New York, NY 10019, U.S.A.	(212) 521-8340
ハノイ駐在員事務所	11th floor,Thu Do building,72 Tran Hung Dao,Hoan Kiem,Hanoi,Vietnam	(24) 3946-0444
北京事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号北京発展大厦1幢7階719室	(10) 6561-6120

◆総代の数および選出方法について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）となっています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の直接選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適当かということを勘案したうえで、信任投票制度を採っています（立候補の制度は採用していません）。

総代の選出は、2年ごとに定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定めたうえで、これに沿った具体的候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。その後、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票を実施します。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

＊総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

総代候補者選考基準

1.総代候補者の資格基準	a.当会社の社員である人 b.総代としての重任期間が2期を超えない人 c.他の生命保険会社の総代に就任していない人 d.当会社の現職役員または従業員でない人
2.総代候補者に求められる要件	a.生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人 b.総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人 c.当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人 d.以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人 （1）保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人 （2）専門的な観点から提言等を行うことが可能である人 （3）会社経営（マネジメント）の観点から提言等を行うことが可能である人
3.総代の地域別定数割当基準	総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合に基づいて算出した定数が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
4.総代の構成基準	多様性とそのバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

◆総代〈都道府県別五十音順、敬称略　2021年7月2日現在〉

都道府県	氏　名	職　業
北海道	天内　健吾	株式会社天内工務店 代表取締役
同	栗山佐也香	社会福祉法人北叡会 常務
同	齊藤　勝	株式会社北海道銀行 専務執行役員
同	田中　薫	医療法人社団田中医院 理事
同	豊島　佳郎	株式会社ナカジマ薬局 勤務
同	日野　輝生	株式会社緑化産業 専務取締役
同	森本　千晶	日成工機株式会社 代表取締役
同	若狹　牧子	北海道農業共済組合連合会 勤務
青森県	坂本　朋子	興陽電設株式会社 代表取締役社長
同	原　真紀子	医療法人アンド・アイ 理事・事務長
岩手県	加藤　裕一	共益商事株式会社 代表取締役社長
宮城県	五十嵐　信	株式会社七十七銀行 代表取締役専務
同	菊地　綾乃	株式会社あいあーる 相談役
秋田県	奥　真由美	株式会社オクシュープラス 取締役副社長
山形県	髙橋　修	ネッツトヨタ山形株式会社 代表取締役社長
福島県	竹内　誠司	株式会社東邦カードおよび株式会社東邦クレジットサービス 代表取締役社長
茨城県	岡田　幸彦	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授
同	久保田智子	株式会社久工 代表取締役
同	中庭　芳子	主婦
同	森田　慶一	社会福祉士
栃木県	市川　大士	宇都宮アイフルホーム株式会社 代表取締役社長
同	伊原　修	株式会社大高商事 代表取締役社長
同	佐橋　智美	ＴＣＢ観光株式会社 取締役副社長
同	前田　尚美	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 勤務
群馬県	相川　愛	株式会社アイ・ティ・エス 常務取締役
同	木部　和雄	株式会社群馬銀行 相談役
同	住吉麻由子	株式会社グランティーナ 代表取締役社長
埼玉県	小笠原伸恭	株式会社ゲートオンロジスティクス 代表取締役
同	小泉　恭子	クリナップ株式会社 勤務
同	寺田　俊行	日本税理士協同組合連合会 勤務
同	永瀬　春菜	大日本印刷株式会社 勤務
同	中村　元信	日東商事株式会社 代表取締役社長
同	丸山　仁未	埼玉太平洋生コン株式会社 勤務
同	村田小百合	社会保険労務士
千葉県	木南　美穂	株式会社共立工機 専務取締役
同	武居　秀治	株式会社キッツ 勤務
同	徳竹　文子	株式会社日産クリエイティブサービス 勤務
同	花島　恭一	ちばぎん保証株式会社 取締役会長
東京都	青柳　英子	東京ビジネスサービス株式会社 勤務
同	浅井　弘章	弁護士
同	池亀　美紀	三井住友建設株式会社 勤務

都道府県	氏　名	職　業
東京都	石川　隆道	マネックス証券株式会社 勤務
同	大久保　淳	株式会社竹中工務店 勤務
同	久保　健	三井住友カード株式会社 特別顧問
同	琴浦　諒	弁護士
同	塩月　燈子	株式会社サイバーエージェント 取締役（常勤監査等委員）
同	高野　健吾	元株式会社横浜銀行代表取締役常務執行役員
同	田中　美樹	ティーコム株式会社 代表取締役社長
同	德本　穰	九州大学大学院法学研究院 教授
同	仲井間華奈	看護師
同	中村　恭将	株式会社日建ハウジングシステム 勤務
同	新野　隆	日本電気株式会社 代表取締役 副会長
同	錦野　裕宗	弁護士
同	浜本健太郎	アサヒグループホールディングス株式会社 勤務
同	原田　毅	不動産鑑定士・株式会社ティーマックス 代表取締役
同	福田　有子	福田一弘税理士事務所 勤務
同	渕邉　博子	医療メガネ専門店 経営
同	町田　公志	元ＳＧホールディングス株式会社取締役
同	三田　昌弘	キーウェアソリューションズ株式会社 代表取締役社長
同	南　章行	株式会社ココナラ 代表取締役会長
同	宮﨑　裕士	弁護士
同	森本　雄司	公益財団法人鉄道弘済会 会長
同	横尾　健司	株式会社ヨコオ 取締役兼執行役員常務
同	横塚　昌子	主婦
神奈川県	浅井　宏行	住友金属鉱山株式会社 顧問
同	伊藤　彰一	株式会社和キャピタル 専務取締役
同	大谷　未菜	株式会社ＮＴＴファシリティーズ 勤務
同	川本　敏之	川本工業株式会社 取締役
同	木住野　薫	カルチャー日吉 勤務
同	木村ゑみ子	株式会社ライフ・コア横浜 取締役
同	桑田　洋	アンリツ株式会社 勤務
同	河野　力	株式会社東急コミュニティー 勤務
同	坂井　満	株式会社アイネット 代表取締役兼社長執行役員
同	玉井　光一	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 代表取締役会長
同	津田　博之	アマノ株式会社 代表取締役社長
同	中村　行宏	株式会社テレビ神奈川 取締役相談役
同	野上　麻子	医師
同	東野　正嗣	日本アイ・ビー・エム株式会社 勤務
同	前川　達哉	蝶理株式会社 勤務
新潟県	小原　清文	第四北越証券株式会社 代表取締役社長
同	新貝広太郎	新貝工業株式会社 代表取締役社長
同	髙橋　幸	株式会社長生園 取締役

都道府県	氏　名	職　業
富山県	大野　千晶	有限会社大野クレーン興業 取締役
石川県	濱崎　英明	株式会社北國銀行 代表取締役会長
福井県	吉田　真士	株式会社福井新聞社 代表取締役社長
山梨県	長澤　泰史	株式会社早野組 執行役員
長野県	清水　秋雄	元長野カード株式会社取締役社長
同	堤　由紀子	株式会社グレート長野 取締役
岐阜県	井上愼一郎	太陽電機工業株式会社 代表取締役社長
同	海老　千鶴	岐阜県立東濃実業高等学校 教員
同	下村　珠希	主婦
静岡県	青木　正亘	株式会社マルエ製作所 代表取締役
同	伊藤　公保	ヤマハ株式会社 顧問
同	遠藤奈穂子	富士コミュニティエフエム放送株式会社 勤務
愛知県	太田　雅晴	中部鋼鈑株式会社 顧問
同	岡田かよ子	株式会社刈谷ホーエー家電 取締役
同	加藤　英典	株式会社三省工房 代表取締役
同	塩谷　豊久	鹿島建設株式会社 勤務
同	中根　重松	愛知産業大学 勤務
同	中村　昌弘	元株式会社名古屋銀行取締役頭取
同	森田　剛司	株式会社トウチュウ 代表取締役社長
同	渡部由美子	リ・ライフ株式会社 代表取締役
三重県	伊藤　謙吉	伊藤商運有限会社 取締役会長
同	岸邊　均	元株式会社オリバー常務取締役
同	竹上亀代司	丸亀産業株式会社 代表取締役会長
同	種橋　潤治	株式会社三十三銀行 特別顧問
滋賀県	浅井　庄平	税理士
同	魚住かおり	有限会社佐水板金工業 役員
京都府	尾池　均	尾池工業株式会社 代表取締役社長
同	大森　剛	弁護士
同	小原紗矢香	株式会社レオパレス２１ 勤務
同	白井　正和	京都大学大学院法学研究科 教授
同	杉澤　晴湖	主婦
大阪府	荒川　善子	水三島紙工株式会社 勤務
同	岡野　幸男	レンゴー株式会社 常務執行役員（上席）
同	岡本　啓子	主婦
同	笠井　実	笠井産業株式会社 代表取締役社長
同	香曽我部武	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長 ＣＦＯ
同	光村　公介	エア・ウォーター株式会社 常務執行役員
同	湖東　幸弘	近畿日本鉄道株式会社 常勤監査役
同	小林　淳	南海電気鉄道株式会社 執行役員
同	佐野　友亮	丸大食品株式会社 勤務
同	園田　敦子	株式会社野出運輸 専務取締役
同	竹中佐江子	株式会社竹中製作所 代表取締役社長
同	竹野　英祥	ダイゴー株式会社 常務取締役
同	近澤　佳之	三協塗装工業株式会社 代表取締役
同	新原　聡子	西日本旅客鉄道株式会社 勤務
同	橋本　貞子	主婦
同	橋本　直子	主婦
同	諸岡　加奈	トッパン・フォームズ株式会社 勤務
同	山口　徹	株式会社ＴＯＹＯ Ｈ＆Ｉ ＣＥＯ

都道府県	氏　名	職　業
大阪府	山平　恵子	上新電機株式会社 取締役
同	和田　祐一	日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社 常務執行役員
兵庫県	鍜治　竜也	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 勤務
同	澤田　拓子	塩野義製薬株式会社 取締役副社長
同	島川　博光	立命館大学情報理工学部情報理工学科 教授
同	髙橋　孝一	ダイキン工業株式会社 専務執行役員
同	田島　乾	株式会社服部 代表取締役社長
同	津賀　一宏	パナソニック株式会社 取締役会長
同	羽牟　正一	関西テレビ放送株式会社 代表取締役社長
奈良県	田坂　隆之	大阪瓦斯株式会社 代表取締役 副社長執行役員
同	蔦田　守弘	株式会社鴻池組 代表取締役会長
同	橋本　隆史	株式会社南都銀行 取締役頭取
和歌山県	瀧川　嘉彦	株式会社瀧川建築デザイン事務所 代表取締役 所長
鳥取県	山下　弥生	株式会社ＦＭ鳥取 取締役
島根県	田中裕一郎	李白酒造有限会社 代表取締役社長
岡山県	大野佐智恵	有限会社共和熱研 取締役
同	金澤　右	川崎医科大学総合医療センター 特任教授
同	佐藤　哲子	さとうファミリークリニック 勤務
広島県	菅坂　典子	税理士
同	谷本しのぶ	主婦
同	中本　直美	株式会社本多 取締役
同	楢原　勇作	株式会社アルカンシエル 代表取締役
山口県	作間恵利佳	歯科医師
同	篠田　義仁	株式会社しのだ住研 代表取締役社長
徳島県	上原　英二	税理士
同	松﨑美穂子	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
香川県	生駒　学	税理士
同	藤田　徳子	株式会社フェアリー・テイル 代表取締役
愛媛県	井門さくら	株式会社ヒロコウ 取締役
同	大下　宗亮	愛媛大学大学院医学系研究科 救急航空医療学講座助教
同	瀬川　君子	社会保険労務士
同	本田　元広	株式会社愛媛銀行 代表取締役会長
高知県	斉藤　嘉一	株式会社高知事務機 代表取締役
福岡県	猪口　淳	株式会社ツルク 代表取締役
同	小原　知之	九州大学大学院医学研究院 講師
同	佐々木　夢	住友林業株式会社 勤務
同	杉町　慶治	元株式会社佐電工代表取締役社長
同	中村美樹夫	株式会社北洋建設 取締役常務
同	平岡　道代	有限会社平岡モータース 勤務
同	松本　美枝	株式会社イノウエ設備 勤務
同	渡邉　剛	渡辺鉄工株式会社 代表取締役社長
長崎県	岡村　康司	税理士
熊本県	中村　光宏	株式会社肥後ポリエチレン 代表取締役
同	宮本　律夫	税理士
大分県	織田　晃子	株式会社九州システム商会 代表取締役
同	下田　憲雄	大分大学経済学部教授・学長特命補佐・IRセンター長・国際教育研究推進機構副機構長
宮崎県	川野美奈子	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 常務理事
鹿児島県	辻　み咲	株式会社勇晃建設 取締役
沖縄県	玉城　義昭	株式会社沖縄銀行 代表取締役会長

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略　2021年7月2日現在〉

青木　博昭　弁理士
江口　忍　名古屋学院大学現代社会学部 教授
大宮　克己　高周波熱錬株式会社 代表取締役社長執行役員
髙山　完圭　司法書士
田村　直樹　株式会社タムラ製作所 代表取締役会長
鶴田　直之　福岡大学工学部電子情報工学科 教授
山川　敦子　野村證券株式会社 取締役
山川　悦子　トランスコスモス株式会社 勤務
横山　亜衣　主婦
渡辺　昭典　弁護士

◆審議員〈五十音順、敬称略　2021年7月2日現在〉

安藤　隆春　元警察庁長官
泉本小夜子　公認会計士
江川　昌史　アクセンチュア株式会社 代表取締役社長
金倉　讓　一般財団法人住友病院 院長
國部　毅　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
見城美枝子　青森大学 名誉教授・エッセイスト・ジャーナリスト
菰田　正信　三井不動産株式会社 代表取締役社長
玉木林太郎　公益財団法人国際金融情報センター 理事長
土居　丈朗　慶應義塾大学経済学部 教授
十倉　雅和　住友化学株式会社 代表取締役会長
名和　高司　一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻 客員教授

◆総代の構成(2021年4月1日現在)

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29(歳)	0.6 (%)
30～39	10.0
40～49	26.1
50～59	25.6
60～69	34.4
70～	3.3

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	4.4 (%)
東　北	4.4
関　東	34.4
中　部	12.8
近　畿	23.3
中　国	6.7
四　国	5.0
九　州	8.9

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	18.3 (%)
		定期付終身保険	6.0
		利率変動型積立終身保険	22.1
		定期保険	0.5
		その他	14.8
	生死混合保険	養老保険	2.2
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	2.2
		その他	2.7
	生存保険		0.0
個人年金保険			31.1

(注)剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

④ 職業別構成

職　業	構成比率
会社員	20.0 (%)
主婦	4.4
大学教授	3.9
言論界・ジャーナリスト	1.1
弁護士・医師	3.9
自営業者	28.9
会社役員	20.6
その他	17.2

(注1)職業別の構成比率は金融庁あて報告基準に基づいて算出しております。
(注2)2021年7月2日現在の内容です。

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～2000年度	32.8 (%)
2001年度～2005年度	10.0
2006年度～2010年度	15.6
2011年度～2015年度	27.2
2016年度～	14.4

◆審議員の構成(2021年7月2日現在)

年齢別構成

年　齢	人　数
～59(歳)	2 (名)
60～69	6
70～	3
合　計	11 (名)

◆社員の構成(2021年3月31日現在)

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29(歳)	5.4 (%)
30～39	10.8
40～49	18.6
50～59	22.6
60～69	18.9
70～	23.6

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	3.0 (%)
東　北	7.8
関　東	28.7
中　部	17.2
近　畿	21.8
中　国	6.4
四　国	4.5
九　州	10.7

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	14.9 (%)
		定期付終身保険	12.4
		利率変動型積立終身保険	23.5
		定期保険	0.7
		その他	12.3
	生死混合保険	養老保険	1.7
		定期付養老保険	0.2
		生存給付金付定期保険	1.2
		その他	2.0
	生存保険		0.1
個人年金保険			31.1

(注)剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

◆総代会の主な質疑応答

コロナ禍を受けたお客さまのニーズの変化について

商品別・チャネル別の契約動向から、コロナ禍を受けて求められる保障や健康増進に変化は見られますか。
その場合、そうした変化にどう対処していくべきでしょうか。

回　答

●このコロナ禍において、お客さまの健康不安や健康意識がさらに高まっており、「生きるリスク」にいかに備えるか、という保険ニーズはより一層顕在化していると考えております。

●こうしたお客さまの保険ニーズ・健康意識の高まりに対し、Vitality健康プログラムのレベルアップを含め、「健康」をキーワードに訴求し続け、今後さらに健康増進の分野をリードしてまいりたいと考えております。“住友生命「Vitality」”の加入者を対象として当社が実施した調査では、実際に多くのお客さまにおいて「健康」に対する意識の高まりが見られたほか、歩数の増加や血圧の改善といった効果に加えて、「Vitalityに加入して、生活の質が高まったように感じる」と回答されたお客さまが84%にのぼるなど、健康増進効果が表れております。

●さらに、Vitalityを開発した会社である南アフリカのDiscovery社が実施したVitality会員の調査では、健康的な習慣を身に付けている会員は、健康増進活動に取り組んでいない会員と比較して新型コロナウイルスによる死亡・入院リスクが低いという結果が数値として表れております。

●また、「就労不能・介護」「認知症」「医療」「老後」といった各リスクに対するニーズの高まりについてはコロナ禍以前より認識していた面もあり、今後も、商品戦略等をお客さまのニーズや社会の変化に照らしつつ、多様かつスピーディーな商品・サービスの提供を進めてまいります。

対面営業からWebを活用した営業への移行について

コロナ禍において、対面営業がWebでの営業に変わったと思いますが、パーセントでどれくらい移行したのでしょうか。
また、それによるメリット、デメリットがあれば教えていただきたい。

デジタル化への取組み状況について

感染防止や「withコロナの時代の営業」を考えると、今後、デジタルツール(LINE WORKSやZoom)等の活用がますます重要になってくると考えますが、デジタル化への取り組み状況を聞かせて頂きたい。(デジタルツールの活用が重要になり、これを進めていく必要がある一方で)60代以上などの高齢層のお客さまは利用が難しいことも否めないと考えます。このような年齢層のお客さまへの対応策をどのように考えておられるのかを聞かせて頂きたい。

デジタル化が進む中における加入者に応じた対応について

今コロナといった大変な時期、人との対面が難しい世の中、ましてデジタル化の時代、私を含め高齢者といわれている方の中には機械についていけないという方も多々いると思います。
これから10年、20年後にはデジタルをすべての方が毛嫌いすることなく活用できる時代になるかもしれませんが、今この先10年20年が今の高齢者にとっては保険が大事なものになると思いますので、これからも保険に加入されている方の年齢等に応じて明確な対応(わかりやすい)をいち早くお願いしたいです。
またVitalityはとても良い保険だと思います。これからも幅広い年齢に関係なく社会に貢献する保険を考える住友生命であってほしいと思っています。

営業職員チャネルの今後のあり方について

今後オンラインでの手続き比率の増加が進んでいくことは疑う余地がないと考えます。そんな中で、主な販売チャネルを営業職員チャネルとしてきた住友生命は営業職員の今後の在り方をどう考えているのかお伺いしたいです。

回　答

●コロナ禍における非接触での対応ニーズの高まりを踏まえ、2020年9月にビジネスチャットツール「LINE WORKS」やWeb面談ツール「Zoom」を導入し、2021年1月にはWebによる加入申込みを開始するなど、感染リスクの抑制とお客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。

●これらにより、新契約のご提案や定期訪問等の様々な場面で、営業職員による非接触でのコンサルティングの提供やスマートフォン等を活用したWeb申込手続きが可能となっております。

●なお、単純なWebへの移行率の計測は難しい側面がありますが、都心エリアにおけるデジタルで完結したコンサルティングは全体の約10%程度、申込手続きは約5%程度と推計しております。

●デジタルツールの活用により、お客さまへのコンタクトの機会が新たに生まれたことはメリットの一つであると考えております。一方で、ご高齢の方などデジタルツールに不慣れな方や、ご自身での各種お手続きの請求が困難な方に対しては、より丁寧で寄り添った対応が必要であると考えております。

●このように、「直接訪問」あるいは「非接触」どちらか一方ということではなく、あくまでもお客さま一人ひとりの状況やご意向に沿った対応を行っております。

●当社としては、営業職員による「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することでさらに人の強みを活かしていく、という趣旨でのデジタル化を主眼に置きつつ、お客さまの体験価値を向上させるサービスの拡充に努めてまいります。

●また、契約のアフターフォローは当社の重要業務であり、現状においては人によるサービスを望まれるお客さまも相応にいらっしゃることから、当社の約1000万件という保有契約のボリュームに鑑み、現時点では、現状の3万名強という営業職員体制は維持してまいりたいと考えております。

長寿社会に対応した商品・サービスの開発と、ライフステージの変化に伴う保険の見直しについて

長寿社会の到来に対し、お客さまのニーズにお応えする商品・サービスの開発はどのようなスタンスで行っているのでしょうか。
また、お客さまの生活環境が変化した時の保険の見直し対応についての取組方針をお教えいただければと思います。

回　答

●当社では、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献するという方針のもと、社会環境の変化やお客さまのニーズの変化に応じた商品・サービスの提供に努めております。

●具体的には、ご契約者懇談会や苦情など様々なお客さまの声、日本の人口構造の変化、医療技術の進歩、社会保障の動向、女性の社会進出といった社会環境の変化や、競合他社・販売チャネルの動向など様々な要因を踏まえて商品・サービスの開発を行っております。

●最近の例では、長寿社会の到来によるお客さまのニーズを踏まえて、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”や、認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）から保障する「認知症PLUS」、がんが再発した場合でも、所定の入院を要件に何度でも保険金をお支払いする「がんPLUS ALIVE」といった商品を発売しております。

●サービス面では、高齢となったご契約者に代わってあらかじめ登録いただいたご家族による保険のお手続きを可能とする「スミセイのご家族アシストプラス」の推進や、お客さまが介護や老後のお悩みを相談できる「ウェルエイジングサポートあすのえがお」といった介護関連サービスの充実なども行っております。

●また、お客さまの生活環境の変化に応じた保険の見直しニーズに関しては、「スミセイ未来応援活動」と称した定期訪問活動でご家族構成等のお客さまの状況をおうかがいしながら、最新の保障をお知らせするとともに、必要に応じて保障の見直しを提案させていただいております。

●なお、人生100年時代の到来を踏まえて、社内の様々な部門で構成する「人生100年サポート協議会」を設置し、高齢社会の様々な課題を幅広い分野から研究するジェロントロジー等の学問的知見を商品・サービスに取り入れる取組みも始めております。

●引き続き、お客さまのニーズにお応えできる商品・サービスの開発に努めてまいる所存です。

心の健康に対する取組みについて

ウェルビーイング、よりよく生きることに対して価値を提供するという方針がとても素晴らしいと感じています。身体的な健康に資するサービスについては、現状のVitalityで提供されているサービスがかなり充実してきていると感じています。

一方で、心の健康に対するサービスについて具体的な取り組みは検討していますでしょうか。うつ病患者の増加やメンタルヘルスの問題は、経済に与える損失も大きいとされています。このような課題に住友生命としての取り組みや、今後の方針があればお聞きしたいです。

回　答

●当社は、「よりよく生きる＝ウェルビーイング」への貢献を目指しており、こうした観点からは、身体の健康だけでなく、精神的・社会的な意味での「健康」が今後ますます重要になっていくと考えております。

●“住友生命「Vitality」”においては、ストレスや日々の心理状態等をオンライン上でセルフチェックしていただける「こころのチェック」や、ご家族・ご友人や社会とのコミュニケーションの増加につながるイベントへの参加機会の提供等も行っており、「精神的な健康」に資する側面もあります。実際に、加入者に対する調査において「Vitalityに加入して生活の質が高まったように感じる」とご回答いただいた方が84％にのぼるという結果が出ております。

●加えて、保険だけではなく様々な事業者をつないでウェルビーイング実現のためのサービスを提供する「Well-being as a Service（WaaS）」という価値ネットワークの構築にも取り組んでおり、この取組みの一つとして、心の「健康」に資するサービスを検討しております。

●具体的には、小さなお子さまを抱える母親のストレスマネジメントサービスの開発をスタートアップ企業等の複数の企業と共同で検討し、現在、実証実験を行っております。

●そのほかにも、働く従業員のメンタルケアサービスや、お客さまの様々なライフステージとその時々の状況に応じた心の「健康」に資するサービスを幅広く検討しており、こうした取組みを通じて、今後もお客さまの「よりよく生きる＝ウェルビーイング」の貢献に取り組んでまいります。

学校におけるキャリア教育の推進について

これからの時代、お金の授業は必須であると思いますが、同じくらい大切なことは“生き方の教育”であると思っています。例えば人生設計や保険のことを教えていくことです。時代の大きな転換期を迎えてこれからの未来がこれまでとは大きく変化していきます。AIが生活の中の大部分を占めていくでしょうし、働き方も大きく変化します。当然生活の仕方や価値観も変わっていきます。

私が是非ともお願いしたいのは、学校教育の中にお金を学ぶことに加え“生き方”や“働き方”を教えていくことに、ぜひ私どもが企業リーダーとなり未来を担う子どもたちのために持っている知識、経験、スキル、情報を活用し教育の分野において社会貢献ができないでしょうか。「キャリア教育＆SDGs推進部門」を作って頂き、ライフプランニング授業を柱とするプログラムを学校のキャリア教育に活かしてもらうべく提供していきませんか。

回　答

●当社は中期経営計画の中で「SDGs達成への貢献」を基本方針に掲げており、未来の世代に対してしっかりと貢献していくことが大切であると考えております。まさに、ご指摘の「キャリア教育の推進」は、SDGsを柱にした経営を進めていく上でも極めて重要な視点であると認識しております。

●そうした認識の下で、当社では様々なCSR・社会貢献活動を行っており、「子育て支援」についても「健康増進」「地球環境の保護」とともに、重点分野の一つとして様々な取組みを進めております。

●具体的には、子どもたちの健やかな育ちと社会全体での子育てを応援するため「子どもたちの居場所」にスポットをあて、出産前から学童期、小中学校、大学まで切れ目のない支援を行っており、子育て支援活動表彰等を行う「未来を強くする子育てプロジェクト」、企業初の全国展開の学童保育支援「スミセイアフタースクールプロジェクト」、子どもたちの情操教育支援を目的とした「こども絵画コンクール」などに取り組んでおります。

●今後も、未来を担う子どもたちの“よりよく生きる”、まさに、子どもたちのウェルビーイングにも貢献していけるよう努めてまいります。

●また、生命保険業界全体としても金融リテラシーの向上に関する取組みを継続的に行っております。

●一般社団法人生命保険協会や公益財団法人生命保険文化センターにおいては、中学生向け、高校生向け、大学生向け、一般向けと、層別にライフプラン・資産形成・保険について学べるコンテンツや教材の作成、講座の実施をしております。

●学校教育におけるプログラムの導入については、当社の社会貢献活動との親和性も高く、業界としても引き続き金融リテラシー向上に向けた取組みを積極的に推進する方針を掲げておりますので、引き続き当社・協会、それぞれの中における取組みを検討してまいりたいと考えております。

◆ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例

なかなか外に出られない状況で、ジムにも行けずに困っていたが、家でジムのレッスンが受けられたのは大変楽しかった。

外出自粛等の影響で運動機会が減少する中においても、Vitality会員が前向きに楽しんで運動に取り組んでいただくべく、「おうちVitality応援特典」と題して期間限定の追加特典やご自宅でできるエクササイズのオンラインレッスン特典の提供、および運動動画の配信等を実施しました。

特に、オンラインレッスン特典は、2020年7月から2021年3月の9か月間での受講人数はのべ約37万名と、大変ご好評いただいております。

今後もお客さまのご意見・ご利用状況、新型コロナウイルスの感染拡大を含めた環境変化等を踏まえ、より魅力ある特典をご提供できるよう努めてまいります。

デジタル化を進めていくと思うが、どういったかたちでどのようなツールで非接触のお客さまへの活動をされるのか？

新型コロナウイルスの感染拡大防止、および「新しい生活様式」への変革に対応する観点から、お客さまとの新たなコミュニケーションツールとして「LINE WORKS」を、提案時等に非接触での先進のコンサルティングを提供するためのツールとしてウェブ面談ツール「Zoom」を導入いたしました。このように、新しい生活様式に対応した営業スタイルを確立し、非接触等が求められる環境下にあっても、これまでと変わらない営業職員によるコンサルティング提供の実現に向けた取組みを進めております。

このほか、コロナ禍の影響を踏まえた対応として、感染拡大の防止を最優先事項とした「お客さま未来安心活動」を実施しております。同活動は、デジタルツール活用の前提となるメールアドレスや携帯電話番号、およびスミセイダイレクトサービス（※）への登録をご案内するもので、非接触にあってもお客さまとの接点を維持していくために取組みを推進しております。

なお、訪問でのコンサルティングをご希望されたお客さまに対しては、訪問前の職員の検温、マスクの着用、消毒等の感染防止策を徹底のうえ、実施しており、今後もお客さま一人ひとりのご意向に添ったサービスやコンサルティングの提供に努めてまいります。

※ご自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ATMで、簡単に入出金取引・各種お手続き・契約内容照会をご利用いただけるサービスです。

契約の提案時、手交される紙資料が多いと感じる。SDGsの観点からもペーパーレスを推進してもらいたい。

保険商品のご提案時のペーパーレスに向けては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、訪問での説明を希望されないお客さまも多いことから、Eメール等の通信手段を使用したペーパーレス資料（商品説明動画や電子パンフレット等）でのご提案を推進しております。今後、ペーパーレス資料の拡充を引き続き検討し、ご契約時にお客さまへお渡しすることが義務付けられている設計書（契約概要）等の資料に関しましても、電磁的な方法での手交を可能とするよう検討してまいります。

ご契約の申込手続きは、訪問での営業職員端末による電子手続きに加え、非接触での手続きを希望された場合に、お客さまのスマートフォン等によりお手続きができるよう、2021年1月よりWeb申込みを開始しました。

なお、2020年4月より、従来ご加入時に冊子でお渡ししておりました「ご契約のしおり（※）」は、ホームページに掲載の「ご契約のしおり」をご案内することとし、ペーパーレスの一層の推進を図っております。

今後も更なるペーパーレスに向けた取組みを検討してまいります。

※約款の重要な事項（生命保険契約へのお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項など）およびご契約のお取扱いについて大切な事項を分かりやすくまとめたものです。

◆商品一覧

保険種類一覧

（2021年7月時点）

契約年齢範囲

ご契約の目的	保険種類	愛称・契約年齢範囲※1（0歳～90歳）
「就労不能・介護保障」「死亡保障」「認知症保障」「医療保障」「資産形成」の中から必要な保障を組み立てて準備されたい方に	特約組立型保険 利率変動型積立（終身）保険	［プライムフィット・ライプワン］未来デザイン（1UP）Vitality［18～65歳］
		［プライムフィット・ライプワン］スクエアライン（1UP）Vitality［18～75歳］
		［プライムフィット・ライプワン］未来デザイン（1UP）［15～65歳］
		［プライムフィット・ライプワン］スクエアライン（1UP）［15～75歳］
		［3～14歳］――［プライムフィット・ライプワン］わんぱっく
最新の医療保障等をお望みの方に	利率変動型積立（終身）保険	Qパック Vitality［18～75歳］
		Qパック［3～75歳］
充実した医療保障をお望みの方に	医療保険	ドクターGO（ジーオー） Vitality 定期タイプ［18～70歳］
		ドクターGO（ジーオー） Vitality 終身タイプ［18～80歳］
		ドクターGO（ジーオー） 定期タイプ［0～70歳］
		ドクターGO（ジーオー） 終身タイプ［15～80歳］
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの千客万頼［20～85歳］
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	バラ色人生［15～75歳］
		バリューケア［15～75歳］
		終身保険※2［15～80歳］
		ロングジャーニー※2［15～90歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンプレム［20～74歳］
		エンプレム新長期プラン［20～75歳］
		エンプレムGP［20～75歳］
		グランド パスポート［15～75歳］
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言［0～70歳］
積立も保障もお望みの方に	養老保険	自由保険※2［0～70歳］
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険	たのしみワンダフル［0～75歳］
		新たのしみ年金※2［15～80歳］
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に		［0～8歳］――たのしみキャンバス
	こども保険	［0～9歳］――スミセイのこどもすくすく保険
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 財形年金積立保険	財形貯蓄プラン［15～80歳］
		財形住宅貯蓄・財形年金［15～54歳］

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品※4

就労不能・介護保障をお望みの方に	健康増進型保険（円建）	1UP Vitality［18～65歳］
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険（円建）	ふるはーとJロードプラス※2［15～90歳］
		ふるはーとSアドバンス※2［15～90歳］
		ふるはーとWステップ※2［15～90歳］
		ふるはーとF［15～80歳］
		ふるはーとL<介護プラン>［15～75歳］
		ふるはーとL［15～75歳］
	終身保険（円建・外貨建）	プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建）※2［15～80歳］
	終身保険（外貨建）	ふるはーとJロードグローバルⅡ※2［30～90歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険（円建）	ふるはーとプレミアム［20～75歳］
セカンドライフのための資金をお望みの方に	定額年金保険（円建）	たのしみ未来［0～75歳］
	個人年金保険（外貨建）	たのしみグローバルⅡ　（指数連動プラン・定率増加プラン）※2［0～90歳］
		たのしみ未来グローバル※2［0～75歳］
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	定額年金保険（円建）	［0～8歳］――たのしみ未来<学資積立プラン>
	個人年金保険（外貨建）	［0～8歳］――たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>※2
	学資保険（円建）	［0～9歳］――スミセイのこどもすくすく保険

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	たよれるYOUプラス［20～85歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンプレムYOUプレミアム※3［20～75歳］

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンプレムYOUプレミアム※3［20～75歳］

●ゆうちょ銀行でお取り扱いしている商品

セカンドライフのための資金をお望みの方に	変額個人年金保険	たのしみYOUプラス※2［0～75歳］

※1 契約年齢範囲は、性別・保険料払込期間・更新年齢等により異なることがあります。
※2 終身保険（一時払い）、ロングジャーニー、自由保険（一時払い）、新たのしみ年金（一時払い）、ふるはーとJロードプラス、ふるはーとSアドバンス、ふるはーとWステップ、プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建）、ふるはーとJロードグローバルⅡ、たのしみグローバルⅡ（指数連動プラン・定率増加プラン）、たのしみ未来グローバル、たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>、たのしみYOUプラスについて、金利情勢等によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
※3 現在、お取扱いを休止しております。
※4 愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。

生前給付特約

（2021年7月時点）

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
生活障害収入保障特約	就労不能・介護年金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
	就労不能・介護保障充実給付金	「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が30日・60日・90日・120日・150日継続したとき」または「就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき※」にお支払いします。 ※「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」は除きます。
	特定障害給付金	「精神障害で公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき」または「当社所定の精神障害で継続して180日以上入院されたとき」にお支払いします。契約年齢が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。
生活障害終身保険特約	死亡保険金	死亡されたときにお支払いします。
	就労不能・介護保険金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
認知症保障特約	軽度認知障害給付金	生まれて初めて軽度認知障害（MCI）または器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
	認知症保険金	生まれて初めて器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
特定重度生活習慣病保障特約	特定重度生活習慣病保険金	9つの重度生活習慣病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患・重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎）に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約(15)［総合型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害・がん型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険契約者代理特約	――	契約者が契約に関するお手続きができない場合にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定のお手続きをすることができます。
被保険者代理特約	――	被保険者が給付金や保険金などを請求できない場合にあらかじめ指定した被保険者代理人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

災害疾病特約

（2021年7月時点）

特約名称	保険金・給付金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金	疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金	不慮の事故による傷害または疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約(09)	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	所定のがんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
がん診断特約	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
がん診断継続保障特約	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
	がん入院一時給付金	直前のがん診断保険金またはがん入院一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんにより1日（日帰り）以上の入院を開始されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金 先進医療保障充実給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは不慮の事故による傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1～10割をお支払いします。

●保険金・給付金などのお支払理由・保険料お払込免除理由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件・診断基準を満たすことが必要です。
●ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。

◆お客さま満足の向上

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする── その使命感をもって、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

●「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢

職員一人ひとりがお客さま本位の業務を実践するなかで、「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービス開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。

寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。

特に苦情については「お客さま本位推進部」で一元管理し、その分析に基づく改善を推進しています。そのうち部門横断的・全社的な課題については、社長を委員長とする「お客さま本位推進委員会」において改善策の検討を行う等、必要な対策を講じています。

また、消費者志向経営推進組織が実施する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」に参加しており、「消費者志向自主宣言」をホームページに掲載しています。

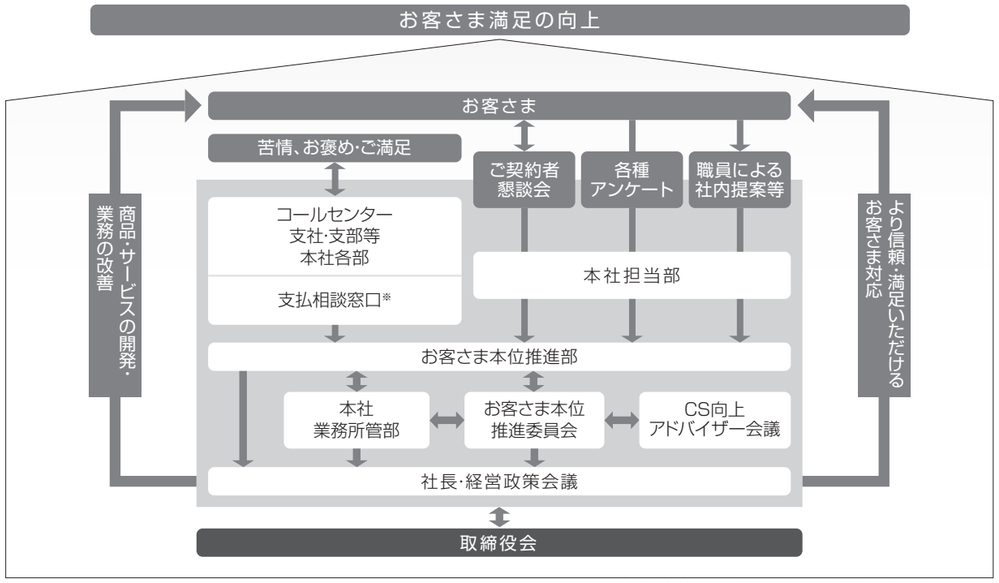

※保険金等のお支払に関する相談の専用窓口です。

●CS向上アドバイザー会議

「お客さま本位推進委員会」の諮問機関として2008年3月から消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を設置しており、よりお客さまの視点に立った施策を策定・実行しています。

社外委員（敬称略）

- ●江口文子（弁護士）
- ●佐藤洋子（日本消費者協会相談室 相談員）
- ●小浦道子（東京消費者団体連絡センター事務局長）
- ●森俊彦（日本金融人材育成協会会長）

●「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さまの声」を経営に活かすうえで、苦情やお褒め・ご満足の声をデータベース上に集約して、一元管理し、経営改善や業務改善に役立てています。

お客さまの声（お褒め・ご満足）の事例

保険商品について	「認知症」を保障する保険に前から加入したいと思っていました。「MCI(軽度認知障害)」の段階で早期発見、適切なケアをすれば回復する可能性もありますよね。今回、「認知症PLUS」に加入したことで、もしそのようになっても、お金の心配をしなくても治療に専念できるので安心しました。認知症への備えができてよかったです。
アフターフォローについて	現在、転勤で海外にいます。加入している保険について質問があったのですが、担当者がZoomを使用して説明してくれました。海外に転勤になって直接会えなくても、こうして顔を見て対応してもらえるのは、とてもありがたいです。

2020年度お客さまの声（苦情）受付状況

	苦情件数(件)	構成比 (%)
新契約関係	3,593	6.5
収納関係（保険料等）	2,970	5.3
保全関係（契約内容変更等）	19,652	35.3
保険金・給付金関係	10,364	18.6
上記以外	19,122	34.3
合計	55,701	100.0

お客さまアンケート

2020年度から顧客調査体系を見直し、すべてのお客さまを対象に実施する総合調査と、所定の手続き後に、お手続きされたお客さまを対象にタイムリーに実施するトランザクション調査を実施しております。

❶ お客さまアンケート（総合調査）

年間を通じて本社より順次配信する回答依頼メールやお知らせチラシ、ホームページ等にてアンケートをご案内

❷ トランザクション調査：所定の手続き後

お客さまの手続き後にメールにてアンケートをご案内

2020年度お客さま満足度の状況

総合満足度	場面別満足度		
	ご加入時	ご加入後	お支払時
91.6%	95.9%	93.8%	96.8%

●いただいた「お客さまの声」をもとにした改善事例

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを進めています。

商品・サービスの開発、業務の改善

事例	新商品「がんPLUS ALIVE」の発売
お客さまの声	がんの治療後も再発の不安が続くことから、がん再発時の備えとなる商品を提供してほしい。
内容	がん罹患後もお客さまが安心して「生きる」ための支えとなることを願い、がんの再発等の不安に備える「がん診断継続保障特約」、および「がん薬物治療特約」の終身保障タイプを開発し、これらの商品を「がんPLUS ALIVE」として発売しました（2021年3月）。

事例	新型コロナウイルス感染拡大を受けた"住友生命「Vitality」"のプログラムの前進
お客さまの声	"住友生命「Vitality」"に加入しているが、新型コロナウイルス感染拡大により外出しづらく、ジムにも通いにくい。
内容	新型コロナウイルスの感染拡大により外出が一部制限される環境下においても、楽しんで運動に取り組んでいただくべく、「おうちVitality」と称し、ご自宅でも取り組める運動コンテンツや、オンラインフィットネスをはじめとした期間限定の特典（リワード）提供等を通じて、Vitality会員の健康増進活動のサポートに努めました。（2020年5月開始）

事例	新型コロナウイルス感染症を原因とした災害死亡保険金等のお支払いについて
お客さまの声	新型コロナウイルス感染症により死亡した場合に支払対象となるのか。
内容	新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡された場合は死亡保険金等のお支払対象になりますが、さらに災害死亡保険金等のお支払対象にする見直しを行いました。

●適切な支払管理態勢への取組み

― 保険金等支払管理態勢について ―

●保険金･給付金のお支払いについては、「ご請求手続きの案内」「支払査定」「他にお支払いできる可能性のある保険金等の請求勧奨」の各段階において専用のシステムを活用し、正確かつ迅速なお支払いサービスに取り組んでいます。

●保険金等の支払･支払非該当件数等について、取締役会等に報告しています。

●外部の専門家のご意見を取り入れる仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、お客さまへの説明文書の見直し等を定期的に報告し、審議いただいています。

― 2020年度 保険金等のお支払状況について ―

保険金等のお支払件数

区分	保険金	給付金	合　計
お支払件数	164,014件	1,896,416件	2,060,430件

（注）保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

保険金等のお支払非該当件数

事由＼区分	保険金	給付金	合　計
支払事由に非該当	2,726件	30,386件	33,112件
免責事由に該当	154件	470件	624件
告知義務違反による解除	107件	283件	390件
詐欺による取消　詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	0件	0件	0件
重大事由による解除	1件	0件	1件
その他	1件	3件	4件
合計	2,989件	31,142件	34,131件

（注）1.一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。
2.お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。

― 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について ―

保険金･給付金をお支払いできなかったお客さまを対象に、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接ご相談を受け付けています。さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。詳細はホームページをご確認ください。

2020年度「相談窓口」ご利用状況

	合計	保険金	給付金
利用件数（利用率）	122件（1.2%）	43件	79件
フリーダイヤル案内件数	10,588件	2,220件	8,368件

※対象となるお客さま:保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

2020年度「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況

ご利用件数	5件

2020年度の相談事例から

事由	請求内容	事案概要
支払事由に非該当	重度慢性疾患保険金	責任開始期前に糖尿病の初診が判明したため、支払非該当とした事案
	災害保険金	認知症の影響で口いっぱいに食べ物を詰め込み死亡したため、除外事故（疾病による精神神経障害の状態にあるものの窒息等）に該当し、支払非該当とした事案
	手術給付金	埋伏歯抜歯術が約款に定める手術に該当しないため、支払非該当とした事案

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始（責任開始）します。

ご契約申込みの撤回（クーリングオフ制度）

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*募集代理店にてお申込みいただいた場合は、お申込時にお渡ししております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

保険料のお払込み方法（経路）

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、クレジットカード扱い等の方法（経路）があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方が無条件で契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることについてありのまま正しくお知らせ（告知）ください。

故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金（給付金）などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合（ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする入院や手術等を行った場合に、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院へ受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。）

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など

※詳しくは「ご契約のしおり（一定款）・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

（1）保険料の立替制度を適用できる場合
解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料のお立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

（2）ライブワン・Qパックの場合
主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるとき*
自動的に主契約の積立金（保険ファンド）から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

*保険ファンド〔01〕では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の復活を請求いただけます（保険種類によって異なります）。この場合、告知（または診査）と、延滞した保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません（一部例外があります）。

なお、ご契約貸付、保険料のお立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

＜ライブワン・Qパック主契約について＞

ご契約後3年未満で解約されますと、積立金の一定割合（当社所定の控除率）を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率（金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります）で利息をいただきます（複利計算）。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

※詳しくは「ご契約のしおり（一定款）・約款」またはホームページをご覧ください。

◆ご契約締結までの情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断をはじめ、各種パンフレットによる情報提供を行い、お客さまのご意向を伺ったうえで、「設計書（契約概要）」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「注意喚起情報」、Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内*を必ずお渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- ●各種パンフレット
- ●設計書（契約概要）
- ●保障内容見直しのご提案書
- ●注意喚起情報
- ●Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内*
- ●意向確認画面
- ●申込内容控（兼解約返戻金額表）
- ●生命保険の契約にあたっての手引

*QRコードの読み取り等により、Web上で「ご契約のしおり（一定款）・約款」をご確認いただけます。
なお、冊子版「ご契約のしおり（一定款）・約款」は希望される方へ郵送にてお渡ししています。

商品の魅力とあわせた「留意事項」の情報提供

生命保険に加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「留意事項」の情報提供を徹底しています。この「留意事項」については、「商品パンフレット」、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」、「ご契約のしおり（-定款）・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載しています。

◆ご契約締結後の情報提供

ご契約内容を確認いただくため年に1度お客さまにお知らせする総合通知「スミセイ安心だより」をはじめ、ご契約内容に応じ重要なお知らせを行っています。あわせて、メール・SMSなどでも重要なお知らせや保険に関するご案内を行っています。

また、保険金・給付金などをもれなく、スムーズにご請求いただくために、請求手続きの要領などをまとめたガイドブックをお渡ししています。

【お客さまへのお知らせの一例】

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより	○ご契約内容現況のお知らせ
保険料のお払込みについて	○保険料お立替えのお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内（月払） ○今期保険料お払込みのご案内（年・半年、年1（2）回払）	○口座振替中止のお知らせ
	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ	
配当金・契約者貸付について	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内	○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込み終了と今後の保障内容のご案内	
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ ○積立金額のお知らせ（育英資金・生存給付金・学資祝金） ○年金開始手続きのご案内	
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック※ ※申込手続き時にご案内する「ご契約のしおり（一定款）・約款」にも収録しています。 ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイド ○死亡保険金ご請求のしおり	
その他	○生命保険料控除証明書	

◆反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

住友生命では、「住友生命グループ行動規範」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

反社会的勢力への対応

住友生命では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

2012年４月から生命保険約款への暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力であることが判明した場合に契約の解除を可能にすることで、企業の社会的責任として反社会的勢力との関係を遮断し、同勢力を排除する取り組みを強化しています。

◆個人情報保護に関する考え方

お客さまの個人情報は、業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

「住友生命グループ行動規範」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

コンプライアンス統括部を顧客情報等管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。

また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。

さらに、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』）」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的
   a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
      - ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
      - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
      - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
      - ・その他保険に関連・付随する業務

      ただし、マイナンバー（個人番号）につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。
      - ・保険取引に関する支払調書作成事務
      - ・報酬、料金等の支払調書作成事務
      - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
      - ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

   b. 利用目的が法令により限定されている場合について
      個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。
      また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 個人情報の収集方法
　当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。
3. 個人データの提供
　当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。
   a. あらかじめ本人の同意を得た場合
   b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
   c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
      ・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて
      当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
      当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資するよう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
      ・当社子会社との共同利用について
      当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で、個人データを共同利用します。
   d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。
   e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合
   お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。
4. 個人データの安全管理措置
   a. 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
   b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
   c. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
   d. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。
5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口
　当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。下記の＜お問い合わせ先＞までお申し出ください。
6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求
　個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の＜お問い合わせ先＞までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

＜お問い合わせ先＞
スミセイコールセンター
電話番号 0120-307506
受付時間 月～金曜日　9：00～18：00
　　土曜日　　9：00～17：00
　　（日・祝日・12/31～1/3を除く）

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506873

「外貨建商品」「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506081

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
　当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜認定個人情報保護団体のお問い合わせ先＞
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp

　本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。
　本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。
※「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま種類ごとの利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

◆生命保険契約者保護機構について

　当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き、責任準備金等※3の90％とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。※4）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
　高予定利率契約の補償率 ＝ 90％－｛（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3％となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

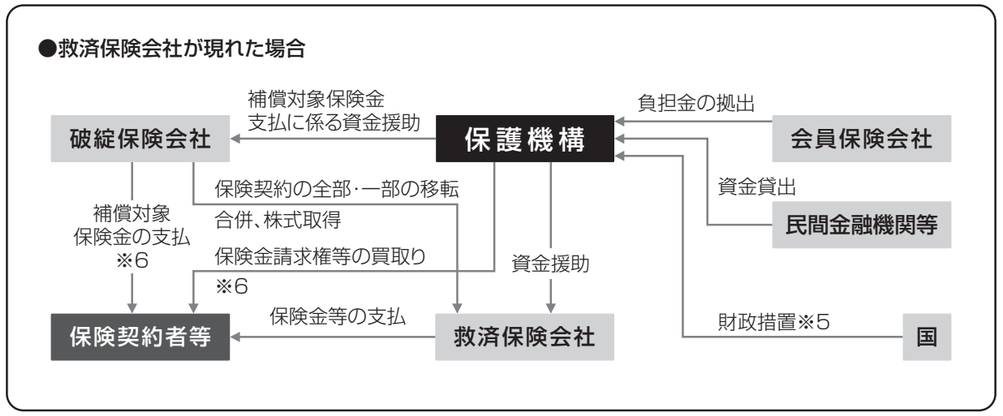

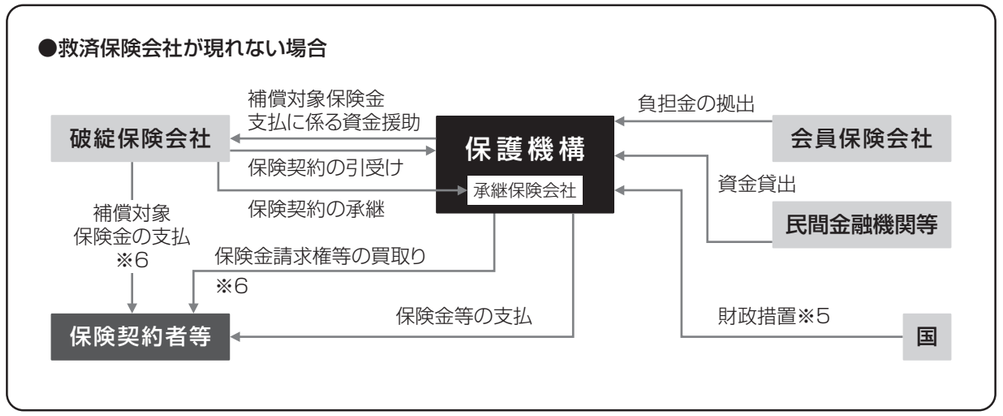

※5 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページの※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　**https://www.seihohogo.jp**

◆生命保険業務に関する指定紛争解決（ＡＤＲ）機関について

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ＡＤＲ注）機関です。当社は、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の一般社団法人生命保険協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
電話 03-3286-2648
所在地 〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
ホームページアドレス
https://www.seiho.or.jp/contact/index.html

注：ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。
※当社の取り扱った損害保険につきましては、「一般社団法人日本損害保険協会」（そんぽＡＤＲセンター）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html
※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（ＦＩＮＭＡＣ）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　https://www.finmac.or.jp/

データ編

117　直近事業年度における事業の概況
132　社員配当の状況
137　主要な業務の状況
138　計算書類関係
152　有価証券等の時価情報（会社計）
157　資産関係
175　負債関係
179　資本関係
180　保険関係収支
184　資産運用関係収支
187　その他収支
189　保険契約高関係諸統計
195　特別勘定に関する指標等
200　経営諸指標
203　保険会社及びその子会社等の財産の状況
225　生命保険協会統一開示項目索引
227　五十音索引

2020年度決算の状況
データ編　目次

◆直近事業年度における事業の概況
2020年度事業報告書 …… 117
社員配当の状況…… 132
直近5事業年度における主要業務の状況を示す指標…… 137

◆計算書類関係
1 貸借対照表 …… 138
2 損益計算書 …… 139
3 基金等変動計算書 …… 140
4 剰余金処分に関する決議 …… 140
5 経常利益等の明細（基礎利益） …… 151
6 保険業法に基づく会計監査人の監査報告… 151

◆有価証券等の時価情報（会社計）
1 有価証券の時価情報（会社計） …… 152
2 金銭の信託の時価情報（会社計） …… 154
3 デリバティブ取引の時価情報（会社計） …… 154

◆資産関係
1 ポートフォリオの推移（一般勘定） … 157
2 資産別運用利回り（一般勘定） …… 157
3 主要資産の平均残高（一般勘定） …… 158
4 商品有価証券明細表（一般勘定） …… 158
5 商品有価証券売買高（一般勘定） …… 158
6 有価証券明細表（一般勘定） …… 158
7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）…… 159
8 地域別地方債保有内訳（一般勘定） … 159
9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）… 159
10 業種別株式保有の状況 …… 160
11 有価証券等の時価情報（一般勘定） … 161
12 株式の保有状況 …… 165
13 貸付金明細表（一般勘定） …… 166
14 貸付金残存期間別残高（一般勘定） … 166
15 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 … 167
16 貸付金業種別内訳 …… 167
17 貸付金使途別内訳（一般勘定） …… 168
18 貸付金地域別内訳（一般勘定） …… 168
19 貸付金担保別内訳（一般勘定） …… 168
20 リスク管理債権の状況 …… 168
21 債務者区分による債権の状況 …… 169
22 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 169
23 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 170
24 内部留保残高 …… 171
25 有形固定資産明細表 …… 172
26 その他の資産明細表 …… 172
27 公共関係投融資の概況（一般勘定） … 173
28 海外投融資の状況（一般勘定） …… 173

◆負債関係
1 支払備金明細表 …… 175
2 責任準備金明細表 …… 175
3 責任準備金残高の内訳 …… 175
4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別） …… 176
5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性 …… 176
6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 177
7 社員配当準備金明細表 …… 177
8 引当金明細表 …… 178
9 個別貸倒引当金の状況 …… 178
10 特定海外債権引当勘定の状況 …… 178
11 借入金等残存期間別残高 …… 178

◆資本関係
1 基金の状況 …… 179

◆保険関係収支
1 保険料明細表 …… 180
2 保険金明細表 …… 180
3 年金明細表 …… 181
4 給付金明細表 …… 182
5 解約返戻金明細表 …… 183

◆資産運用関係収支
1 資産運用収益明細表（一般勘定） …… 184
2 資産運用費用明細表（一般勘定） …… 184
3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）… 184
4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定）… 184
5 有価証券売却益明細表（一般勘定） … 185
6 固定資産等処分益明細表（一般勘定）… 185
7 有価証券売却損明細表（一般勘定） … 185
8 有価証券評価損明細表（一般勘定） … 185
9 貸付金償却額（一般勘定） …… 185
10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）… 186
11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）… 186

◆その他収支
1 減価償却費明細表 …… 187
2 事業費明細表 …… 187
3 税金明細表 …… 188
4 リース取引 …… 188

◆保険契約高関係諸統計
1 保障機能別保有契約高 …… 189
2 年換算保険料 …… 190
3 保有契約高及び新契約高 …… 190
4 保有契約高の推移 …… 191
5 新契約高の推移（新契約+転換による増加） …… 193

◆特別勘定に関する指標等
1 特別勘定資産残高の状況 …… 195
2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況 … 195
3 団体年金保険特別勘定の状況 …… 199

◆経営諸指標
1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 200
2 新契約率（対年度始） …… 200
3 解約失効率（対年度始） …… 200
4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）… 200
5 死亡率（個人保険主契約） …… 200
6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）… 201
7 事業費率（対収入保険料） …… 201
8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 201
9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合… 201
10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 201
11 未だ収受していない再保険金の額 … 202
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合…… 202
13 各種ローン金利 …… 202

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況
連結決算の状況
（直近事業年度における事業の概況）…… 203
1 連結貸借対照表 …… 204
2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書… 205
3 連結基金等変動計算書 …… 206
4 連結キャッシュ・フロー計算書 …… 218
5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価 …… 219
6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告 …… 219
7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告 …… 220
8 連結財務諸表の適正性に関する確認書 220
9 連結リスク管理債権の状況 …… 221
10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）… 221
11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 222
12 セグメント情報 …… 222
13 エンベディッド・バリューの状況 …… 223

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

２０２０年度〔２０２０年４月　１日から ２０２１年３月３１日まで〕事業報告書

１．保険会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発令された緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞などからサービス業を中心に大きく落ち込みました。2020年5月末の緊急事態宣言解除後は、経済活動が徐々に再開され、財政・金融政策の効果もあり、年度中盤には一部持ち直しの動きが見られたものの、2021年に入ると首都圏および近畿圏を中心に再び緊急事態宣言が発令されるなど、総じて厳しい状況が続きました。

2019年度末にかけて大きく混乱した金融市場は、財政・金融政策の下支えもあり、徐々に落ち着きを取り戻しました。国内株式は、欧米での感染の再拡大等から不安定化する局面もありましたが、ワクチン接種の進展や企業業績の回復への期待などを背景に、2021年2月には30年ぶりに高値を更新するなど、大幅に上昇しました。国内長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、年度を通じて低水準での推移となりました。

＜事業の経過及び成果＞

（新型コロナウイルス感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客さまと従業員への感染拡大の防止を最優先課題とした取組みを推進しました。お客さまへの対応としては、感染拡大の初期に訪問活動を自粛した一方で、お客さまへ安心をお届けするという保険会社の役割を踏まえて、安全配慮を図りつつ、保険金等のお支払いやお客さまからのお問合わせへの対応を継続しました。また、感染拡大の影響が長引く中においてもご契約を継続いただくべく、保険料払込猶予期間の延長や契約者貸付利率の減免を行いました。あわせて「新型コロナウイルス感染症」を災害死亡保険金等のお支払い対象とする改正や、医療機関以外での療養の場合にも医師の証明書等の提出により入院給付金をお支払いする対応等を実施しました。従業員への対応の面では、在宅勤務、時差出勤等をさらに推進するとともに、感染拡大が営業活動等に及ぼす影響を考慮し営業職員の給与保障を実施しました。

また、コロナ禍の影響が長期化し、非接触のニーズが高まる中で、先進のコンサルティングを提供する新たな営業スタイルを確立すべく、ビジネスチャットツールやWeb面談ツールを導入するとともに、契約手続きの面でも、Webによる加入申込みを開始するなど、感染リスクの抑制とお客さまの利便性向上に努めました。

一方、2020年度は「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指して新たに策定した３ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2022」の初年度でしたが、新型コロナウイルスを与件としたニューノーマルの時代を踏まえ、「お客さまにより一層寄り添い続ける」、「健康意識の高まりをサポートする」、「従業員の安全を確保し働き方を革新する」といった観点に注力すべく、内部管理業務からお客さま接点業務への人員シフトや、出張・会議の見直しおよびリモートワークを可能とする環境整備等の働き方改革の更なる推進を念頭に置いた中期経営計画の改定を行いました。ＳＤＧｓ達成に向けた取組みを進めて「社会に貢献する」、お客さまに寄り添った行動と働き方を通じて「社会に信頼される」、将来を見据えた企業体質の変革を通じて「社会の変化に適応する」という基本方針のもと、感染拡大へ対応しつつ、各事業分野の取組みを進めております。

このうち「社会に貢献する」ことにおいて、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”※1の推進による健康寿命の延伸を図っており、さらに人生100年時代を見据えたサービス・情報の提供等と合わせて、健康長寿社会に貢献することを中心に、ＥＳＧ※2を重視した事業活動を通じてＳＤＧｓ達成に向けた取組みを進めております。

※1 “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。
※2 ＥＳＧとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字をとったものです。

（個人保険分野）

個人保険分野では、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応しつつ、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。

営業職員チャネルでは、長寿社会におけるお客さまのニーズに対応したコンサルティングとサービスの提供に努めており、新型コロナウイルス感染拡大に対応したデジタルツール等の活用を進めながら、“住友生命「Vitality」”の提供により、ＳＤＧｓの取組みの中心と位置付けている健康長寿社会への貢献を図っております。

“住友生命「Vitality」”については、お客さまの健康増進活動を促す商品として引き続きその販売に注力しており、商品の魅力を高める特典（リワード）の拡充にも努めております。その一環として、イオングループ各社と業務提携し、本州と四国においてヘルシーフード特典の提供を開始しました。さらに、人間ドック・健診予約サイトを運営するマーソ株式会社および『ポケモンGO』を手掛けるナイアンティック（Niantic, Inc.）とも業務提携し、それぞれ特典（リワード）の提供を開始しております。

この他、外出自粛等の影響で運動機会が減少する中においても前向きに楽しんで運動に取り組んでいただくべく、「おうちVitality応援特典」と題して期間限定の追加特典やご自宅でできるエクササイズのオンラインレッスンの提供、ならびに運動動画の配信等を実施しました。

また、より多くのお客さまに健康増進の機会を提供するため、2021年4月にはVitality健康プログラムの一部を期間限定で体験いただけるツールを導入しました。

一方、昨今の医療技術の進歩と生存率の上昇を背景として、「がんと共に生きる」時代に対応すべく、2021年3月に、がん罹患後の再発等の不安や、一生涯にわたる抗がん剤治療への備えを提供する新商品「がんＰＬＵＳ ＡＬＩＶＥ※3」を発売しました。この商品は“住友生命「Vitality」”の対象商品であり、健康的な生活習慣の実践やがん検診を後押しする様々な仕組みを持つ“住友生命「Vitality」”を組み合わせて提供することにより、「がんのリスクに備え、リスクを下げる」新しいがん保障のカタチを提供してまいります。

※3 がん診断継続保障特約、がん薬物治療特約、がん診断特約の総称です。

多様化するお客さまのニーズに一層お応えすることを目的として、業務提携を通じた商品ラインアップの拡充も図っております。エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、“住友生命「Vitality」”を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保険の提供に努めました。

サービス面では、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値を向上させることを目指しており、「スミセイ未来応援活動※4」を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、非接触のニーズを踏まえたデジタルツール等の活用にも取り組んでおります。2020年度は、高齢社会やデジタル社会への対応を踏まえて、「お客さま未来安心活動」と称し、「スミセイのご家族アシストプラス※5」や「スミセイダイレクトサービス※6」の登録の手続きを推進しました。この「スミセイダイレクトサービス」については登録やログイン方法を簡略化するレベルアップを行っており、今後も更なる利便性向上に向けて、対象手続きの拡大等に取り組んでまいります。

※4 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。
※5 お客さまが認知症等になられた場合、あらかじめ登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の３つのサービス・制度の総称です。
※6 ご自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ＡＴＭで、簡単に入出金取引・各種お手続き・契約内容照会をご利用いただけるサービスです。

この他、デジタルを活用した本社からのアフターサービスを実施すべく「ＥＸサポートセンター」を2020年7月に開設しました。一部の地域でメール等を通じて各々のお客さまに応じた情報提供やご相談に応じるサービスを開始しており、順次対象地域を拡大させてまいります。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後３ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごと※7の採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、コンサルティング力の向上とサービスの充実に努めております。

※7 都心部における採用については、人口・事業所の集約等により都心部のマーケットの重要度が高まると考え、採用時期を四半期ごとから毎月へと変更しております。

金融機関等代理店チャネルでは、資産形成ニーズにお応えする貯蓄性商品を中心とした販売を推進するとともに、多様化するお客さまのニーズや環境変化に的確にお応えしていくために、お客さま向けサービスや代理店向けサポートの拡充に努めております。昨今の低金利環境下でも魅力のある商品を継続して提供すべく、2020年10月に外貨建一時払個人年金保険の商品改定を行うとともに、万一の際の死亡保障と自助努力による資産形成の機能を提供することを目的として、2021年3月に選択通貨建平準払終身保険を発売しました。

子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しております。こうした中、主力商品である医療終身保険等については給付内容を充実させる商品改定を行い非常にご好評いただいており、2021年3月には、同社の保有契約件数は100万件を突破しました。なお、同月にはこのような足元の新契約の増加に伴い今後必要となる資本の確保のため、200億円の増資を行いました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めております。

また、保険ショップを展開するいずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応える的確なコンサルティングに努めており、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応として、オンラインを活用した面談を導入しました。

（企業保険分野）

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めております。その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えする団体3大疾病保障保険「ホスピタＡ（エース）」「ホスピタＶ」や、分散投資と機動的な資産配分によりリスクを抑えつつリターンの向上を目指した団体年金保険「総合口M」の販売に注力しました。また、オンラインを活用しつつ健康増進やライフプラン等をテーマとした各種セミナーを実施するなど、情報提供にも努めております。

（資産運用）

資産運用では、「ＡＬＭ※8運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の２つのポートフォリオ運営を推進し、お客さまに安心・満足いただける資産運用の実現に向け、資産運用収益力向上とリスクコントロールの強化に取り組みました。

※8 ＡＬＭ（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

「ＡＬＭ運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、長期の国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたＡＬＭの推進を図りました。低金利環境が継続する見通しのもと、新型コロナウイルスの感染拡大による金融市場や景気への影響に十分に留意し、国内金利の上昇局面では超長期国債への投資を積極化させて国内金利リスクの削減を進める※9とともに、業種や個別企業への影響に十分留意したうえで、割安感が高まった局面では為替リスクをとらない外貨建クレジット資産への投資を拡大するなど、資産運用収益力の向上に取り組みました。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、許容されるリスクの範囲内で企業価値の向上を図るべく、割安感が高まった局面での国内外株式や為替リスクをとるオープン外国債券への投資を拡大しつつ、株価や為替の大幅な下落に備えたヘッジの実施など、適切なリスク管理に取り組みました。

※9 保険負債よりも運用資産の方が残存期間は短く、期間のミスマッチが生じているため、超長期国債投資による運用資産の長期化はミスマッチを縮小させてリスクを削減する効果があります。

また、機関投資家の責務の一環として、持続可能な社会の実現および中長期的な運用収益の向上に向け、責任投資（ＥＳＧ投融資※10およびスチュワードシップ活動）を推進しております。

※10 ＥＳＧに対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資判断を行う投融資です。ＥＳＧ投融資促進の一環として、2019年3月に金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の提言に賛同し、同年4月には国連責任投資原則（ＰＲＩ：Principles for Responsible Investment）に署名しました。

具体的には、外部有識者を社外委員とする「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を「責任投資委員会」に改組するなど、責任投資体制を強化しました。また、国内上場株式に加え、国内社債の投資先企業との対話を開始した他、新型コロナウイルス感染症対策への資金提供を使途とする債券（ソーシャルボンド等）への投資を通じ、保健医療分野や感染拡大の影響を受けている発展途上国への支援などを行いました。

（海外事業）

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針とし、長期的にはグループ基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20％とすることを目標としております。また、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じて、事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることとしております。

この基本方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、人材育成および新規Ｍ＆Ａの検討に取り組んでおります。

こうした中、関連法人であるシングライフが、英国大手保険グループAviva plcのシンガポール事業を買収・事業統合することとなり、当社はこの買収に際し、新たに約250億円の出資を行いました。今後、幅広い保険商品・金融ソリューションの提供を通じてシンガポール市場におけるプレゼンスの向上を目指してまいります。

海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組みとしては、資産運用の分野においてシメトラの投資顧問子会社への米国事業債での資産運用委託を本格化し、収益力の向上に取り組んでおります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応としては、世界経済の悪化や米国における低金利環境の長期化リスクを踏まえ、出資先の健全性に重点を置いたモニタリングを行うとともに、収益力の回復・向上に向けた取組みのサポートを実施しました。

（イノベーションの創出）

環境や社会の変化に素早く対応すべく、長期的な視点に立った企業変革の取組み（未来投資）の一環として、イノベーションの創出を推進しました。具体的には、スタートアップ企業等とのオープンイノベーションを通じた新規事業の創出や、最新のデジタルテクノロジーを活用した実証実験（Proof of Concept）を通じて、お客さまの利便性向上や社会課題の解決に繋がる新しいビジネス・サービスの創造に取り組んでおります。また、2020年11月にSBIインベストメント株式会社と共同でＣＶＣ※11ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND（スミセイイノベーションファンド）」を設立しており、ＣＶＣを通じた事業共創により、“住友生命「Vitality」”を中心としたウェルネス関連企業などとのエコシステム構築、「お客さまと保険会社の新たな接点」等の創出のための新しいテクノロジーの導入やサービスの実現等を目指してまいります。

※11 ＣＶＣ（Corporate Venture Capital）とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

（経営基盤の強化）

資本政策面では、一層強固な財務基盤を構築するために、劣後特約付借入金により2020年10月に700億円、米ドル建劣後特約付社債の発行により2021年4月に9.2億米ドル（1005億円）を調達しました。

経営管理面では、役職員一人ひとりがこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動していくことを徹底するため「住友生命グループ行動規範」の周知・浸透・実践に取り組み、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進を図りました。また、働き方改革に積極的に取り組んでおり、リモートワークの活用や、既存業務の削減による長時間労働の抑制および休暇取得の促進等を通じて「健康でいきいきと生産性高く働く」ことができる職場の実現を目指しております。2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大も踏まえ、働く場所・時間を問わない働き方を実現するための取組みを一層進めました。なお、こうした働き方改革等の取組みが評価され「健康経営優良法人（ホワイト500）」に4年連続で認定されております。

さらに、多様な人材の活躍の推進にも取り組んでおり、その中で、女性の活躍推進の取組みをさらに加速させるべく、2025年度末の女性管理職比率を50％にするなどの目標を設定し、重点的に取り組むこととしております。

（業績の概況）

2020年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問活動自粛の影響等により前年度比13.5％減の949億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比17.9％減の614億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.7％減の2兆2866億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率※12については、13月目継続率で96.9％（前年度末比1.5ポイント増）、25月目継続率で90.1％（同3.1ポイント減）となりました。

※12 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率　募集対象年月：2018年11月から2019年10月まで）、25月目（25月目継続率　募集対象年月：2017年11月から2018年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆951億円（前年度末比2.0％増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6665億円（同3.6％増）となりました。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	2020年度	前年度比
新契約	949億円	13.5％減
うち生前給付保障＋医療保障等	268億円	30.2％減

	2020年度末	前年度末比
保有契約	2兆2866億円	0.7％減
うち生前給付保障＋医療保障等	5554億円	0.2％減

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料

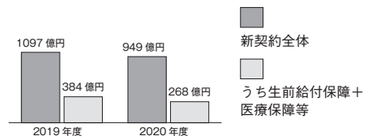

●保有契約年換算保険料

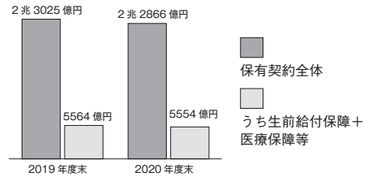

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2020年度	前年度比
新契約（グループ全体）	1907億円	5.9％減

	2020年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	2兆8044億円	0.1％減

（注）1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2020年度	前年度比
新契約高	1兆534億円	27.1％減
減少契約高	5兆2631億円	17.1％減

	2020年度末	前年度末比
保有契約高	72兆9646億円	5.5％減

（注）1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高（保険金額）

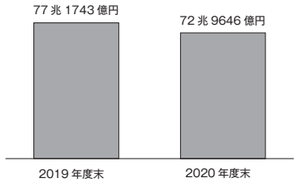

【団体保険および団体年金保険】

		2020年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆951億円	2.0％増
団体年金保険	保有契約高	2兆6665億円	3.6％増

（注）1．団体保険の金額は、主たる保障額です。
2．団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高

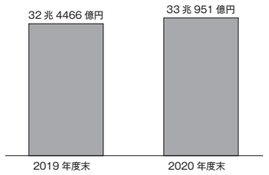

●団体年金保険保有契約高

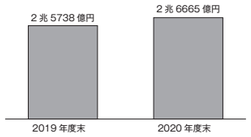

＜収支・資産等の概況＞

2020年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1877億円（前年度比1.6％減）、資産運用収益が8160億円（同10.3％増）、支出面では、保険金等支払金が1兆7460億円（同7.4％減）、資産運用費用が1370億円（同49.0％減）、事業費が3300億円（同3.1％増）となりました。こうした結果、経常利益は1556億円（同63.6％増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は547億円（同10.9％増）となりました。

また、当期末処分剰余金は550億円（前年度比13.9％増）となりました。

基礎利益については3476億円（前年度比6.4％減）と一定の水準を確保しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については35兆4007億円（前年度末比7.4％増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で27兆2620億円（前年度末比2.4％増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、840.5％（前年度末比33.1ポイント減）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2020年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2020年度	前年度比
経常収益	3兆5177億円	0.9％増
経常利益	1182億円	214.5％増
親会社に帰属する当期純剰余	269億円	417.8％増

	2020年度	前年度比
グループ基礎利益※	3570億円	9.0％減

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、バオベト・ホールディングス、ＢＮＩライフ、アビバ・シングライフ、ＰＩＣＣ生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2020年度末	前年度末比
総資産	41兆940億円	6.3％増

＜対処すべき課題＞

「スミセイ中期経営計画2022」の2年目にあたる2021年度は引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を継続しつつ、2020年度に対応を進めてきた非接触下でのお客さま接点の拡充や、働き方改革の更なる推進、お客さま接点業務へのシフト等、各事業分野の取組みを着実に進めてまいります。そして、「人」と「デジタル」でお客さまを支え、「Well-being※13」に貢献することで、『なくてはならない』生命保険会社の実現を目指してまいります。

2021年度からはその実現に向けた経営指針として、新たに「信」「深」「新」「進」という「4つのシン」を基軸として掲げております。1つ目は「信用・信頼」構築のための「住友生命グループ行動規範」の浸透、2つ目は人財共育※14による「人」の価値向上と「デジタル」価値の融合による提供価値の「深化」、3つ目は「新たな」マーケット・「新たな」取組みへの挑戦、そして4つ目はＳＤＧｓ達成への貢献やサステナブルなグループ経営体制の構築、スミセイブランド戦略2.0といった「進化」です。この「4つのシン」という基軸のもとでお客さまに寄り添ってあらゆる事業を前進させ、「スミセイ中期経営計画2022」の3つの柱である、ＳＤＧｓ達成に向けた取組みを進めて「社会に貢献する」こと、お客さまに寄り添った行動と働き方を通じて「社会に信頼される」こと、将来を見据えた企業体質の変革を通じて「社会の変化に適応する」ことに取り組んでまいります。

具体的には、「社会に貢献する」ことにおいて、Vitalityの浸透や人生100年時代を見据えたサービス・情報提供を通じて健康長寿社会へ貢献するとともに、生産性向上・チームおよび個人のパフォーマンス最大化に向けてワークライフバランスを推進します。また、責任ある機関投資家として、持続可能な社会の実現への貢献と中長期的に安定した収益確保の両立を目指し、責任投資（ＥＳＧ投融資およびスチュワードシップ活動）を一層推進するとともに、資産ポートフォリオの2050年温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量ネットゼロ※15の実現に向けた取組みを進めます。投資先のＧＨＧ排出量の削減に向けては、本質的な解決を重視することから、2030年中間目標を設定のうえ、投資先の状況に適した解決策を共に考え改善を促していく対話や、他の投資家との連携にも注力してまいります。加えて、将来の事業サステナビリティの強化にも注力しており、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込む観点から、引き続きシメトラの持続的成長やアジア出資先の企業価値向上に資する取組みを推進し、住友生命グループ全体としての収益の向上を図ります。

「社会に信頼される」ことにおいては、すべての取組みの前提である「住友生命グループ行動規範」について、その「浸透」から「実践」へと段階を移し、誰もが発言しやすい環境整備（心理的安全性のある組織づくり）を行うことで、「お客さま本位の業務運営」を一層進めてまいります。また、職員一人ひとりの能力の更なる向上等の人財共育の推進とあわせて、コミュニケーションの向上により、発想が広がる・お互いに関心を持ち理解し合えるなど「働きがい」を高め、パフォーマンスを向上させる働き方改革の進化に取り組みます。

「社会の変化に適応する」ことにおいては、「営業職員サポート」や「お客さまサービスへのシフト」を進めるための支社マネジメント改革を推進するとともに、個人保険分野と企業保険分野の情報連携の強化を通じて、より地域に密着した価値の提供に取り組みます。また、お客さまの声を継続的に収集しつつデジタルツールを活用することでお客さまのご意向に添ったアフターサービスを実施するとともに、各種手続きや通知のデジタル化を一層進めることで、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合したサービスを提供してまいります。さらに、お客さまの体験価値と商品開発スピードの向上に向けたデジタルトランスフォーメーションの取組みを進めるべく、デジタルインフラの整備を進めてまいります。加えて、「SUMISEI INNOVATION FUND」（ＣＶＣ）等を通じたオープンイノベーションの推進により、ＷａａＳ※16エコシステム等の新たな価値の創造にも取り組んでまいります。

これらの取組みを着実に進めることで、お客さま、職員、社会にとって『なくてはならない』生命保険会社の実現を目指してまいります。

※13 身体的・精神的・社会的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。
※14 経営戦略を具現化する人財を目指し、上司と部下がお互い「育てる存在」かつ「育てられる存在」として共に育つことを意味します。
※15 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。
※16 ＷａａＳ（Well-being as a Service）とは、Well-being（よりよく生きること）に貢献するサービスを意味します。

（2）財産及び損益の状況の推移

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当期）
		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
年度末契約高	個人保険	71 7512	66 7692	62 1090	58 0356
	個人年金保険	15 6215	15 3060	15 0653	14 9289
	団体保険	31 8890	32 2164	32 4466	33 0951
	団体年金保険	2 6248	2 5896	2 5738	2 6665
	その他の保険	2103	2055	2006	1967
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 5085 79	2 4053 38	2 2243 03	2 1877 55
資産運用収益		7587 32	7598 29	7400 64	8160 10
保険金等支払金		1 9723 30	1 9534 87	1 8856 24	1 7460 05
経常利益		2299 33	2005 91	951 38	1556 34
当期純剰余		654 22	606 05	493 37	547 33
社員配当準備金繰入額		528 04	502 85	474 51	541 81
総資産		31 5369 34	32 7304 72	32 9511 05	35 4007 86

（注）1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

≪ご参考≫当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当期）
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 7471 35	3 6394 46	3 4859 73	3 5177 15
経常利益	2178 67	1508 40	375 91	1182 23
親会社に帰属する当期純剰余	698 35	482 66	52 07	269 65
包括利益	1674 68	928 25	246 20	5850 76
純資産額	1 6568 20	1 6457 23	1 5662 49	2 1038 68
総資産	36 0364 43	37 8114 70	38 6420 50	41 0940 86

（3）支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）
	店	店	店
支社	87	87	0
事業部	2	2	0
支部	1,449	1,454	5
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,542	1,547	5
代理店	510	509	△1

（4）使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在 平均年齢	当期末現在 平均勤続年数	当期末現在 平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,962	10,921	△41	46	15	348
営業職員	32,206	34,799	2,593	46		

（5）主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000

（注）住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております

（6）資金調達の状況

劣後特約付借入金により、2020年10月に700億円を調達しました。

（7）設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	24,752

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ．重要な設備の新設等

2020年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

（8）重要な子会社等の状況

a．子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	50,000百万円	100％
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100％
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100％
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100％
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100％
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100％
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100％
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100％
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100％
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	99.84％
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95％
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80％（100％）
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52％（64.70％）
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル（110円）	100％

b．関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エージェント	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	231百万円	44.83％
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00％
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35％
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95％
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699百万インドネシアルピア（2,315百万円）	39.99％
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227百万ベトナムドン（35,601百万円）	22.08％
Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,077百万シンガポールドル（170,942百万円）	20.75％

（注）1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社およびAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（　）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（　）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

（9）事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2020年9月30日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはMedical Risk Managers, Inc.を譲渡しました。これにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2020年10月30日	当社の子会社であるSymetra Financial Corporationは4445 Lamont Properties, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2020年11月30日	当社は、当社の関連法人等であるSingapore Life Pte. Ltd.によるAviva Ltdの事業買収に際して設立された、持株会社Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.が行った3.2億シンガポールドル（約250億円）の増資の引受けを行うとともに、当社が保有するSingapore Life Pte. Ltd.の株式を同持株会社に株式移転し株式を取得したことで、同持株会社は当社の関連法人等となりました。同時に、同持株会社が、Singapore Life Pte. Ltd.およびAviva Ltdの発行済株式をすべて取得し、当社が当該2社に取締役を派遣したことから、Aviva Ltdも当社の関連法人等となりました（Singapore Life Pte. Ltd.は引き続き当社の関連法人等）。
2021年3月22日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2021年3月22日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約3億円の増資の引受けを行いました。

2．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

a．取締役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
佐藤　義雄*	取締役会長	指名委員 報酬委員	・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカタインクス株式会社 社外監査役 ・レンゴー株式会社 社外取締役	
橋本　雅博*	取締役	指名委員 報酬委員		
篠原　秀典*	取締役			
藤戸　方人*	取締役			
長瀧　研一	取締役	監査委員		
山下　徹	取締役 （社外役員）	指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役	
釜　和明	取締役 （社外役員）	監査委員長	・株式会社ＩＨＩ 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森　公高	取締役 （社外役員）	監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山　登志子	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役	
岡　正晶	取締役 （社外役員）	監査委員	・梶谷綜合法律事務所 弁護士 ・株式会社三井住友銀行 社外取締役（監査等委員）	
山本　謙三	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	

（注）1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。
3. 2021年3月31日の終了をもって、取締役会長佐藤義雄は、会長を辞任しました。
4. 2021年4月1日付で、取締役橋本雅博は取締役会長に就任しました。

b. 執行役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
佐藤　　義雄*	代表執行役		・「a．取締役」参照	
橋本　　雅博*	代表執行役社長			
篠原　　秀典*	代表執行役副社長	［企画部、新規ビジネス企画部、勤労部、情報システム部］担当		
藤戸　　方人*	代表執行役副社長	［事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部］担当		
松本　　英晴	執行役専務	［年金事業部、法人総括部、第１総合法人部、中国四国総合法人部、都心総合法人部］担当		
角　　英幸	執行役常務	［調査広報部、主計部、経理部、運用管理部］担当		
栄森　　剛志	執行役常務	［国際業務部、人事部、商品部］担当		
松本　　巌	執行役常務	［運用企画部、ＡＬＭ証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部］担当		
高田　　幸徳	執行役常務	［ブランドコミュニケーション部、ＣＸ企画部、営業企画部、Vitality戦略部］担当		
北越　　浩和	執行役常務	［ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、中部本部、近畿北陸本部、九州本部］担当		
日下　　和彦	執行役常務	［総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部］担当		
百合　　達哉	執行役常務	［財務部、不動産部、事業企画部］担当		
岩井　　豊城	執行役常務	［代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部］担当		

（注）1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2021年3月31日の終了をもって、代表執行役社長橋本雅博は執行役社長を辞任（2021年4月1日以降は代表執行役）し、代表執行役佐藤義雄、代表執行役副社長篠原秀典、代表執行役副社長藤戸方人および執行役専務松本英晴は、執行役を辞任しました。
3. 2021年4月1日付で、執行役常務高田幸徳は代表執行役社長に、執行役常務角英幸および同日下和彦は代表執行役専務に、執行役常務北越浩和は執行役専務に、堀江喜義、松本誠および汐満達は執行役常務に就任しました。

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	7	158
執行役	15	800
計	22	958

（注）1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。
2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a．報酬委員会の定める「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」

1．基本方針
執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下のとおりとする。
a．契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
b．企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない）
c．報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
d．優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。

2．報酬体系
業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。
a．執行役の報酬体系
執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下のとおりとする。
（1）固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
（2）業績連動報酬（単年度）
役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は、前年度のＥＶ事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90％～120％とする。
業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5％（業績連動指標100％達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70％、部門評価対象が30％とする。
（3）業績連動報酬（中長期）
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のＥＶの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。
なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。
（注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。
b．取締役の報酬体系
取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

3．報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100％
執行役	固定報酬：72.5％、業績連動報酬：27.5％

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標		ＥＶ事業収益の経営計画に対する達成率
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のＫＰＩ等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

ＥＶ事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のＥＶの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】
役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100％適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70％、部門評価を30％適用

b．報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

（単位：百万円）

区　分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	7	158	－	158
執行役	15	521	279	800
合　計	22	679	279	958

（注）報酬の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2020年度の業績連動報酬は、各指標の2019年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

（単位：億円）

指　標	目　標	実　績
ＥＶ事業収益	2,696	2,607
新契約価値（リテール部門）	2,603	2,088
新契約価値（代理店部門）	322	244

c．報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名　称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2020年6月11日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2020年度執行役の報酬」を審議。「2020年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2020年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2020年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2020年8月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2020年10月20日	報酬委員会に「2020年度経営計画の修正を踏まえた執行役の目標および業務執行計画」を報告。
2020年11月16日	報酬委員会に「2020年度経営者報酬調査」を報告。
2020年12月15日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2021年2月12日	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2021年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

（3）責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
山下　徹 釜　和明 森　公高 片山　登志子 岡　正晶 山本　謙三	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

a．他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
片山　登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
岡　正晶	梶谷綜合法律事務所 弁護士 当社は、梶谷綜合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
山本　謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b．他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
山下　徹	株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂ＤＹホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜　和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森　公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
岡　正晶	株式会社三井住友銀行 社外取締役（監査等委員） 当社は、株式会社三井住友銀行と保険の取引があります。また、同社に融資を行っております。同社と代理店契約を締結しております。
山本　謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。

c．当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
山下　徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
釜　和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
森　公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
片山　登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
岡　正晶	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業法務に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
山本　謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。

（3）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	―

4．基金に関する事項

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉　加奈子 指定有限責任社員 辰巳　幸久 指定有限責任社員 鈴木　崇雄	204※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（ＰＢＯ）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

（注）当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は292百万円です。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1．監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

2．監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。

3．監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ．当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をＣＳＲの視点から再整理した「ＣＳＲ経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1．監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

ａ．監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。

ｂ．監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。

ｃ．監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

（1）定員および予算

（2）所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

ａ．次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。

（1）重要な会議への監査委員の出席

（2）当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

ｂ．監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。

（1）担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項

（2）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）

（3）法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）

（4）内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）

（5）内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）

（6）その他監査委員会が報告を求める事項

ｃ．ｂに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。

ｂ．内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

ｃ．監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。

ｄ．前3項ならびに前記ａ、ｂおよびｃに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
・内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
・2020年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2．業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ａ．経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動規範」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。

b．法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
（1）コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
（2）内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
（3）コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
c．執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
d．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

・企業倫理の向上を図るべく、「住友生命グループ行動規範」の内容も踏まえ、役職員に対する教育を定期的・継続的に実施している。
・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
・反社会的勢力による関与またはその恐れが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
法令等遵守態勢 保険募集管理態勢	・2019年度に制定した「住友生命グループ行動規範」を踏まえた教材作成・研修等を実施した。 ・法令等遵守に資する観点から改正した「職員懲戒規程」の施行（2020年10月）に向け、社内周知（諸会議・研修）および細則整備等を実施した。 ・コンプライアンス推進役による支社等への出向指導・フォローを実施した。 ・損保における保険募集管理態勢については、元受会社との更なる連携のうえ募集品質の向上を図る「損保クオリティ向上運営」を開始した。 ・代理店における保険募集管理態勢については、適切な保険募集管理のため、コンプライアンス統括部門と代理店部門が連携し、モニタリング等の対応を実施した。
ﾏﾈｰ・ﾛｰﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞおよびﾃﾛ資金供与対策	・FATF審査にかかる当局報告、ギャップ分析・リスク評価・取引モニタリング・疑わしい取引の届出を実施した。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	・適正な勤務管理の徹底を求める社内通知の発信や、月1日以上の休暇取得の推進を行った。 ・ハラスメント行為の防止に向けた各層への継続教育を実施した。 ・「内部通報・相談窓口」の更なる周知と信頼性向上のため、研修を継続実施するとともに、窓口の利用状況の開示等による周知を行った。 ・「第三者認証制度」の検討状況を注視しつつ、引き続き「自己適合宣言」の審査基準を満たす窓口運用を継続している（内部申告による処分軽減運用を開始）。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・新東京本社プロジェクトの一環として、計画的な書類削減を推進した。 ・東京本社から倉庫への文書預け入れおよび取寄せ等に関する手続きを電子化し、従来よりも効率的かつ迅速な文書管理・活用を可能とした。
情報開示	・統合報告書について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容等も踏まえ、内容を拡充した。 ・統合報告書の振返りや今後のディスクロージャーの方向性について、経営政策会議および取締役会に報告した。 ・2020年3月に設置した「サステナビリティ推進協議会」での審議を経て、SDGsへの対応や推進体制、TCFD提言への対応等に関する情報開示を行った。 ・CMS（ｺﾝﾃﾝﾂ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・ｼｽﾃﾑ）導入により、本社各部が機動的に公式ホームページを更新できる体制を整備し、スピーディーな情報更新を行った。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a．全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
（1）リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
（2）リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
b．通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、態勢の維持・向上に努めている。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
統合的リスク管理	・「統合的リスク管理規程」に基づくプロセスに沿ってリスク管理を実施し、モニタリング等の状況を取締役会等に報告した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響については、感染拡大によるマーケットへの波及等を考慮したストレステストを実施するとともに、重要なリスクの管理等を通じて定期的にモニタリングを実施した。 ・「統合的リスク管理計画」に基づき、追加投資枠運営（企業価値向上のための機動的なリスクテイクを適切に管理し、一定の健全性を確保する枠組み）、中長期的に目指すリスクカバー率水準と対比したモニタリング等を行った。また、収益力向上のためのリスクテイクや国内金利リスクコントロールの状況を中心とした資産運用リスクのモニタリング・コントロールの実施等、統合的リスク管理の高度化に向けた取組みを実施した。
グループベースでのリスク管理	・半期ごとに連結ベースのリスクカバー率の状況を取締役会等に報告した。 ・国際的な規制動向を踏まえ、シメトラと対話を図りながら、リスク管理等に関する対応を進めた。
サイバーセキュリティ対策	・「サイバーセキュリティ対応計画（2020～2022）」に基づき、サイバー攻撃に対する技術的な防御・検知策の強化を図るとともに、サイバーセキュリティに係る環境・動向およびモニタリング状況等について月次で経営政策会議構成員および関連部門向けレポーティングを実施した。 ・また、同計画に基づき、サイバー攻撃対応演習、社内教育等の態勢強化策を実施した。 ・グループ会社においてもサイバー攻撃対応演習を実施したほか、体制整備状況の確認を行った。
危機管理態勢・業務継続計画	・所属長の災害対応力強化や、支社への救命胴衣・蓄電池の導入等、災害対応力強化に向けた対応を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症に関し、関連部門間で連携のうえ適切な対応を進め、職員の安全を確保したうえで保険金支払い等の重要業務を継続した。また、非対面でのコンサルティング・アフターフォローを希望するお客さまにも対応できるよう、メールアドレスの取得や、Zoom・LINE WORKSの導入等、直接の面談を必須としない取組みを推進した。 ・職員の安全確保に向けては、在宅勤務の推進の他、オフィスレイアウトの工夫、サーマルカメラ、パーテーション、アルコール消毒液の設置、不要不急の会食自粛等の対策を講じた。 ・保険事務部門のBCP強化に向けて、平時から受電・事務の複線化（2021年7月新宿事務センター稼働）の整備を進めた。 ・メディケア生命のBCP訓練への参加等、グループ会社の大規模災害対策、BCP対応等の実効性向上を図った。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
b．経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振返りを実施している。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
ガバナンス体制	・「取締役会等の実効性評価」に外部機関を導入して課題を分析し、その結果を踏まえた執行側での対応を通じ、ガバナンスのレベルアップや役員会審議の更なる充実に向けた対応を行った。 ・取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、役員会付議事項の見直し、役員会資料のレベルアップ等の対応を行った。 ・社内意思決定の迅速化に向け、「職務権限規程」の大規模な改正を実施した。
経営計画	・新型コロナウイルス感染症の流行による環境変化を踏まえ、「スミセイ中期経営計画2022」および「2020年度経営計画」を修正した。 ・「スミセイ中期経営計画2022」および「2020年度経営計画」の遂行状況や外部環境を踏まえ、「2021年度経営計画」を策定した。
収益管理	・近年新たに出資した子会社等における財務報告の体制構築を推進するなど、連結財務諸表をより適切に作成する体制を構築した。 ・未来に向けた投資の成果や経験を着実に会社の未来につなげるための運営改善、既存業務・既存経費の計画的な支出抑制等に継続して取り組んだ。 ・導入が検討されている経済価値ベースの資本規制についてフィールドテスト等を通じて分析を行うなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や保険契約の国際会計基準の修正等を踏まえて対応を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a．当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動規範」を制定する。
b．「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
（1）グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
（2）子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振返り
（3）グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
（4）子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
c．必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

・「住友生命グループ行動規範」を踏まえ、グループ会社の経営管理を行っている。
・海外グループ会社およびマルチチャネル戦略に関わる国内グループ会社の経営状況については年2回、それ以外のグループ会社の経営状況については年1回、事業企画部等の担当執行役が取締役会へ報告している。
・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する事項について定めた規程を整備させるとともに、リスク管理に関する計画や「コンプライアンス・プログラム」を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
・取締役会において「グループ会社経営管理計画」を策定し、年1回の振返りを実施している。また、「グループ会社経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
・国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対しては各数名の取締役をそれぞれ派遣するとともに、各グループ会社の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
国内グループ会社	・グループ会社経営管理の実効性を高める観点から、「分野別協議会（※）」の運営見直し等について検討を進めた。 ・グループ各社の経営計画振返りや、計画修正に関する事前承認プロセス等を通じて、経営状況と課題への対応を確認した。 ※戦略グループ会社とした子会社の経営戦略、業務執行および内部統制システムの整備等にかかる事項の協議および指導を行うことを目的に、当社および戦略グループ会社の関係部門の長が構成する会議体
海外グループ会社	・モニタリング資料について、当社経営陣が注視すべき点を明確化した。 ・新規投資案件については、関連規程に則り、適切に対応した。
グループベースの経営管理	・コムフレームに関連した監督指針改正を踏まえたグループベースの経営管理体制の構築について検討を開始した。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制
お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
・「ＣＸ戦略会議」を設置し「ＣＸ取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	・「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け、「役員と本社部長の行動規範ミーティング」を実施したほか、「所属毎の行動規範研修」において「行動規範」動画の視聴を行った。 ・昨年までと同様、「お客さま本位推進委員会」において「お客さま本位の業務運営」の遂行状況の振返りを行った。 ・「お客さま本位推進委員会」において、「住友生命グループ行動規範」浸透策の共有を図った。 ・お客さまの声を収集、分析、改善を図る観点から顧客調査体系を見直し新たな枠組みで調査を開始した。 ・ＮＰＳ向上に資する取組みとして、お客さまの意向を踏まえ、デジタルツールの活用を含めたアフターフォローの実現に向けて体制整備を図った。
保険契約管理	・非接触を望まれるお客さま向けのWeb申込手続きの導入や、Web上でお手続きができる「スミセイダイレクトサービス」の機能拡充を行った。 対面サービスにおいても、スピーディーかつ不備の発生しない電子的手続きの対象業務を拡大した。 ・「認知症ＰＬＵＳ」について、登録ご家族あて登録完了通知の直送や、70歳以上の契約者かつ募集時にご家族の同席のなかった契約の登録ご家族あてのアウトバウンドコールを実施するなど、サービスの充実に取り組んだ。 ・代理店チャネルのお客さまに対し「ご家族アシストプラス」の登録勧奨を推進した。
保険金等支払管理	・原因分析と再発防止策を講じることで過少払い抑制に努めた。 ・「認知症ブック」による情報提供や電話相談サービスの提供等を通じ、「認知症PLUS」にかかる保険金等請求促進策を実施した。
顧客サポート等管理	・苦情管理態勢の更なる強化に向け迅速かつ柔軟な対応を実現することを目的に、本社担当者が直接苦情折衝にあたる体制を構築した。 ・当社が委託する募集代理店等における態勢構築状況について臨店指導等により確認を行ったほか、募集代理店等へ苦情に関する情報提供等を行った。
顧客情報管理	・昨年から開始した「顧客情報等保護運営 指定・優秀支社制度」の運営を継続しており、基準抵触支社については再発防止に向けた対応を実施している。 ・全社に対して情報漏洩事故の未然防止・再発防止に関する資料提供を実施した。
外部委託管理	・外部委託管理の実効性を高めるべく、外部委託先のモニタリングおよび契約更新に関する事務の効率化を実施した。 ・委託先のモニタリング管理を徹底し、適切な外部委託先の管理に努めた。
利益相反管理	・国内、海外グループ会社の利益相反の取組状況をモニタリングし、問題がないことを確認した。 ・「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」（2021年1月に「責任投資委員会」に改組）において、保険取引先や融資取引先など利益相反が生じる可能性が高いと考えられる企業の議決権行使について、利益相反の観点から審議を行っている。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制
内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
a．内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
b．内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与する他、内部監査部役職員に職務遂行上、必要なすべての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
・内部監査部の担当執行役員は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて次の体制を整備する他、監査委員会に内部監査部担当執行役員が出席する等、その強化を図っている。
・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告　　等
・このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。

	2020年度における主な取組み
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	・新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、「内部監査中期計画(2020-2022年度)」および「2020年度内部監査年間計画」の修正を行い、各組織における「新型コロナウイルスへの対応」に係る課題認識・取組状況等を確認した。また、監査品質に留意しつつリモートによる監査手法を導入するとともに、導入に合わせて「内部監査規程」等を整備した。 ・内部監査人協会(IIA)(※)が認定する「公認内部監査人(CIA)」等の専門資格の取得推進や知識・スキル向上のための研修を実施し、内部監査の専門性の維持・向上を図った。 ・外部評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認するとともに、更なる高度化の観点から国内大手金融機関の取組みを参考に助言を受けた。 ※米国に本部を置くThe Institute of Internal Auditor(内部監査人協会)の略称。内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

7．その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1．2020年7月21日、Web会議システムを使用して総代候補者選考委員会が開催され、2021年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2020年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2021年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2．2020年11月18日、東京都において審議員会を開催し、2020年度上半期事業概況等について報告しました。
3．当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,497名のご契約者に出席いただきました。
4．当年度末現在の社員数は6,877,969名、総代数は178名です。

＜商品に関する事項＞

1．2020年10月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)「たのしみグローバルⅡ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
・指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払個人年金保険です。
・「指数連動プラン」では、据置期間中、毎年の指数の上昇率および連動率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。なお、指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、積立金は指定通貨建で減少しません。
・「定率増加プラン」では、据置期間中、一定の積立利率および経過年月数により積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。
2．2021年3月15日、低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険「プラスつみたて終身保険」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
・5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した終身保険です。円建・米ドル建から選択いただけます。
・ご契約から5年経過時点で死亡保険金額(円建または米ドル建)が増加し、以後、一生涯保障します(ご契約当初5年間の死亡保険金額は既払込保険料相当額)。
・解約返戻金額(円建または米ドル建)はご契約から5年経過以後に、既払込保険料相当額を上回ります。また、以後基本保険金額を上限に増加し続けます(保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定)。
3．2021年3月23日、「がん診断継続保障特約」を発売しました。本特約と「がん薬物治療特約」「がん診断特約」の3つの特約を「がんＰＬＵＳ ＡＬＩＶＥ」と呼称して提供しております。「がん診断継続保障特約」の主な特徴は次のとおりです。
・生まれて初めて所定のがんと診断されたときに、がん診断保険金をお支払いします。
・直前のがん診断保険金またはがん入院一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんによる入院を開始されたときにがん入院一時給付金をお支払いします(支払回数無制限)。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

中期経営計画に掲げる「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指し、ＳＤＧｓ達成を通じた社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1．コロナ禍でのＣＳＶプロジェクトにおける「社会への健康増進の働きかけ」として、親子スポーツイベントを行うスミセイ“Vitality Action”をオンラインで開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等をオンラインで実施しました。その他、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援等にも取り組みました。
2．子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」や、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」を実施しました。「スミセイアフタースクールプロジェクト」においては、子ども向けプログラムや大人向け勉強会をオンラインで開催するとともに、ネットコミュニケーションツール「放課後をもっと！楽しくNET」を活用して、プログラムおよび勉強会開催後のアフターフォローや離れた地域の学童同士の交流の活性化に努めました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
3．地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量ネットゼロ)の実現に向けて、温室効果ガス(ＧＨＧ)排出量を算出し、その排出量と今後の削減目標の情報開示を行いました。
4．1992年から、職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。2020年度はコロナ禍であることを踏まえ、職員の家庭で余った食品を寄付する「フードドライブ」や、自宅で作成したグリーティングカード等を寄付する「おうちヒューマニー」など、「時間・場所に捉われない新しい活動」を推進しました。また、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
5．「令和2年7月豪雨」被災地支援の一環として、住友生命労働組合と協力し当社および関連会社にて募金を実施し、総額115万3736円を被災者および被災地域へ寄贈しました。
6．当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億5951万1766円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に4074万9764円、子育て支援・次世代応援事業に1億3421万1187円、地域環境保全事業に1000万円、地域社会関連事業に350万815円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に5万円です。

◆社員配当の状況

社員配当金について

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益状況や内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること等を基本的な考え方としています。この考え方に基づき、2020年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりとしています。

個人保険、個人年金保険　一部の生前給付特約の長期継続配当等について増配としました。その他の配当については据置きとしました。

団体保険　配当率は据置きとしました。

団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率0.75％又は1.25％(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.08％としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率1.25％に対する責任準備金に対して0.06％としました。

(注)新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

社員配当金支払の状況

(単位：百万円、％)

	2019年度		2020年度	
	金額	増加率	金額	増加率
社員配当金	55,155	△11.1	50,810	△ 7.9

配当還元割合の状況

$$\text{配当還元割合} = \frac{\text{配当準備金繰入額 [541億円]}}{\text{配当準備金繰入額} + \text{内部留保への繰入額 [1,362億円]}^{(注)}} = 28\%$$

(注)危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却積立金への繰入額。ただし、一時的な損益として、金利リスクコントロールに伴い生じた有価証券売却益およびマーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額を除く調整を行っております。

配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、予定した基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率)に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定と実績との間に剰余が生じたとき、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動(増減)いたします。

配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益(予定利率部分)を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安になっております。

そして、この見込まれる運用益よりも運用の実績が上回ったときに配当金をお支払いいたします。…【右図ケース1】

一方で運用の実績が下回ったときには、配当金をお支払いすることができません。ただし、この見込まれる運用益については当社が保証しておりますので、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。…【右図ケース2】

配当金のしくみのイメージ
(予定利率部分のみの例)

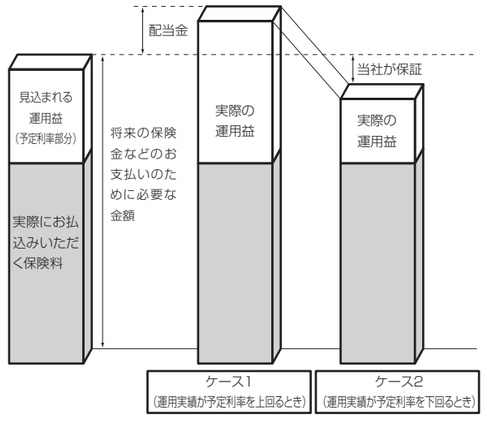

(注)資産運用環境の変化等の影響により、配当金は変動(増減)いたします。

2020年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック］

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

2020年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(＊)

(例示)2003年度契約、2006年度契約、2009年度契約及び2012年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2018年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%

(例示)2015年度契約(予定利率1.25 %)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2018年度	1.60%	1.25%	0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%

(例示)2018年度契約(予定利率0.65 %)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2018年度	1.20%	0.65%	0.55%
2019年度	1.20%		0.55%
2020年度	1.20%		0.55%

(＊)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	20.00%
		9年経過時	12.00%	30.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	21.00%	46.50%
		18年経過時	21.00%	46.50%
新介護保障定期保険特約	2013年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	16.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	9年経過時	28.00%	40.00%
		12年経過時	12.00%	20.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	27.00%	46.50%
		18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	4.00%	8.00%
		9年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	10.50%	20.25%
		18年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	8.00%	0.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	9.00%	15.00%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　一部増配

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	252円	406円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	399円	567円
		18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	294円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
		18年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	1,190円	420円
		9年経過時	1,267円	560円
		12年経過時	840円	196円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	62.10%	62.10%
	2018年8月1日以前契約	6年経過時	37.50%	37.50%
		9年経過時	37.50%	37.50%

(＊) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

5年ごと利差配当タイプ

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

2020年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)1996年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2016年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2017年度	1.15%		△1.75%
2018年度	1.15%		△1.75%
2019年度	1.15%		△1.75%
2020年度	1.15%		△1.75%

(例示)2001年度契約、2006年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2016年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2017年度	1.60%		△0.05%
2018年度	1.60%		△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%

(例示)2016年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2016年度	1.60%	1.25%	0.35%
2017年度	1.60%		0.35%
2018年度	1.60%		0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%

ただし、下記の契約については、以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1999年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	16.00%	40.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	31.00%	67.50%
		20年経過時	51.50%	67.50%
新介護保障定期保険特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	16.00%	32.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	10年経過時	36.00%	52.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	41.00%	69.50%
		20年経過時	57.50%	59.50%
特定疾病保障定期保険(特約) 重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	8.00%	16.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	15.50%	29.75%
		20年経過時	25.75%	29.75%
生活障害収入保障特約		10年経過時	40.00%	0.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	45.00%	75.00%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約等　一部増配

災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	854円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	665円	854円
		20年経過時	700円	777円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
		20年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	1,750円	980円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	10年経過時	62.10%	62.10%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	37.50%	37.50%

(＊) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

毎年配当タイプ

配当金　(=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当　据置き

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率1%未満の契約	1.20%-予定利率	予定利率0.55%の契約…　0.65%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.60%-予定利率	予定利率1.50%の契約…　0.10%
予定利率2%超の契約	1.15%-予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

②死差益配当　据置き

(例示)　1985年4月2日以降1990年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき 1,570円

③災害・疾病特約配当　一部増配

(例示)　40歳、男性の場合

保険種類		入院給付日額 1,000円につき
新疾病医療特約(87)(本人型)		580円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	170円
	2018年8月1日以前契約	340円

保険種類		1件あたり
新先進医療特約(＊)	2021年4月2日以降契約	0円
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476円
	2018年8月1日以前契約	540円

(＊) 費差益配当の額を含みます。

④費差益配当　一部増配

(例示)　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
(1)基本部分
1990年4月2日以降 1993年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額 100万円につき
(2)	総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
(3)	配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円

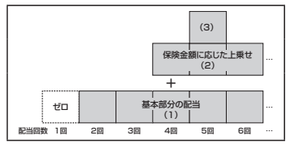

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2015年度(6年)	151,260円	(16,195) 20,589円	20,847,000円

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(＊1)
(新介護収入保障特約(10回タイプ)(＊2)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(＊3) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(＊4) 給付金額10万円
新先進医療特約(＊5)

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度(9年)	144,360円	(38,314) 38,854円	22,519,200円
2009年度(12年)	203,460(＊6)	(17,898) 17,898	22,519,200
2006年度(15年)	206,340(＊6)	(54,022) 54,022	22,519,200
2003年度(18年)	206,340(＊6)	(54,092) 54,092	22,519,200

(＊1) 2003年度契約および2006年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(＊2) 2003年度契約、2006年度契約および2009年度契約は新介護収入保障特約(20年タイプ)とします。
(＊3) 2003年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約付加契約、2006年度契約および2009年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(＊4) 2003年度契約は通院特約付加契約、2006年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。2009年度契約は入院保障充実特約付加契約とし、給付金額は3万円とします。
(＊5) 新先進医療特約付加契約は2012年度契約のみとします。
(＊6) 保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度(9年)	224,880円	(60,565) 61,105円	15,000,000円

<例4> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度(経過年数)	保険料(＊)(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度(25年)	358,296円	(41,644) 41,644円	20,000,000円

(＊) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(＊1)(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金(＊2)]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1991年度(30年)	256,968円	(114,916) 114,916円	20,000,000円

(＊1) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(＊2) 定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 死亡契約[保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2011年度(10年)	136,800円	(35,340) 35,880円	10,000,000円

<例7> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額 継続中の契約[配当金]	受取金額 満期・死亡契約[保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2011年度(10年)	31,656円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
2006年度(15年)	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2001年度(20年)	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1996年度(25年)	28,584	(0) 0	死亡 1,000,000
1991年度(30年)	20,664	ー ー	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

2019年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック］

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

2019年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(＊)

(例示)2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2017年度	1.60％	1.65％	△0.05％
2018年度	1.60％		△0.05％
2019年度	1.60％		△0.05％

(例示)2014年度契約(予定利率1.25 ％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2017年度	1.60％	1.25％	0.35％
2018年度	1.60％		0.35％
2019年度	1.60％		0.35％

(例示)2017年度契約(予定利率0.65 ％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2017年度	1.20％	0.65％	0.55％
2018年度	1.20％		0.55％
2019年度	1.20％		0.55％

(＊)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00％	20.00％
		9年経過時	12.00％	30.00％
	2007年4月1日以前契約	12年経過時	8.00％	20.00％
		15年経過時	21.00％	46.50％
		18年経過時	21.00％	46.50％
新介護保障定期保険特約	2013年4月2日以降契約	6年経過時	8.00％	16.00％
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	9年経過時	28.00％	40.00％
		12年経過時	12.00％	20.00％
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	27.00％	46.50％
		18年経過時	27.00％	46.50％
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	4.00％	8.00％
		9年経過時	6.00％	12.00％
		12年経過時	4.00％	8.00％
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	10.50％	20.25％
		18年経過時	10.50％	20.25％

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　一部増配

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	252円	406円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	399円	567円
		18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	294円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
		18年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	868円	420円
		9年経過時	1,008円	560円

(＊)更新後の場合を含みません。

5年ごと利差配当タイプ

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

2019年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)2000年度契約(予定利率2.15％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2015年度	1.35％	2.15％	△0.80％
2016年度	1.15％		△1.00％
2017年度	1.15％		△1.00％
2018年度	1.15％		△1.00％
2019年度	1.15％		△1.00％

(例示)2005年度契約及び2010年度契約(予定利率1.65％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2015年度	1.80％	1.65％	0.15％
2016年度	1.60％		△0.05％
2017年度	1.60％		△0.05％
2018年度	1.60％		△0.05％
2019年度	1.60％		△0.05％

(例示)2015年度契約(予定利率1.25％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
2015年度	1.80％	1.25％	0.55％
2016年度	1.60％		0.35％
2017年度	1.60％		0.35％
2018年度	1.60％		0.35％
2019年度	1.60％		0.35％

ただし、下記の契約については、以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0％	予定利率1.00％の契約…0％
一時払個人年金保険	0％	予定利率1.00％の契約…0％
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0％	予定利率1.40％の契約…0％

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	12.00％	30.00％
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	27.00％	57.50％
		20年経過時	45.50％	57.50％
新介護保障定期保険特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	12.00％	24.00％
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	10年経過時	32.00％	44.00％
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	37.00％	61.50％
		20年経過時	52.50％	51.50％
特定疾病保障定期保険(特約) 重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	6.00％	12.00％
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	13.50％	25.75％
		20年経過時	22.75％	25.75％

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約等　一部増配

災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	763円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	665円	763円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	1,428円	980円

(＊)更新後の場合を含みません。

毎年配当タイプ

配当金　(=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

据置き

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率1％未満の契約	1.20％-予定利率	予定利率0.55％の契約…　0.65％
予定利率1％以上2％以下の契約	1.60％-予定利率	予定利率1.50％の契約…　0.10％
予定利率2％超の契約	1.15％-予定利率	予定利率5.00％の契約…△3.85％

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0％	予定利率1.75％の契約…0％
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0％	予定利率1.50％の契約…0％
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0％	予定利率2.00％の契約…0％

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

②死差益配当

据置き

(例示)　1985年4月2日以降1990年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき 1,570円

③災害・疾病特約配当

一部増配

(例示)　40歳、男性の場合

保険種類		入院給付日額 1,000円につき
新疾病医療特約(87)(本人型)		580円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	170円
	2018年8月1日以前契約	340円

④費差益配当

据置き

(例示)　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
(1)基本部分
1990年4月2日以降 1993年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額 100万円につき
(2)	総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
(3)	配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円

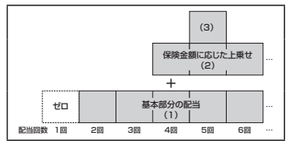

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(＊1)
(新介護収入保障特約(＊2)(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(＊3)日額1万円、入院保障充実特約(09)(＊4)給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金＋配当金］
3年ごと配当タイプ			
2014年度（6年）	159,300円	(16,021) 17,841円	31,317,600円
2011年度（9年）	142,920	(34,674) 36,494	22,519,200
2008年度（12年）	202,908(*5)	(17,898) 17,898	22,519,200
2005年度（15年）	206,340(*5)	(54,022) 54,022	22,519,200
2002年度（18年）	198,168(*5)	(46,936) 46,936	22,519,200

(＊1) 2002年度契約および2005年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(＊2) 2002年度契約は介護収入保障特約、2011年度契約は新介護収入保障特約(10回タイプ)とします。
(＊3) 2002年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約付加契約、2005年度契約および2008年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(＊4) 2002年度契約は通院特約付加契約、2005年度契約および2008年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。
(＊5) 保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約　日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金＋配当金］
3年ごと配当タイプ			
2014年度（6年）	218,640円	(25,890) 26,800円	18,333,334円
2011年度（9年）	223,440	(58,745) 59,655	15,000,000

<例3> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金＋配当金］
毎年配当タイプ			
1996年度（24年）	358,296円	(36,416) 36,416円	20,000,000円

(＊)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例4> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度（経過年数）	保険料(＊1)（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金(＊2)］	受取金額 死亡契約［保険金＋配当金］
毎年配当タイプ			
1990年度（30年）	256,968円	(114,916) 114,916円	20,000,000円

(＊1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(＊2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例5> 定期保険（10年更新型）

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金＋配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2010年度（10年）	135,360円	(27,665) 28,575円	10,000,000円

<例6> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 満期・死亡契約［保険金＋配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2010年度（10年）	31,656円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
2005年度（15年）	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2000年度（20年）	30,132	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1995年度（25年）	25,272	(0) 0	死亡 1,000,000
1990年度（30年）	20,664	― ―	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>については、年金の現価相当額を示します。
<例2>については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

直近5事業年度における主要業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	4,153,242	3,400,872	3,285,089	3,085,037	3,108,974
経常利益	228,793	229,933	200,591	95,138	155,634
基礎利益（注1）	337,697	352,581	377,090	371,547	347,641
当期純剰余	86,264	65,422	60,605	49,337	54,733
基金の総額（注2）	639,000	639,000	639,000	639,000	639,000
総資産	30,026,983	31,536,934	32,730,472	32,951,105	35,400,786
うち特別勘定資産	1,243,010	986,044	829,521	726,126	828,123
責任準備金残高	25,217,893	25,800,570	26,238,890	26,636,065	27,262,040
貸付金残高	2,972,689	2,781,305	2,874,970	2,099,584	1,945,518
有価証券残高	24,732,137	25,819,731	26,764,618	27,423,878	30,463,881
ソルベンシー・マージン比率	826.9%	873.6%	930.1%	873.6%	840.5%
剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合（注3）	99.5%	99.8%	99.7%	100.0%	99.9%
従業員数	42,835名	42,848名	42,954名	43,168名	46,084名
社員数（契約者数）（注4）	7,002,539名	7,029,691名	7,001,352名	6,937,383名	6,877,969名
保有契約高（注5）	125,032,140	119,261,881	114,291,657	109,620,952	106,059,804
個人保険	77,544,178	71,751,231	66,769,210	62,109,041	58,035,687
個人年金保険	16,002,519	15,621,584	15,306,014	15,065,308	14,928,964
団体保険	31,485,442	31,889,064	32,216,432	32,446,601	33,095,152
団体年金保険保有契約高（注6）	2,565,431	2,624,858	2,589,611	2,573,891	2,666,577

（注1）2017年度より、基礎利益から、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額及び外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額を除いています。
（注2）基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。
（注3）剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。
（注4）相互会社における社員とは、保険契約者のことです（剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く）。
（注5）保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
（注6）団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

◆計算書類関係

1 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2019年度末（2020年3月31日現在）金額	2020年度末（2021年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,467,878	1,198,652
現　金	136	10
預貯金	1,467,741	1,198,642
コールローン	354,415	192,142
買入金銭債権	326,239	565,143
有価証券	27,423,878	30,463,881
国　債	10,182,036	10,774,290
地方債	235,930	238,126
社　債	3,683,890	3,715,977
株　式	1,831,515	2,623,466
外国証券	11,181,658	12,643,660
その他の証券	308,848	468,359
貸付金	2,099,584	1,945,518
保険約款貸付	281,112	258,549
一般貸付	1,818,472	1,686,968
有形固定資産	569,148	566,262
土　地	360,643	359,957
建　物	177,036	173,740
リース資産	5,525	4,387
建設仮勘定	20,871	23,711
その他の有形固定資産	5,070	4,465
無形固定資産	40,387	38,193
ソフトウェア	31,627	32,682
その他の無形固定資産	8,760	5,511
代理店貸	0	—
再保険貸	110	181
その他資産	443,657	347,619
未収金	26,944	33,143
前払費用	5,042	5,353
未収収益	132,779	142,574
預託金	4,258	4,315
先物取引差入証拠金	3,663	13,407
金融派生商品	241,663	108,906
金融商品等差入担保金	9	25,786
仮払金	5,078	6,779
その他の資産	24,218	7,353
前払年金費用	12,482	15,726
繰延税金資産	214,138	68,356
貸倒引当金	△816	△890
資産の部合計	32,951,105	35,400,786

科　目	2019年度末（2020年3月31日現在）金額	2020年度末（2021年3月31日現在）金額
（負債の部）		
保険契約準備金	26,965,750	27,586,099
支払備金	108,199	105,903
責任準備金	26,636,065	27,262,040
社員配当準備金	221,485	218,156
再保険借	200	196
社　債	449,924	449,924
その他負債	3,085,190	4,330,415
売現先勘定	1,948,528	2,870,573
債券貸借取引受入担保金	590,008	501,353
借入金	50,000	120,000
未払法人税等	22,503	16,204
未払金	94,843	34,738
未払費用	37,892	39,907
前受収益	1,384	851
預り金	67,316	70,349
預り保証金	28,750	28,596
金融派生商品	110,413	626,965
金融商品等受入担保金	118,280	4,389
リース債務	5,762	4,563
資産除去債務	1,749	1,768
仮受金	6,609	7,079
その他の負債	1,147	3,074
退職給付引当金	10,730	—
価格変動準備金	787,547	883,647
再評価に係る繰延税金負債	12,923	12,894
負債の部合計	31,312,267	33,263,179
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
剰余金	220,677	227,648
損失填補準備金	5,804	6,004
その他剰余金	214,873	221,643
価格変動積立金	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,298	1,338
別途積立金	223	223
当期未処分剰余金	48,351	55,081
基金等合計	859,680	866,650
その他有価証券評価差額金	841,237	1,332,915
繰延ヘッジ損益	△2,371	△2,561
土地再評価差額金	△59,708	△59,397
評価・換算差額等合計	779,157	1,270,957
純資産の部合計	1,638,837	2,137,607
負債及び純資産の部合計	32,951,105	35,400,786

2 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）金額	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）金額
経常収益	3,085,037	3,108,974
保険料等収入	2,224,303	2,187,755
保険料	2,221,182	2,185,080
再保険収入	526	338
準備金受入金	2,594	2,336
資産運用収益	740,064	816,010
利息及び配当金等収入	639,439	611,775
預貯金利息	13,656	2,595
有価証券利息・配当金	549,407	535,731
貸付金利息	27,182	23,518
不動産賃貸料	35,206	34,717
その他利息配当金	13,986	15,211
有価証券売却益	86,022	79,393
有価証券償還益	13,534	16,323
貸倒引当金戻入額	44	—
その他運用収益	1,022	1,474
特別勘定資産運用益	—	107,044
その他経常収益	120,670	105,208
年金特約取扱受入金	7,141	5,288
保険金据置受入金	66,119	57,546
支払備金戻入額	6,535	2,295
退職給付引当金戻入額	17,746	13,974
その他の経常収益	23,127	26,102
経常費用	2,989,898	2,953,340
保険金等支払金	1,885,624	1,746,005
保険金	608,258	558,220
年　金	488,059	439,604
給付金	306,947	296,512
解約返戻金	428,994	403,822
その他返戻金	52,323	46,791
再保険料	1,040	1,053
責任準備金等繰入額	397,207	626,004
責任準備金繰入額	397,174	625,975
社員配当金積立利息繰入額	32	29
資産運用費用	268,467	137,046
支払利息	24,529	10,484
有価証券売却損	14,782	17,087
有価証券評価損	52,233	2,025
有価証券償還損	4,028	5
金融派生商品費用	118,531	74,286
為替差損	11,416	10,974
貸倒引当金繰入額	—	318
賃貸用不動産等減価償却費	8,601	8,422
その他運用費用	12,380	13,441
特別勘定資産運用損	21,964	—
事業費	320,034	330,027
その他経常費用	118,563	114,257
保険金据置支払金	62,947	53,441
税　金	24,760	26,671
減価償却費	17,007	17,951
その他の経常費用	13,848	16,192
経常利益	95,138	155,634
特別利益	198	241
固定資産等処分益	198	241
特別損失	46,290	98,463
固定資産等処分損	1,952	621
減損損失	514	1,082
価格変動準備金繰入額	43,100	96,100
社会及び契約者福祉増進助成金	723	659
税引前当期純剰余	49,046	57,412
法人税及び住民税	54,336	47,680
法人税等調整額	△54,627	△45,001
法人税等合計	△290	2,678
当期純剰余	49,337	54,733

3 基金等変動計算書

2019年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等											評価・換算差額等				純資産合計
				剰余金												
					その他剰余金											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	50,000	589,000	2	5,604	42,600	165,000	1,321	223	59,141	273,890	912,893	931,081	△431	△61,417	869,233	1,782,126
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△50,285	△50,285	△50,285					△50,285
損失填補準備金の積立				200					△200	–	–					–
基金償却積立金の積立		50,000									50,000					50,000
基金利息の支払									△556	△556	△556					△556
当期純剰余									49,337	49,337	49,337					49,337
基金の償却	△50,000										△50,000					△50,000
基金償却準備金の積立					7,400				△7,400	–	–					–
基金償却準備金の取崩					△50,000					△50,000	△50,000					△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	–	–					–
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△723		723	–	–					–
土地再評価差額金の取崩									△1,708	△1,708	△1,708					△1,708
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												△89,844	△1,939	1,708	△90,075	△90,075
当期変動額合計	△50,000	50,000	–	200	△42,600	–	△23	–	△10,790	△53,213	△53,213	△89,844	△1,939	1,708	△90,075	△143,289
当期末残高	–	639,000	2	5,804	–	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680	841,237	△2,371	△59,708	779,157	1,638,837

2020年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等											評価・換算差額等				純資産合計
				剰余金												
					その他剰余金											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	–	639,000	2	5,804	–	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680	841,237	△2,371	△59,708	779,157	1,638,837
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△47,451	△47,451	△47,451					△47,451
損失填補準備金の積立				200					△200	–	–					–
当期純剰余									54,733	54,733	54,733					54,733
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	–	–					–
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△659		659	–	–					–
土地再評価差額金の取崩									△311	△311	△311					△311
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												491,678	△190	311	491,799	491,799
当期変動額合計	–	–	–	200	–	–	40	–	6,729	6,970	6,970	491,678	△190	311	491,799	498,770
当期末残高	–	639,000	2	6,004	–	165,000	1,338	223	55,081	227,648	866,650	1,332,915	△2,561	△59,397	1,270,957	2,137,607

4 剰余金処分に関する決議

（単位：百万円）

科　目	2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
当期未処分剰余金	48,351	55,081
剰余金処分額	48,351	55,081
社員配当準備金	47,451	54,181
差引純剰余金	900	900
損失填補準備金	200	200
任意積立金	700	700
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を保険業法施行規則第30条の４で定める金額*の100分の20以上としています。2020年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に54,181百万円を繰り入れており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は99.9％となりました。

＊ 当期未処分剰余金から、任意積立金目的取崩額および損失填補準備金に積み立てる額の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的の有価証券については時価（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。
建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35百万円です。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的の有価証券については時価（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。
建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
①採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
②確定給付制度
イ．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	282,010百万円
勤務費用	11,764百万円
利息費用	4,154百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△22百万円
退職給付の支払額	△26,777百万円
過去勤務費用の当期発生額	△737百万円
期末における退職給付債務	270,390百万円

ロ．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	294,803百万円
期待運用収益	3,607百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△24,159百万円
事業主からの拠出額	6,676百万円
退職給付の支払額	△14,377百万円
期末における年金資産	266,550百万円

ハ．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	270,390百万円
年金資産	△266,550百万円
	3,840百万円
未認識数理計算上の差異	△9,808百万円
未認識過去勤務費用	4,216百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,751百万円
退職給付引当金	10,730百万円
前払年金費用	△12,482百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,751百万円

ニ．退職給付に関連する損益

勤務費用	11,764百万円
利息費用	4,154百万円
期待運用収益	△3,607百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,185百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,329百万円

ホ．年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	46％
株　式	33％
投資信託	8％
債　券	6％
その他	7％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が41％含まれています。
ヘ．長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
ト．数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.2％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,008百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
①採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
②確定給付制度
イ．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	270,390百万円
勤務費用	11,495百万円
利息費用	3,982百万円
数理計算上の差異の当期発生額	33,123百万円
退職給付の支払額	△23,049百万円
期末における退職給付債務	295,943百万円

ロ．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	266,550百万円
期待運用収益	2,033百万円
数理計算上の差異の当期発生額	47,337百万円
事業主からの拠出額	6,648百万円
退職給付の支払額	△10,763百万円
期末における年金資産	311,806百万円

ハ．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	295,943百万円
年金資産	△311,806百万円
	△15,862百万円
未認識数理計算上の差異	△355百万円
未認識過去勤務費用	491百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△15,726百万円
前払年金費用	△15,726百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△15,726百万円

ニ．退職給付に関連する損益

勤務費用	11,495百万円
利息費用	3,982百万円
期待運用収益	△2,033百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,759百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,724百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,960百万円

ホ．年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	42％
生命保険一般勘定	35％
投資信託	6％
債　券	6％
その他	11％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48％含まれています。
ヘ．長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
ト．数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,147百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。	6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
	11. 保険料の計上基準 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
	12. 保険金等支払金の計上基準 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
	13. 未適用の会計基準等 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。 ・「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号） ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号） ・「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号） ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日 企業会計基準適用指針第19号） (1) 概要 国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。 ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。 (2) 適用予定日 2021 年度の期首より適用予定です。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 適用された年度における影響は評価中です。

注記事項（貸借対照表関係）

2019年度（2020年3月31日現在）	2020年度（2021年3月31日現在）
1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、808百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、808百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、831百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、419,213百万円です。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、427,522百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、726,126百万円です。なお、負債の額も同額です。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,123百万円です。なお、負債の額も同額です。
4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、50,195百万円、金銭債務の総額は、11,474百万円です。	4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、84,223百万円、金銭債務の総額は、14,792百万円です。
5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　226,323百万円 前期剰余金よりの繰入額　50,285百万円 当期社員配当金支払額　55,155百万円 利息による増加等　32百万円 当期末現在高　221,485百万円	5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　221,485百万円 前期剰余金よりの繰入額　47,451百万円 当期社員配当金支払額　50,810百万円 利息による増加等　29百万円 当期末現在高　218,156百万円
6. 子会社等の株式の総額は、646,220百万円です。	6. 子会社等の株式等の総額は、749,854百万円です。
7. 担保に提供している資産の額は、有価証券2,508,450百万円です。	7. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,360,448百万円です。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、3,905,476百万円です。	9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,366,031百万円です。
10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は34,460百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は824百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、838,868百万円です。	11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,330,356百万円です。
12. 基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。	
	12. 2021年4月15日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債100,586百万円を発行しております。
	13. 2021年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,000百万円の期限前償還を行う予定です。
13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,185百万円です。	14. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,278百万円です。
14. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。	15. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。	16. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、37,567百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、35,900百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

2019年度(2020年3月31日現在)	2020年度(2021年3月31日現在)
17. 繰延税金資産の総額は、573,812百万円、繰延税金負債の総額は、339,226百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、20,448百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 244,324百万円、価格変動準備金 220,198百万円及び退職給付引当金 32,033百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額326,499百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△0.5％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △27.0％です。	18. 繰延税金資産の総額は、623,773百万円、繰延税金負債の総額は、533,234百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,182百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 270,860百万円、価格変動準備金 247,067百万円及び退職給付引当金 28,100百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額517,328百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は4.6％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △26.3％です。
18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、8百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、1,300百万円です。	19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、36百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、1,056百万円です。
19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は392,983百万円、時価は504,136百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,364百万円を計上しております。	20. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は396,511百万円、時価は515,877百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,384百万円を計上しております。

注記事項(金融商品関係)

2019年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,467,878	1,467,878	−
うち、その他有価証券	435,863	435,863	−
コールローン	354,415	354,415	−
買入金銭債権	326,239	329,205	2,966
うち、その他有価証券	193,071	193,071	−
有価証券※1	26,762,393	29,064,098	2,301,705
売買目的有価証券	633,006	633,006	−
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866
子会社株式及び関連会社株式	52,238	27,869	△24,369
その他有価証券	12,322,091	12,322,091	−
貸付金	2,099,584		
貸倒引当金※2	△598		
	2,098,985	2,104,022	5,036
社債	449,924	435,958	△13,965
売現先勘定	1,948,528	1,948,528	−
債券貸借取引受入担保金	590,008	590,008	−
借入金	50,000	49,680	△320
デリバティブ取引※3	131,250	131,250	−
ヘッジ会計が適用されていないもの	247	247	−
ヘッジ会計が適用されているもの	131,002	131,002	−

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は661,485百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

負 債

① 社債
3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

③ 借入金
借入金を裏付として発行される社債の3月末日の市場価格等によっております。

デリバティブ取引
3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券 （単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	310,662	334,609	23,947
	外国証券（公社債）	1,414,600	1,713,866	299,266
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	545	540	△5
	外国証券（公社債）	－	－	－
合計		1,725,807	2,049,016	323,208

②責任準備金対応債券 （単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,989,452	12,959,664	1,970,212
	外国証券（公社債）	559,223	603,107	43,884
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	302,785	297,241	△5,543
	外国証券（公社債）	177,788	172,101	△5,687
合計		12,029,249	14,032,115	2,002,866

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券 （単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	買入金銭債権	159,666	168,153	8,486
	公社債	1,565,064	1,655,370	90,306
	株式	590,674	1,270,621	679,946
	外国証券	6,376,328	6,920,454	544,125
	公社債	6,062,554	6,592,476	529,922
	株式等	313,774	327,978	14,203
	その他の証券	54,551	66,754	12,202
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	435,900	435,863	△36
	買入金銭債権	24,952	24,918	△34
	公社債	563,691	550,254	△13,437
	株式	405,472	324,583	△80,889
	外国証券	1,363,273	1,303,244	△60,028
	公社債	905,113	867,499	△37,613
	株式等	458,160	435,744	△22,415
	その他の証券	248,971	230,808	△18,163
合計		11,788,547	12,951,026	1,162,478

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,467,778	－	－	－
コールローン	354,415	－	－	－
買入金銭債権	24,116	203	282	293,163
有価証券	547,096	1,961,310	7,185,892	12,534,174
満期保有目的の債券	117,000	283,031	400,400	924,088
責任準備金対応債券	62,917	618,889	3,325,789	7,920,101
その他有価証券	367,179	1,059,390	3,459,702	3,689,983
貸付金※	441,242	454,636	446,426	466,166
社債	－	－	－	449,924
売現先勘定	1,948,528	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	590,008	－	－	－
借入金	－	－	－	50,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,198,652	1,198,652	－
うち、その他有価証券	491,530	491,530	－
コールローン	192,142	192,142	－
買入金銭債権	565,143	567,468	2,324
うち、その他有価証券	439,749	439,749	－
有価証券※1	29,694,760	31,547,963	1,853,202
売買目的有価証券	707,708	707,708	－
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183
子会社株式及び関連会社株式	52,238	46,861	△5,376
その他有価証券	14,873,199	14,873,199	－
貸付金	1,945,518		
貸倒引当金※2	△649		
	1,944,868	1,958,383	13,514
社債	449,924	458,557	8,632
売現先勘定	2,870,573	2,870,573	－
債券貸借取引受入担保金	501,353	501,353	－
借入金	120,000	120,167	167
デリバティブ取引※3	(518,059)	(518,059)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(140,102)	(140,102)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(377,956)	(377,956)	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は769,120百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

負 債

① 社債
3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

③ 借入金
借入金を裏付として発行される社債の3月末日の市場価格等によっております。

デリバティブ取引
3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	284,558	305,365	20,807
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	549	541	△8
	外国証券(公社債)	–	–	–
合計		1,590,707	1,852,103	261,395

②責任準備金対応債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券(公社債)	613,425	664,746	51,321
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券(公社債)	241,179	223,715	△17,464
合計		12,470,906	14,068,089	1,597,183

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券　（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	–	–	–
	買入金銭債権	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,648,506	1,735,325	86,818
	株式	951,390	2,203,981	1,252,591
	外国証券	7,580,013	8,181,944	601,930
	公社債	6,733,057	7,242,449	509,392
	株式等	846,956	939,495	92,538
	その他の証券	329,067	367,843	38,775
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	302,887	302,319	△567
	公社債	828,731	794,415	△34,315
	株式	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,516,097	1,436,141	△79,956
	公社債	1,188,957	1,113,738	△75,219
	株式等	327,140	322,403	△4,737
	その他の証券	20,000	19,265	△735
合計		13,963,576	15,804,479	1,840,903

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,198,712	–	–	–
コールローン	192,142	–	–	–
買入金銭債権	280,549	208	288	278,221
有価証券	336,202	2,810,959	7,952,005	12,742,022
満期保有目的の債券	2,717	592,331	214,400	780,229
責任準備金対応債券	160,260	690,872	3,949,273	7,573,284
その他有価証券	173,224	1,527,755	3,788,332	4,388,508
貸付金※	162,860	478,612	501,410	533,973
社債	–	–	–	449,924
売現先勘定	2,870,573	–	–	–
債券貸借取引受入担保金	501,353	–	–	–
借入金	–	–	–	120,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（損益計算書関係）

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、9,176百万円、費用の総額は、16,496百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 41,035百万円、株式等 8,177百万円、外国証券 36,810百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 186百万円、株式等 9,654百万円、外国証券 4,940百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 36,524百万円、外国証券 15,709百万円です。

3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、5百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、128百万円です。

4. 金融派生商品費用には、評価益が 8,017百万円含まれております。

5. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	514百万円
	計	514百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、5,159百万円、費用の総額は、19,422百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 46,798百万円、株式等 15,991百万円、外国証券 16,603百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 4,197百万円、株式等 2,100百万円、外国証券 10,789百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 1,875百万円、外国証券 149百万円です。

3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、27百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、243百万円です。

4. 金融派生商品費用には、評価損が 96,461百万円含まれております。

5. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	1,082百万円
	計	1,082百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

5 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
基礎利益　A	371,547	347,641
キャピタル収益	101,194	85,278
有価証券売却益	86,022	79,393
その他キャピタル収益	15,171	5,885
キャピタル費用	257,281	126,676
有価証券売却損	14,782	17,087
有価証券評価損	52,233	2,025
金融派生商品費用	118,531	74,286
為替差損	11,416	10,974
その他キャピタル費用	60,317	22,301
キャピタル損益　B	△156,087	△41,398
キャピタル損益含み基礎利益　A+B	215,459	306,243
臨時収益	25	—
個別貸倒引当金戻入額	25	—
臨時費用	120,345	150,609
危険準備金繰入額	52,800	91,100
個別貸倒引当金繰入額	—	287
その他臨時費用	67,545	59,221
臨時損益　C	△120,320	△150,609
経常利益　A+B+C	95,138	155,634

(参考) その他項目の内訳

		2019年度	2020年度
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	57,830	△5,145
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△15,171	22,301
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	2,487	△739
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	5,145
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	15,171	—
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	739
その他キャピタル費用	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	57,830	—
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	22,301
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	2,487	—
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払養老保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	67,545	59,221

6 保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、2020年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（注）なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報（会社計）

1 有価証券の時価情報（会社計）

a. 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	633,006	△68,569	707,708	81,216

（注）本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、2019年度末、2020年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208	323,213	△5
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230
子会社・関連会社株式	52,238	27,869	△24,369	—	△24,369
その他有価証券	11,788,547	12,951,026	1,162,478	1,335,068	△172,589
公社債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	7,739,602	8,223,698	484,096	544,125	△60,028
公社債	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415
その他の証券	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—
合　計	25,595,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194
公社債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	9,943,452	10,740,642	797,190	887,275	△90,085
公社債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784
その他の証券	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—

区　分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341
子会社・関連会社株式	52,238	46,861	△5,376	—	△5,376
その他有価証券	13,963,576	15,804,479	1,840,903	1,986,544	△145,641
公社債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315
株式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	9,096,111	9,618,085	521,974	601,930	△79,956
公社債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株式等	1,174,097	1,261,898	87,801	92,538	△4,737
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—
合　計	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367
公社債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	11,308,555	12,099,606	791,051	893,848	△102,797
公社債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683
株式等	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2019年度末			2020年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	310,662	334,609	23,947	284,558	305,365	20,807
	外国証券（公社債）	1,414,600	1,713,866	299,266	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	545	540	△5	549	541	△8
	外国証券（公社債）	—	—	—	—	—	—
合計		1,725,807	2,049,016	323,208	1,590,707	1,852,103	261,395

●責任準備金対応債券

（単位：百万円）

		2019年度末			2020年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,989,452	12,959,664	1,970,212	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券（公社債）	559,223	603,107	43,884	613,425	664,746	51,321
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	302,785	297,241	△5,543	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券（公社債）	177,788	172,101	△5,687	241,179	223,715	△17,464
合計		12,029,249	14,032,115	2,002,866	12,470,906	14,068,089	1,597,183

●その他有価証券

（単位：百万円）

		2019年度末			2020年度末		
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	159,666	168,153	8,486	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,565,064	1,655,370	90,306	1,648,506	1,735,325	86,818
	株式	590,674	1,270,621	679,946	951,390	2,203,981	1,252,591
	外国証券	6,376,328	6,920,454	544,125	7,580,013	8,181,944	601,930
	公社債	6,062,554	6,592,476	529,922	6,733,057	7,242,449	509,392
	株式等	313,774	327,978	14,203	846,956	939,495	92,538
	その他の証券	54,551	66,754	12,202	329,067	367,843	38,775
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	435,900	435,863	△36	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	24,952	24,918	△34	302,887	302,319	△567
	公社債	563,691	550,254	△13,437	828,731	794,415	△34,315
	株式	405,472	324,583	△80,889	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,363,273	1,303,244	△60,028	1,516,097	1,436,141	△79,956
	公社債	905,113	867,499	△37,613	1,188,957	1,113,738	△75,219
	株式等	458,160	435,744	△22,415	327,140	322,403	△4,737
	その他の証券	248,971	230,808	△18,163	20,000	19,265	△735
合計		11,788,547	12,951,026	1,162,478	13,963,576	15,804,479	1,840,903

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	593,981	697,616
その他有価証券	62,246	62,198
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	21,841	20,368
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	34,558	34,558
非上場外国債券	—	—
その他	5,845	7,271
合　　計	656,227	759,814

2 金銭の信託の時価情報（会社計）

a. 運用目的の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 運用目的以外の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

3 デリバティブ取引の時価情報（会社計）

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク
金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク
与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針
保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署
収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

③ リスク管理規定
「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

④ リスク管理
ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。
ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況
債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明
ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。
したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2020年3月末	2021年3月末	2020年3月末	2021年3月末
金利スワップ 金利スワップション（買建）	685	981	1	73
為替予約	121,429	147,327	4,118	3,443
通貨スワップ 通貨オプション（買建）	6,506	6,125	760	693
株式オプション（買建） 株価指数先渡	—	1,499	—	89
マルチ・アセット指数オプション（買建）	1,289	1,278	137	162
合　計			3,515	1,337

（注）1. 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。
2. 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△515	172,039	—	—	—	171,523	6,094	△343,195	—	—	—	△337,100
ヘッジ会計非適用分	—	△2,795	1,126	—	△1,639	△3,309	—	△115,631	△29,654	51	687	△144,547
合　計	△515	169,243	1,126	—	△1,639	168,214	6,094	△458,827	△29,654	51	687	△481,648

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2019年度末通貨関連 134,617百万円、2020年度末通貨関連 △374,068百万円となっています。

●金利関連

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価
繰延ヘッジ	**金利スワップ** 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	15,500	15,500	23	15,500	11,500	12
特例処理	**金利スワップ** 固定金利受取／変動金利支払 固定金利支払／変動金利受取	貸付金	4,535 48,973	145 —	5 △544	145 83,032	80 83,032	1 6,081
合　計					△515			6,094

●通貨関連

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	2,458,184	—	21,491	21,491	3,235,486	—	△214,996	△214,996
	(米ドル)	1,304,922	—	△21,989	△21,989	1,500,512	—	△58,407	△58,407
	(ユーロ)	750,151	—	6,909	6,909	1,149,871	—	△72,428	△72,428
	買建	2,354,980	165,027	△22,626	△22,626	3,542,436	—	100,313	100,313
	(ユーロ)	907,915	165,027	△1,984	△1,984	1,540,936	—	44,898	44,898
	(米ドル)	1,189,033	—	1,595	1,595	1,418,949	—	47,159	47,159
	通貨オプション								
	売建								
	コール	220,250	—			172,500	—		
		(907)		1,783	△876	(726)		172	553
	(米ドル)	220,250	—			172,500	—		
		(907)		1,783	△876	(726)		172	553
	プット	—	—			135,000	—		
		(—)		—	—	(681)		—	681
	(米ドル)	—	—			135,000	—		
		(—)		—	—	(681)		—	681
	買建								
	プット	199,000	—			150,000	—		
		(1,986)		1,201	△784	(2,186)		2	△2,184
	(米ドル)	199,000	—			150,000	—		
		(1,986)		1,201	△784	(2,186)		2	△2,184
合　計					△2,795				△115,631

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価
時価ヘッジ	**為替予約** **売建** (米ドル) (ユーロ) (豪ドル)	外貨建資産	7,329,758 3,754,163 2,155,977 915,189	1,191,995 1,138,338 — 53,656	134,617 △24,521 24,938 97,658	7,954,817 3,670,328 2,412,569 1,234,976	2,386,505 1,116,818 906,783 248,123	△374,068 △161,117 △84,208 △109,166
繰延ヘッジ	**通貨スワップ** (米ドル) (ユーロ)	外貨建資産	37,806 35,351 2,454	37,806 35,351 2,454	△3,638 △3,656 18	37,806 35,351 2,454	37,806 35,351 2,454	△3,900 △3,685 △215
振当処理	**通貨スワップ** (米ドル)	外貨建資産	168,916 168,916	168,916 168,916	12,234 12,234	179,829 179,829	173,945 173,945	4,776 4,776
	通貨スワップ (米ドル)	外貨建負債	244,924 244,924	244,924 244,924	28,825 28,825	244,924 244,924	244,924 244,924	29,996 29,996
合　計					172,039			△343,195

●株式関連（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	—	—	—	—	2,344	—	△58	△58
	買建	19,501	—	1,126	1,126	30,720	—	440	440
店頭	**株価指数オプション**								
	売建								
	コール	—	—			148,470	—		
		(—)		—	—	(1,674)		28,555	△26,881
	プット	—	—			122,715	—		
		(—)		—	—	(2,326)		—	2,326
	買建								
	プット	—	—			149,985	—		
		(—)		—	—	(5,481)		—	△5,481
合　計					1,126				△29,654

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	**債券先物**								
	売　建	—	—	—	—	20,393	—	99	99
	買　建	—	—	—	—	33,536	—	△ 47	△ 47
合　計					—				51

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

●その他（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	**マルチ・アセット指数オプション**								
	売　建								
	コール	139,122 (337)	—	62	275	134,140 (445)	—	549	△103
	買　建								
	コール	128,961 (2,816)	—	900	△1,915	127,843 (2,630)	—	3,421	790
合　計					△1,639				687

（注）1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

1 ポートフォリオの推移（一般勘定）

a. 資産の構成

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,751,825	5.4	1,300,346	3.8
買入金銭債権	326,239	1.0	565,143	1.6
有価証券	26,790,871	83.1	29,756,172	86.0
公社債	13,809,070	42.8	14,431,149	41.7
株式	1,718,821	5.3	2,480,707	7.2
外国証券	10,959,518	34.0	12,391,645	35.8
公社債	9,611,587	29.8	10,516,392	30.4
株式等	1,347,930	4.2	1,875,252	5.4
その他の証券	303,462	0.9	452,669	1.3
貸付金	2,099,584	6.5	1,945,518	5.6
保険約款貸付	281,112	0.9	258,549	0.7
一般貸付	1,818,472	5.6	1,686,968	4.9
不動産	558,552	1.7	557,409	1.6
うち投資用	389,872	1.2	394,204	1.1
繰延税金資産	214,138	0.7	68,356	0.2
その他	493,105	1.5	403,110	1.2
貸倒引当金	△816	△0.0	△890	△0.0
一般勘定計	32,233,500	100.0	34,595,165	100.0
うち外貨建資産	10,453,682	32.4	11,799,295	34.1

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	22,966	△451,479
買入金銭債権	8,987	238,903
有価証券	809,062	2,965,300
公社債	460,616	622,079
株式	△149,883	761,886
外国証券	323,099	1,432,127
公社債	213,493	904,805
株式等	109,605	527,322
その他の証券	175,230	149,207
貸付金	△775,386	△154,066
保険約款貸付	△8,635	△22,562
一般貸付	△766,750	△131,503
不動産	4,813	△1,142
うち投資用	8,892	4,332
繰延税金資産	90,159	△145,781
その他	156,077	△89,994
貸倒引当金	53	△73
一般勘定計	316,734	2,361,665
うち外貨建資産	336,588	1,345,612

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	△0.01	0.15
買入金銭債権	0.89	0.55
有価証券	1.75	1.95
うち公社債	1.84	1.83
うち株式	1.30	2.13
うち外国証券	1.72	2.03
公社債	1.77	2.16
株式等	1.35	1.25
貸付金	0.89	1.51
うち一般貸付	0.53	1.17
不動産	3.12	2.93
うち投資用	4.50	4.19
一般勘定計	1.56	1.77
うち海外投融資	1.57	2.00

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

3 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	1,304,516	1,280,306
買入金銭債権	347,881	532,114
有価証券	25,492,081	26,796,340
うち公社債	13,534,866	13,997,294
うち株式	1,013,668	1,203,033
うち外国証券	10,752,960	11,235,946
公社債	9,548,198	9,657,291
株式等	1,204,761	1,578,655
貸付金	2,692,687	1,961,798
うち一般貸付	2,403,856	1,685,941
不動産	556,721	561,648
うち投資用	385,189	393,064
一般勘定計	31,549,859	32,368,323
うち海外投融資	12,309,189	12,719,954

4 商品有価証券明細表（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

5 商品有価証券売買高（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

6 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	9,975,756	37.2	10,556,925	35.5
地方債	211,689	0.8	215,856	0.7
社債	3,621,624	13.5	3,658,367	12.3
うち公社・公団債	2,267,727	8.5	2,258,230	7.6
うち外貨建	549,151	2.0	604,165	2.0
株式	1,718,821	6.4	2,480,707	8.3
外国証券	10,959,518	40.9	12,391,645	41.6
公社債	9,611,587	35.9	10,516,392	35.3
うち外貨建	7,985,172	29.8	8,930,876	30.0
株式等	1,347,930	5.0	1,875,252	6.3
うち外貨建	1,227,638	4.6	1,735,632	5.8
その他の証券	303,462	1.1	452,669	1.5
合　計	26,790,871	100.0	29,756,172	100.0
うち外貨建	9,761,962	36.4	11,270,674	37.9

7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）

（2019年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	551,068	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	12,989,790	3,697,476	26,790,871
国債	134,999	353,716	138,970	550,265	2,372,877	6,424,926	—	9,975,756
地方債	—	—	8,812	—	2,827	200,049	—	211,689
社債	39,943	122,063	279,102	413,915	332,420	2,057,423	376,755	3,621,624
株式							1,718,821	1,718,821
外国証券	376,124	333,068	814,197	1,417,489	2,410,747	4,307,390	1,300,499	10,959,518
公社債	376,106	329,803	812,292	1,412,694	2,400,849	4,279,840	—	9,611,587
株式等	18	3,264	1,904	4,795	9,897	27,549	1,300,499	1,347,930
その他の証券	—	174	—	660	1,226	—	301,400	303,462
買入金銭債権	23,998	—	—	—	—	169,072	—	193,071
譲渡性預金	435,863	—	—	—	—	—	—	435,863
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	1,010,931	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	13,158,863	3,697,476	27,419,806

（2020年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	339,506	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,070,788	5,058,017	29,756,172
国債	146,668	208,386	258,840	833,420	2,782,220	6,327,388	—	10,556,925
地方債	—	2,850	5,957	—	12,230	194,817	—	215,856
社債	35,949	213,383	301,174	446,563	256,994	2,041,685	362,617	3,658,367
株式							2,480,707	2,480,707
外国証券	156,880	481,283	1,458,669	1,640,128	2,376,328	4,506,897	1,771,458	12,391,645
公社債	156,880	477,962	1,455,764	1,635,068	2,355,845	4,434,871	—	10,516,392
株式等	0	3,321	2,904	5,059	20,482	72,025	1,771,458	1,875,252
その他の証券	8	—	917	913	7,596	—	443,233	452,669
買入金銭債権	280,366	—	—	—	—	159,383	—	439,749
譲渡性預金	491,530	—	—	—	—	—	—	491,530
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	1,111,402	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,230,172	5,058,017	30,687,452

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

8 地域別地方債保有内訳（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
北海道	2,312	2,196
東　北	—	—
関　東	86,522	89,906
中　部	38,267	38,013
近　畿	42,538	44,659
中　国	8,141	7,998
四　国	—	—
九　州	33,906	33,083
合　計	211,689	215,856

9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	2019年度末	2020年度末
公社債	1.65	1.57
外国公社債	2.95	2.77

10 業種別株式保有の状況

（単位：百万円、%）

区　分		2019年度末 金額	2019年度末 占率	2020年度末 金額	2020年度末 占率
水産・農林業		243	0.0	317	0.0
鉱業		49	0.0	57	0.0
建設業		57,952	3.4	74,157	3.0
製造業	食料品	71,436	4.2	84,194	3.4
	繊維製品	8,629	0.5	10,284	0.4
	パルプ・紙	6,807	0.4	8,219	0.3
	化学	188,428	11.0	295,701	11.9
	医薬品	167,246	9.7	204,644	8.2
	石油・石炭製品	4,438	0.3	5,719	0.2
	ゴム製品	9,903	0.6	11,259	0.5
	ガラス・土石製品	22,518	1.3	33,611	1.4
	鉄鋼	11,213	0.7	18,429	0.7
	非鉄金属	27,978	1.6	47,472	1.9
	金属製品	6,423	0.4	10,144	0.4
	機械	121,747	7.1	202,071	8.1
	電気機器	195,553	11.4	329,168	13.3
	輸送用機器	60,834	3.5	95,250	3.8
	精密機器	15,125	0.9	23,052	0.9
	その他製品	49,815	2.9	70,191	2.8
電気・ガス業		28,105	1.6	32,526	1.3
運輸・情報通信業	陸運業	159,013	9.3	209,617	8.4
	海運業	2,042	0.1	4,138	0.2
	空運業	3,438	0.2	3,195	0.1
	倉庫・運輸関連業	7,303	0.4	8,793	0.4
	情報・通信業	52,496	3.1	73,480	3.0
商業	卸売業	116,705	6.8	171,532	6.9
	小売業	22,638	1.3	37,668	1.5
金融・保険業	銀行業	109,581	6.4	160,953	6.5
	証券、商品先物取引業	3,727	0.2	5,253	0.2
	保険業	108,437	6.3	142,538	5.7
	その他金融業	15,001	0.9	19,926	0.8
不動産業		21,592	1.3	29,720	1.2
サービス業		42,393	2.5	57,415	2.3
合　計		1,718,821	100.0	2,480,707	100.0

（注）業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券の時価情報（一般勘定）

a. 売買目的有価証券の評価損益

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208	323,213	△5
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230
子会社・関連会社株式	52,238	27,869	△24,369	—	△24,369
その他有価証券	11,788,547	12,951,026	1,162,478	1,335,068	△172,589
公社債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	7,739,602	8,223,698	484,096	544,125	△60,028
公社債	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415
その他の証券	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—
合　　計	25,595,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194
公社債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	9,943,452	10,740,642	797,190	887,275	△90,085
公社債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784
その他の証券	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区　分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341
子会社・関連会社株式	52,238	46,861	△5,376	—	△5,376
その他有価証券	13,963,576	15,804,479	1,840,903	1,986,544	△145,641
公社債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315
株式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	9,096,111	9,618,085	521,974	601,930	△79,956
公社債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株式等	1,174,097	1,261,898	87,801	92,538	△4,737
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—
合　　計	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367
公社債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	11,308,555	12,099,606	791,051	893,848	△102,797
公社債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683
株式等	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	593,981	697,616
その他有価証券	62,246	62,198
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	21,841	20,368
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	34,558	34,558
非上場外国債券	—	—
その他	5,845	7,271
合　　計	656,227	759,814

責任準備金対応債券について

・当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、以下の保険契約群（小区分）を特定したうえで、これらに対応する債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

○ライブワン（最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約）
○一時払養老保険（ただし、一部を除く）
○利率変動型終身保険（一時払）（予定利率変動型5年ごと利差配当付逓増終身保険（一時払い）等）
○個人保険及び個人年金保険契約（ただし、一部保険種類を除く）
○個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建の契約
○個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建の契約（ただし、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）および５年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）（20）を除く）
○確定拠出年金保険及び新単位口利率設定特約
○確定給付企業年金保険（02）・新企業年金保険（単位口利率設定特約及び新単位口別利率設定特約を除く）等契約の今後30年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金
○拠出型企業年金保険契約の今後30年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金

・これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（1）運用目的の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

（2）運用目的以外の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208	323,213	△5
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230
子会社・関連会社株式	646,220	558,722	△87,497	122	△87,619
その他有価証券	11,850,793	13,018,529	1,167,736	1,340,331	△172,595
公社債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437
株式	1,017,988	1,617,046	599,057	679,946	△80,889
外国証券	7,774,180	8,263,461	489,280	549,310	△60,029
公社債	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	806,513	803,485	△3,027	19,388	△22,416
その他の証券	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—
合　計	26,252,070	29,658,384	3,406,313	3,677,764	△271,450
公社債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985
株式	1,119,763	1,718,821	599,057	679,946	△80,889
外国証券	10,470,237	11,209,483	739,246	892,583	△153,337
公社債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	1,350,958	1,260,433	△90,524	19,511	△110,036
その他の証券	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	—	△36
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区　分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341
子会社・関連会社株式	749,854	692,244	△57,610	2,156	△59,767
その他有価証券	14,025,774	15,875,983	1,850,208	1,995,873	△145,664
公社債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315
株式	1,136,037	2,358,632	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	9,130,670	9,661,814	531,144	611,100	△79,956
公社債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株式等	1,208,656	1,305,627	96,971	101,708	△4,737
その他の証券	356,338	394,515	38,176	38,934	△758
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—
合　計	28,837,243	32,488,421	3,651,177	3,913,959	△262,781
公社債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株式	1,258,113	2,480,707	1,222,594	1,252,591	△29,996
外国証券	11,860,501	12,608,488	747,987	905,175	△157,187
公社債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683
株式等	1,778,281	1,817,642	39,360	103,865	△64,504
その他の証券	414,492	452,669	38,176	38,934	△758
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	—	△69
その他	—	—	—	—	—

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2019年度末が △57,870百万円、2020年度末が △42,928百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
不動産の差損益	159,807	167,737

（注）土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

（1）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△ 515	172,039	—	—	—	171,523	6,094	△343,195	—	—	—	△337,100
ヘッジ会計非適用分	—	△3,162	697	—	△ 1,639	△ 4,105	—	△114,345	△29,942	99	687	△143,501
合　計	△ 515	168,876	697	—	△ 1,639	167,418	6,094	△457,540	△29,942	99	687	△480,602

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2019年度末通貨関連 134,617百万円、2020年度末通貨関連 △374,068百万円となっています。

（2）金利関連

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	**金利スワップ**								
	固定金利受取／変動金利支払	20,035	15,645	28	28	15,645	11,580	13	13
	固定金利支払／変動金利受取	48,973	—	△ 544	△ 544	83,032	83,032	6,081	6,081
合　計					△ 515				6,094

（注）1. 差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）金利スワップ契約の内容

（単位：百万円、%）

区　分	2020年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	4,065	11,070	510	—	—	—	15,645
平均受取固定金利	1.43	1.20	0.18	—	—	—	1.23
平均支払変動金利	1.39	1.13	0.26	—	—	—	1.16
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	—	—	—	33,213	49,819	—	83,032
平均支払固定金利	—	—	—	1.83	2.39	—	2.17
平均受取変動金利	—	—	—	1.38	1.93	—	1.71

（3）通貨関連

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	**為替予約**								
	売建	9,733,616	1,191,995	155,729	155,729	11,132,717	2,386,505	△587,772	△587,772
	（米ドル）	5,032,379	1,138,338	△46,419	△46,419	5,143,273	1,116,818	△218,638	△218,638
	（ユーロ）	2,884,417	—	31,661	31,661	3,539,608	906,783	△156,414	△156,414
	（豪ドル）	1,070,479	53,656	111,582	111,582	1,512,317	248,123	△176,151	△176,151
	買建	2,353,557	165,027	△22,613	△22,613	3,541,238	—	100,307	100,307
	（ユーロ）	906,728	165,027	△1,971	△1,971	1,540,883	—	44,898	44,898
	（米ドル）	1,188,828	—	1,595	1,595	1,418,890	—	47,157	47,157
	通貨オプション								
	売建								
	コール	220,250 (907)	—	1,783	△876	172,500 (726)	—	172	553
	（米ドル）	220,250 (907)	—	1,783	△876	172,500 (726)	—	172	553
	プット	— (—)	—	—	—	135,000 (681)	—	—	681
	（米ドル）	— (—)	—	—	—	135,000 (681)	—	—	681
	買建								
	プット	199,000 (1,986)	—	1,201	△784	150,000 (2,186)	—	2	△2,184
	（米ドル）	199,000 (1,986)	—	1,201	△784	150,000 (2,186)	—	2	△2,184
	通貨スワップ	37,806	37,806	△3,638	△3,638	37,806	37,806	△3,900	△3,900
	（米ドル）	35,351	35,351	△3,656	△3,656	35,351	35,351	△3,685	△3,685
	（ユーロ）	2,454	2,454	18	18	2,454	2,454	△215	△215
合　計					127,816				△492,314

（注）1. （　）内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。開示の対象より除いている通貨スワップは、2019年度末が米ドルの契約額 413,840百万円、時価 41,060百万円、差損益 41,060百万円、2020年度末が米ドルの契約額 424,753百万円、時価 34,773百万円、差損益 34,773百万円です。
3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(4)株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	株価指数先物 買建	10,069	—	697	697	21,868	—	93	93
店頭	株価指数オプション 売建 コール	— (—)	— —	— —	—	148,470 (1,674)	—	28,555	△26,881
	プット	— (—)	— —	— —	—	122,715 (2,326)	—	—	2,326
	買建 プット	— (—)	— —	— —	—	149,985 (5,481)	—	—	△5,481
合計					697				△29,942

(注) 1. ( )内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価の差額を記載しています。

(5)債券関連

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	債券先物 売建	—	—	—	—	20,393	—	99	99
合計					—				99

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(6)その他

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売建 コール	139,122 (337)	—	62	275	134,140 (445)	—	549	△103
	買建 コール	128,961 (2,816)	—	900	△1,915	127,843 (2,630)	—	3,421	790
合計					△1,639				687

(注) 1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

12 株式の保有状況

a. 投資株式の区分の基準および考え方

当社では、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考えとして、中長期的な観点から株式投資を行っています。

また、この基本的な考え方に加えて、業務提携による関係強化を目的とした会社または他社との共同事業を目的とした会社への出資等により、政策的に株式を保有することがあります。これらの株式は、保有目的が純投資以外の目的である投資株式と区分のうえ、保有します。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

①保有の合理性を検証する方法および個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会等にて個別銘柄の保有目的の適切性や保有に伴う便益等を具体的に精査し、保有の適否を検証しています。この検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には売却を含めた対応を行います。

②銘柄数および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2020年度 銘柄数	2020年度 貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	41	8,316
上場株式	2	1,558

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場株式を除く)の明細

銘柄	2019年度 株式数(千株) 貸借対照計上額(百万円)	2020年度 株式数(千株) 貸借対照計上額(百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	549 793	1,099 1,099	・保険分野における投資先との提携関係の維持・強化、および投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することを目的とする。
株式会社アイリックコーポレーション	468 462	468 459	・保険分野における投資先との提携関係の維持・強化、および投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することを目的とする。

d. 保有目的が純投資である投資株式

(単位：百万円)

区分	2020年度 銘柄数	2020年度 貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	242	8,351
非上場株式以外の株式	1,143	2,336,705

(単位：百万円)

区分	2020年度 受取配当金	2020年度 売却損益の合計額	2020年度 評価損益の合計額 含み損益の合計額	2020年度 評価損益の合計額 減損処理の合計額
非上場株式	675	50	0	△7
非上場株式以外の株式	44,541	10,944	1,221,771	△1,226

13 貸付金明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
保険約款貸付	281,112	258,549
契約者貸付	256,882	235,830
保険料振替貸付	24,229	22,718
一般貸付	1,818,472	1,686,968
(うち非居住者貸付)	(48,973)	(83,032)
企業貸付	1,588,214	1,662,649
(うち国内企業向け)	(1,539,241)	(1,579,617)
国・国際機関・政府関係機関貸付	213,528	560
公共団体・公企業貸付	14,000	21,500
住宅ローン	2,727	2,257
消費者ローン	2	1
その他	—	—
合計	2,099,584	1,945,518

14 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(2019年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	95,433	259	1,392	17,472	7,561	52,376	10,000	184,494
固定金利	334,849	231,740	201,631	218,987	209,458	437,310	—	1,633,977
一般貸付計	430,282	231,999	203,023	236,459	217,020	489,686	10,000	1,818,472

(2020年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	46,170	163	4,426	47,569	56,739	59,901	10,000	224,971
固定金利	105,726	215,948	236,733	213,541	183,347	506,699	—	1,461,997
一般貸付計	151,896	216,112	241,159	261,111	240,087	566,600	10,000	1,686,968

15 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

（単位：件、百万円、%）

区　分		2019年度末		2020年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	177	75.6	174	74.7
	金額	1,354,530	88.0	1,375,865	87.1
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	57	24.4	59	25.3
	金額	184,710	12.0	203,751	12.9
国内企業向け貸付計	貸付先数	234	100.0	233	100.0
	金額	1,539,241	100.0	1,579,617	100.0

（注）1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下または常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員100人以下		資本金1億円以下または常用する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

16 貸付金業種別内訳

（単位：百万円、%）

区　分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	189,725	10.4	185,760	11.0
	食料	12,132	0.7	12,396	0.7
	繊維	400	0.0	900	0.1
	木材・木製品	600	0.0	600	0.0
	パルプ・紙	13,390	0.7	13,500	0.8
	印刷	—	—	—	—
	化学	25,856	1.4	25,843	1.5
	石油・石炭	31,750	1.7	27,080	1.6
	窯業・土石	8,522	0.5	8,740	0.5
	鉄鋼	46,300	2.5	45,300	2.7
	非鉄金属	1,300	0.1	1,450	0.1
	金属製品	148	0.0	1,106	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,442	0.7	12,324	0.7
	電気機械	20,738	1.1	20,786	1.2
	輸送用機械	14,546	0.8	14,673	0.9
	その他の製造業	1,600	0.1	1,060	0.1
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	2,522	0.1	4,737	0.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	219,890	12.1	231,814	13.7
	情報通信業	26,100	1.4	21,100	1.3
	運輸業、郵便業	156,332	8.6	159,671	9.5
	卸売業	371,850	20.4	372,750	22.1
	小売業	5,983	0.3	4,845	0.3
	金融業、保険業	305,737	16.8	332,446	19.7
	不動産業	158,677	8.7	173,590	10.3
	物品賃貸業	108,111	5.9	105,870	6.3
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	—	—	—	—
	飲食業	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	9,091	0.5	9,091	0.5
	地方公共団体	—	—	—	—
	個人（住宅・消費・納税資金等）	2,729	0.2	2,258	0.1
	合　計	1,769,498	97.3	1,603,936	95.1
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	48,973	2.7	83,032	4.9
	商工業等	—	—	—	—
	合　計	48,973	2.7	83,032	4.9
一般貸付計		1,818,472	100.0	1,686,968	100.0

（注）1.　国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。
2.　「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。（2019年度末 2,127億円、2020年度末残高なし）

17 貸付金使途別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	211,373	11.6	184,155	10.9
運転資金	1,027,876	56.5	1,068,555	63.3

（注）占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

18 貸付金地域別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	9,997	0.6	9,892	0.6
東　北	18,813	1.1	19,031	1.2
関　東	1,439,883	81.5	1,271,239	79.4
中　部	92,601	5.2	97,544	6.1
近　畿	149,672	8.5	146,571	9.2
中　国	21,001	1.2	20,287	1.3
四　国	5,100	0.3	5,050	0.3
九　州	29,700	1.7	32,060	2.0
合　計	1,766,769	100.0	1,601,677	100.0

（注）1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

19 貸付金担保別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	14,177	0.8	12,594	0.7
有価証券担保貸付	150	0.0	50	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	14,027	0.8	12,544	0.7
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	17,907	1.0	15,677	0.9
信用貸付	1,783,658	98.1	1,656,437	98.2
その他	2,729	0.2	2,258	0.1
一般貸付計	1,818,472	100.0	1,686,968	100.0
うち劣後特約付貸付	117,000	6.4	133,000	7.9

20 リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	808	831
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	1,200
合　計	808	2,031
（貸付残高に対する比率）	(0.04)	(0.10)
（総資産に対する比率）	(0.00)	(0.01)

（注）1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2020年度末が延滞債権額247百万円、2019年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

21 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	835	853
要管理債権	—	1,200
小計	835	2,053
（対合計比）	(0.01)	(0.03)
正常債権	6,026,957	6,333,204
合計	6,027,793	6,335,257

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

（ご参考）貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
個別貸倒引当金残高	219	261
一般貸倒引当金残高	597	628
貸倒引当金合計	816	890

22 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

23 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	4,426,429	5,275,016
基金等	812,228	812,468
価格変動準備金	787,547	883,647
危険準備金	417,100	508,200
一般貸倒引当金	597	628
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	1,047,979	1,662,008
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	96,069	103,049
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	774,721	763,990
負債性資本調達手段等	499,924	569,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	–	–
控除項目	△80,000	△100,000
その他	70,261	71,098
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ （B）	1,013,271	1,255,187
保険リスク相当額　R_1	66,661	64,998
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	63,072	65,286
予定利率リスク相当額　R_2	188,754	181,506
最低保証リスク相当額　R_7※	4,513	3,083
資産運用リスク相当額　R_3	789,230	1,036,637
経営管理リスク相当額　R_4	22,244	27,030
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	873.6%	840.5%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。
ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。
ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
基金等	貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法（以下、「法」）第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。 基金等 ＝ 貸借対照表上の純資産の部合計 － 評価・換算差額等合計 － 剰余金の処分として支出する金額 － その他（繰延資産等）	保険業法施行規則（以下、「規則」）第86条第1項第1号
価格変動準備金	貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。 価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。 株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。	規則第86条第1項第2号
危険準備金	貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。 危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険（保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク）に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てるときに取崩すことができます。 なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。 ※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、「リスクの合計額について」をご覧ください。	規則第86条第1項第3号
一般貸倒引当金	貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。	規則第86条第1項第4号
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	以下の各金額であって税効果適用前のものの合計額に、当該金額がプラスの場合は90%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。 ア. 貸借対照表上のその他有価証券評価差額金の額 イ. 貸借対照表上の繰延ヘッジ損益の額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金に計上されている場合におけるものに限る。）	規則第86条第1項第5号

土地の含み損益	土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。	規則第86条 第1項第6号
全期チルメル式 責任準備金 相当額超過額	貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアの額からイ及びウの合計額を控除した残額を記載しています。 ア. 保険料積立金及び未経過保険料の合計額 イ. 以下の①と②のいずれか大きい額 ① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額 ② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額 ウ. 規則第69条第5項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立ててていないものとして、法第121条第1項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額	規則第86条 第1項第7号 及び平成8年 大蔵省告示 （以下、「告示」）第50 号第1条第4項第1号
負債性資本 調達手段等	貸借対照表上の社債及び借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。 （単位：百万円） 項目 ｜ 2019年度末 ｜ 2020年度末 負債性資本調達手段等の額（①+②+③） ｜ 499,924 ｜ 569,924 告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額（①） ｜ — ｜ — 告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの（期限付劣後債務）の額（②） ｜ 499,924 ｜ 569,924 不算入額（③） ｜ — ｜ —	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第4項第5号
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額と負債性資本調達手段等(告示第50号第1条第6項に規定される特定負債性資本調達手段を除く）の合計額のうち、中核的支払余力(基金等、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金未割当部分、マイナスのその他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ（税効果控除前）の合計額から繰延税金資産の不算入額及び告示第50号第1条第5項に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額を控除した額) を超過する額を記載しています。	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第5項
控除項目	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する額 イ. 告示第50号第1条の３に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条の2、3
その他	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 繰延税金資産の不算入額。繰延税金資産（価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額等に係る額を除く）のうち、告示第50号第1条第1項に規定される繰延税金資産算入基準額の20%を超過する額です。 イ. 配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金（社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。)のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。 ウ. 税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。	規則第86条 第1項及び告示 第50号第1条第1項、 第4項第2号、第3号、 第7項

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号
第三分野保険の 保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号の2
予定利率 リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条 第2号
最低保証 リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条 第2号の2
資産運用 リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、信用スプレッドリスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条 第3号
経営管理 リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクおよび資産運用リスクに該当しないもの」です。	規則第87条 第4号

24 内部留保※残高

（単位：億円）

項目		2019年度末	2020年度末
内部留保		20,086	21,958
負債の部	危険準備金	4,171	5,082
	価格変動準備金	7,875	8,836
純資産の部	価格変動積立金	1,650	1,650
	基金償却積立金	6,390	6,390

※危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却積立金の合計

25 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

（2019年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	351,684	9,774	815 (266)	—	360,643	—	—
建物	184,413	7,407	2,375 (248)	12,408	177,036	395,497	69.0
リース資産	6,787	87	6	1,343	5,525	2,748	33.2
建設仮勘定	17,640	4,533	1,301	—	20,871	—	—
その他の有形固定資産	5,367	1,283	56	1,524	5,070	20,967	80.5
合　計	565,893	23,086	4,555	15,276	569,148	419,213	—

（2020年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	360,643	8	694 (494)	—	359,957	—	—
建物	177,036	11,498	2,596 (587)	12,198	173,740	402,912	69.8
リース資産	5,525	246	7	1,376	4,387	3,739	46.0
建設仮勘定	20,871	8,339	5,499	—	23,711	—	—
その他の有形固定資産	5,070	1,091	140	1,555	4,465	20,870	82.3
合　計	569,148	21,183	8,939	15,130	566,262	427,522	—

1.「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 2020年度末の賃貸等不動産残高は、396,511百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
不動産残高	558,552	557,409
営業用	168,679	163,204
賃貸用	389,872	394,204
賃貸用ビル保有数	89棟	87棟

26 その他の資産明細表

（2019年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	22,312	29	84	21,650	662
その他	23,556	33,988	15,188	0	23,556
合　計	45,869	34,017	15,273	21,650	24,218

（2020年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	21,882	202	101	21,119	762
その他	6,590	10,859	27,824	0	6,590
合　計	28,473	11,061	27,926	21,119	7,353

27 公共関係投融資の概況（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分		2019年度	2020年度
公共債	国債	—	—
	地方債	—	—
	公社・公団債	944	1,065
	小計	944	1,065
貸付	政府関係機関	1,102,898	70,318
	公共団体・公企業	5,000	7,500
	小計	1,107,898	77,818
合　計		1,108,842	78,883

（注）上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

28 海外投融資の状況（一般勘定）

a. 資産別明細

●外貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金　額	占率
公社債	8,534,323	67.7	9,535,042	68.3
株式等	1,227,638	9.7	1,735,632	12.4
現預金・その他	691,720	5.5	528,620	3.8
外貨建資産計	10,453,682	82.9	11,799,295	84.6

●円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金　額	占率
貸付金	168,916	1.3	179,829	1.3
現預金・その他	72,843	0.6	3,088	0.0
円貨額が確定した外貨建資産計	241,759	1.9	182,917	1.3

●円貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金　額	占率
公社債	1,626,415	12.9	1,585,515	11.4
株式等	277,123	2.2	377,670	2.7
その他	4,382	0.0	6,857	0.0
円貨建資産計	1,907,921	15.1	1,970,044	14.1

●合計

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金　額	占率
海外投融資	12,603,363	100.0	13,952,257	100.0

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

b. 海外投融資の地域別構成

（2019年度末）

（単位：百万円、%）

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	4,248,785	38.8	3,689,348	38.4	559,437	41.5	48,973	100.0
ヨーロッパ	3,039,756	27.7	3,021,100	31.4	18,655	1.4	—	—
オセアニア	413,378	3.8	413,378	4.3	—	—	—	—
アジア	119,765	1.1	2,096	0.0	117,669	8.7	—	—
中南米	2,816,180	25.7	2,164,013	22.5	652,167	48.4	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,664	0.0	3,664	0.0	—	—	—	—
国際機関	317,985	2.9	317,985	3.3	—	—	—	—
合計	10,959,518	100.0	9,611,587	100.0	1,347,930	100.0	48,973	100.0

（2020年度末）

（単位：百万円、%）

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	4,180,165	33.7	3,524,452	33.5	655,712	35.0	83,032	100.0
ヨーロッパ	3,535,362	28.5	3,508,038	33.4	27,323	1.5	—	—
オセアニア	916,038	7.4	916,038	8.7	—	—	—	—
アジア	199,537	1.6	52,702	0.5	146,835	7.8	—	—
中南米	3,233,126	26.1	2,187,745	20.8	1,045,380	55.7	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,625	0.0	3,625	0.0	—	—	—	—
国際機関	323,788	2.6	323,788	3.1	—	—	—	—
合計	12,391,645	100.0	10,516,392	100.0	1,875,252	100.0	83,032	100.0

（注）1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。
2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたＳＰＣ（特別目的会社）が発行する債券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域への投資です。

c. 外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	6,745,962	64.5	6,810,658	57.7
ユーロ	2,123,674	20.3	2,517,067	21.3
豪ドル	999,089	9.6	1,631,917	13.8
ニュージーランドドル	282,425	2.7	323,623	2.7
ポーランドズロチ	148,842	1.4	172,826	1.5
中国元	39,748	0.4	95,066	0.8
カナダドル	—	—	88,789	0.8
メキシコペソ	45,949	0.4	56,207	0.5
ベトナムドン	52,247	0.5	52,250	0.4
シンガポールドル	—	—	35,146	0.3
インドネシアルピア	15,722	0.2	15,723	0.1
その他	21	0.0	19	0.0
合　計	10,453,682	100.0	11,799,295	100.0

◆負債関係

1 支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		2019年度末	2020年度末
保険金	死亡保険金	53,607	55,598
	災害保険金	1,639	1,914
	高度障害保険金	3,584	3,320
	満期保険金	1,995	1,540
	その他	772	803
	小計	61,598	63,177
年金		4,866	4,729
給付金		24,553	23,810
解約返戻金		8,269	6,375
保険金据置支払金		6,168	5,439
その他共計		108,199	105,903

2 責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		2019年度末	2020年度末
責任準備金（危険準備金を除く）	個人保険	14,767,657	14,881,347
	（一般勘定）	(14,714,822)	(14,819,841)
	（特別勘定）	(52,834)	(61,505)
	個人年金保険	8,661,003	8,993,315
	（一般勘定）	(8,581,730)	(8,922,307)
	（特別勘定）	(79,272)	(71,008)
	団体保険	15,860	15,906
	（一般勘定）	(15,860)	(15,906)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	団体年金保険	2,573,891	2,666,577
	（一般勘定）	(1,991,197)	(1,982,431)
	（特別勘定）	(582,694)	(684,146)
	その他	200,552	196,692
	（一般勘定）	(200,552)	(196,692)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	小計	26,218,965	26,753,840
	（一般勘定）	(25,504,163)	(25,937,179)
	（特別勘定）	(714,801)	(816,660)
危険準備金		417,100	508,200
合計		26,636,065	27,262,040
（一般勘定）		(25,921,263)	(26,445,379)
（特別勘定）		(714,801)	(816,660)

3 責任準備金残高の内訳

（2019年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2019年度末合計
残高	24,410,254	1,808,710	—	417,100	26,636,065

（2020年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2020年度末合計
残高	24,992,980	1,760,859	—	508,200	27,262,040

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別）

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区分		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注）1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	100,440	4.00 %～5.00 %
1981年度～1985年度	344,346	5.00 %～5.50 %
1986年度～1990年度	1,693,800	5.50 %
1991年度～1995年度	3,065,060	3.75 %～5.50 %
1996年度～2000年度	1,280,620	2.00 %～2.75 %
2001年度～2005年度	1,190,305	1.50 %
2006年度～2010年度	2,993,135	1.00 %～1.50 %
2011年度	1,019,928	1.00 %～1.50 %
2012年度	1,552,171	1.00 %～1.50 %
2013年度	1,031,636	0.50 %～1.00 %
2014年度	1,166,996	0.50 %～1.00 %
2015年度	1,617,599	0.50 %～1.00 %
2016年度	2,236,895	0.25 %～1.00 %
2017年度	1,227,551	0.25 %～3.75 %
2018年度	1,126,047	0.25 %～3.95 %
2019年度	1,049,574	0.25 %～3.55 %
2020年度	1,046,036	0.00 %～2.55 %

（注）1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しており、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースにしています。

原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率（99％及び97.7％）でカバーする支払指数を算定した上で、前事業年度の水準を下回らないように危険発生率を設定しています。

＊2021年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率（発生率の変動するリスクを99％の確率でカバーする水準）に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況（将来10年間合計、1年目および10年目）は下表のとおりです。

●ストレステスト（発生率の変動するリスクを99％の確率でカバーする水準）の結果

	将来10年間合計	1年目 →	10年目
全区分合計	59.4%	50.5%	71.5%
うち総合医療特約区分	48.0%	43.9%	57.1%
うち新医療保険区分	45.1%	42.0%	52.4%
うち生活障害保障区分	80.8%	49.5%	109.4%

2020年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の2020年度末残高は7,630百万円です。

6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	2019年度末	2020年度末
責任準備金残高（一般勘定）	651	—

（注）1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。
2. 「責任準備金残高（一般勘定）」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。
3. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金として、2020年度末1,018百万円を控除しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

		最低保証付 変額保険	最低保証付一時払 変額個人年金保険 （08）	変額個人年金保険 （一時払い）	最低保証付 変額個人年金保険 （一時払い）（16）
算出方法		平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （ファクターテーブル方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 標準的方式
計算の基礎となる係数	予定死亡率	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	予定災害死亡率 （0.000504）のみを使用	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊
	割引率			平成8年大蔵省告示 第48号に定める率	
	期待収益率				
	ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率	18.4％ （保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	基本部分：据置期間15年については4.0％、据置期間20年については4.5％ （保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）

＊ ・平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号イに定める予定死亡率を用いています。
・平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

7 社員配当準備金明細表

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合計
当期首現在高	212,610	11,488	1,594	84	529	16	226,323
前期剰余金からの繰入	12,113	643	36,181	1,204	0	142	50,285
利息による増加	31	0	0	—	0	0	32
配当金支払による減少	17,302	920	35,503	1,219	61	147	55,155
当期末現在高	207,451 （203,920）	11,213 （10,322）	2,272 （307）	68 （—）	467 （463）	11 （7）	221,485 （215,022）

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計
当期首現在高	207,451	11,213	2,272	68	467	11	221,485
前期剰余金からの繰入	11,428	1,051	34,131	700	0	139	47,451
利息による増加	28	0	0	—	0	0	29
配当金支払による減少	15,480	851	33,552	727	57	140	50,810
当期末現在高	203,425 （200,191）	11,416 （10,052）	2,851 （312）	42 （—）	409 （406）	11 （7）	218,156 （210,970）

（注）（　）内は積立配当金額です。

8 引当金明細表

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	616	597	△19	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	253	219	△34	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		19,371	10,730	△8,640	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		744,447	787,547	43,100	保険業法第115条の規定により計上しています。

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	597	628	31	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	219	261	42	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		10,730	—	△10,730	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		787,547	883,647	96,100	保険業法第115条の規定により計上しています。

9 個別貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
繰入額	254	522
取崩額 （償却に伴う取崩額を除く）	279	235
純繰入額	△25	287

10 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため記載していません。

11 借入金等残存期間別残高

（2019年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 （期間の定め のないものを含む）	合計
借入金	—	—	—	—	—	50,000	50,000
社債	—	—	—	—	—	449,924	449,924

（2020年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 （期間の定め のないものを含む）	合計
借入金	—	—	—	—	—	120,000	120,000
社債	—	—	—	—	—	449,924	449,924

◆資本関係

1 基金の状況

2020年度末の基金の総額（基金および基金償却積立金の合計）は6,390億円となっています。

基金償却実績

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり実施しています。

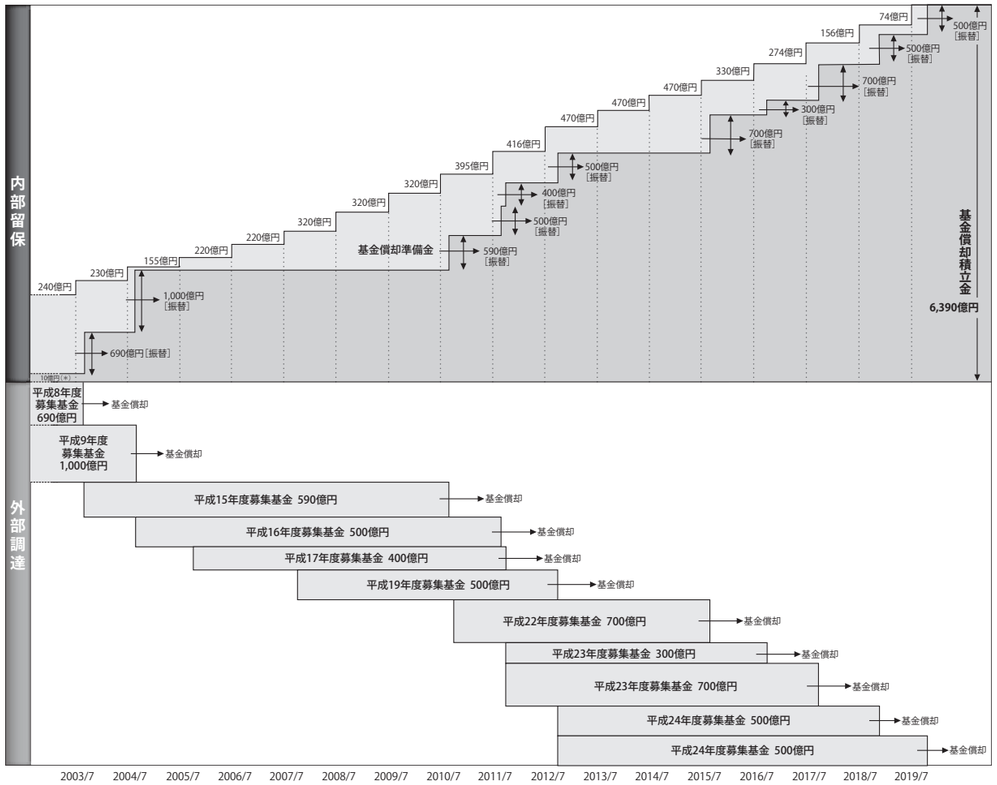

＊保険業法に定める最低基金総額10億円

◆保険関係収支

1 保険料明細表

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
個人保険	1,387,738	1,308,888
（うち一時払）	391,320	333,401
（うち年払）	142,950	143,449
（うち半年払）	4,761	4,380
（うち月払）	848,706	827,657
個人年金保険	531,669	587,060
（うち一時払）	67,961	27,068
（うち年払）	158,093	260,585
（うち半年払）	3,290	3,138
（うち月払）	302,324	296,268
団体保険	88,150	91,506
団体年金保険	196,751	181,809
その他共計	2,221,182	2,185,080

（注）年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

2 保険金明細表

a. 金額

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2019年度合　計
死亡保険金	305,615	4,079	40,167	—	—	1	349,864
災害保険金	4,768	10	65	—	65	—	4,909
高度障害保険金	6,532	17	3,056	—	—	—	9,606
満期保険金	239,169	1	—	—	1,060	—	240,231
その他	3,645	1	—	—	—	—	3,646
合　計	559,731	4,109	43,289	—	1,126	1	608,258

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2020年度合　計
死亡保険金	311,824	4,003	41,270	—	—	0	357,099
災害保険金	6,507	8	72	—	41	—	6,629
高度障害保険金	5,884	40	3,366	—	—	—	9,290
満期保険金	180,298	2	—	—	1,121	—	181,422
その他	3,777	—	—	—	—	—	3,777
合　計	508,291	4,053	44,710	—	1,163	0	558,220

b. 件数

（2019年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2019年度合　計
死亡保険金	62,971	715	38,978	—	—	120	102,784
災害保険金	886	1	160	—	5	—	1,052
高度障害保険金	903	3	2,638	—	—	—	3,544
満期保険金	57,125	42	—	—	1,293	—	58,460
その他	6,808	1	—	—	—	—	6,809
合　計	128,693	762	41,776	—	1,298	120	172,649

（2020年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2020年度合　計
死亡保険金	64,784	679	39,336	—	—	106	104,905
災害保険金	1,065	2	158	—	3	—	1,228
高度障害保険金	883	8	2,582	—	—	—	3,473
満期保険金	45,459	63	—	—	1,755	—	47,277
その他	7,131	—	—	—	—	—	7,131
合　計	119,322	752	42,076	—	1,758	106	164,014

3 年金明細表

a. 金額

（2019年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2019年度合　計
—	430,133	437	53,650	3,838	—	488,059

（2020年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2020年度合　計
—	383,027	395	52,604	3,577	—	439,604

b. 件数

（2019年度）

（単位：件）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2019年度合　計
—	599,573	19,786	2,027,929	12,917	—	2,660,205

（2020年度）

（単位：件）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2020年度合　計
—	594,715	18,679	2,006,084	12,189	—	2,631,667

4 給付金明細表

a. 金額

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2019年度合　計
死亡給付金	34,658	7,917	6	—	266	—	42,849
入院給付金	64,306	623	89	—	—	55	65,074
手術給付金	32,749	638	—	—	—	24	33,413
障害給付金	4,800	10	27	—	—	—	4,839
生存給付金	38,050	296	—	—	448	—	38,794
その他	6,644	4	1	115,257	66	2	121,977
合　計	181,210	9,491	123	115,257	781	82	306,947

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2020年度合　計
死亡給付金	42,130	11,012	5	—	197	—	53,346
入院給付金	59,662	538	83	—	—	51	60,336
手術給付金	30,591	578	—	—	—	26	31,196
障害給付金	4,357	12	27	—	5	—	4,402
生存給付金	36,622	214	—	—	394	—	37,231
その他	4,802	2	1	105,147	40	2	109,997
合　計	178,166	12,360	118	105,147	638	80	296,512

b. 件数

（2019年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合　計
死亡給付金	18,809	3,675	436	—	76	—	22,996
入院給付金	857,881	8,340	3,186	—	—	6,739	876,146
手術給付金	428,455	8,051	—	—	—	2,773	439,279
障害給付金	60,166	135	117	—	—	—	60,418
生存給付金	131,287	1,503	—	—	159	—	132,949
その他	34,744	14	122	492,738	111	57	527,786
合　計	1,531,342	21,718	3,861	492,738	346	9,569	2,059,574

（2020年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合　計
死亡給付金	19,863	4,026	418	—	58	—	24,365
入院給付金	797,033	7,281	2,809	—	—	6,514	813,637
手術給付金	406,061	7,169	—	—	—	2,991	416,221
障害給付金	54,546	129	114	—	1	—	54,790
生存給付金	107,976	924	—	—	137	—	109,037
その他	32,149	15	116	445,913	96	77	478,366
合　計	1,417,628	19,544	3,457	445,913	292	9,582	1,896,416

5 解約返戻金明細表

（2019年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合　計
310,949	74,076	—	26,192	17,776	—	428,994

（2020年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合　計
292,158	75,600	—	19,897	16,166	—	403,822

◆資産運用関係収支

1 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	639,439	100.1	611,775	95.7
有価証券売却益	86,022	85.7	79,393	92.3
有価証券償還益	13,534	—	16,323	120.6
貸倒引当金戻入額	44	116.5	—	—
その他運用収益	1,022	122.8	1,474	144.1
合　計	740,064	99.4	708,966	95.8

2 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	24,529	85.0	10,484	42.7
有価証券売却損	14,782	15.9	17,087	115.6
有価証券評価損	52,233	1901.6	2,025	3.9
有価証券償還損	4,028	—	5	0.1
金融派生商品費用	118,531	119.6	74,286	62.7
為替差損	11,416	—	10,974	96.1
貸倒引当金繰入額	—	—	318	—
賃貸用不動産等減価償却費	8,601	99.9	8,422	97.9
その他運用費用	12,380	103.3	13,441	108.6
合　計	246,503	101.0	137,046	55.6

3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
預貯金利息	13,656	2,595
有価証券利息・配当金	549,407	535,731
うち公社債利息	220,952	218,997
うち株式配当金	45,811	46,812
うち外国証券利息配当金	276,757	259,237
貸付金利息	27,182	23,518
うち一般貸付利息	15,770	13,704
不動産賃貸料	35,206	34,717
その他共計	639,439	611,775

4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定）

（単位：百万円）

2020年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息及び配当金等収入	15,759	△43,422	△27,663
うち現預金・コールローン	△57	△12,397	△12,455
うち有価証券	26,857	△40,533	△13,676
うち貸付金	△7,790	4,126	△3,663
うち不動産	306	△794	△488

5 有価証券売却益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
国債等債券	41,038	46,798
株式等	8,177	15,991
外国証券	36,807	16,603
その他共計	86,022	79,393

6 固定資産等処分益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
有形固定資産	198	241
土地	38	—
建物	159	241
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合　計	198	241
うち賃貸等不動産	197	241

7 有価証券売却損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
国債等債券	186	4,197
株式等	9,654	2,100
外国証券	4,940	10,789
その他共計	14,782	17,087

8 有価証券評価損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
国債等債券	—	—
株式等	36,524	1,875
外国証券	15,709	149
その他共計	52,233	2,025

9 貸付金償却額（一般勘定）

2019年度、2020年度ともに実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	381,894	8,553	264,051	117,843	69.1%
建物	380,954	8,533	263,157	117,797	69.0%
その他の有形固定資産	940	20	894	45	95.1%
無形固定資産	0	0	0	0	70.4%
その他	1,396	48	813	583	58.2%
合　計	383,292	8,601	264,865	118,426	69.1%

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	386,151	8,353	270,037	116,113	69.9%
建物	385,220	8,330	269,157	116,063	69.8%
その他の有形固定資産	931	22	880	50	94.5%
無形固定資産	0	0	0	0	72.3%
その他	1,543	68	852	691	55.2%
合　計	387,695	8,422	270,890	116,805	69.8%

11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
有形固定資産	1,931	496
土地	293	72
建物	1,578	276
リース資産	6	7
その他	52	139
無形固定資産	0	110
その他	21	14
合　計	1,952	621
うち賃貸等不動産	1,278	203

◆その他収支

1 減価償却費明細表

（2019年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	224,951	6,723	155,162	69,789	68.9%
建物	191,579	3,875	132,339	59,239	69.0%
リース資産	8,274	1,343	2,748	5,525	33.2%
その他の有形固定資産	25,098	1,504	20,073	5,024	79.9%
無形固定資産	139,269	10,259	99,847	39,422	71.6%
その他	20,915	24	20,836	79	99.6%
合　計	385,137	17,007	275,845	109,291	71.6%

（2020年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	223,964	6,777	157,484	66,479	70.3%
建物	191,432	3,867	133,755	57,676	69.8%
リース資産	8,127	1,376	3,739	4,387	46.0%
その他の有形固定資産	24,404	1,533	19,989	4,415	81.9%
無形固定資産	147,717	11,151	110,489	37,228	74.7%
その他	20,338	22	20,266	71	99.6%
合　計	392,020	17,951	288,240	103,779	73.5%

2 事業費明細表

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
営業活動費	106,129	111,370
営業管理費	59,452	57,690
一般管理費	154,453	160,965
合　計	320,034	330,027

（注）一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2019年度2,692百万円、2020年度2,573百万円です。

3 税金明細表

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
国税	14,658	15,643
消費税	12,446	13,952
地方法人特別税	1,965	—
特別法人事業税	—	1,503
印紙税	212	185
登録免許税	1	1
その他の国税	33	0
地方税	10,102	11,027
地方消費税	3,435	3,923
法人事業税	4,711	5,172
固定資産税	1,523	1,494
不動産取得税	1	—
事業所税	428	436
その他の地方税	1	0
合　計	24,760	26,671

4 リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

2019年度末、2020年度末、ともに残高がないため記載していません。

b. 未経過リース料期末残高相当額

2019年度末、2020年度末、ともに残高がないため記載していません。

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

2019年度末、2020年度末、ともに残高がないため記載していません。

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

1 保障機能別保有契約高

（単位：千件、百万円）

区分			保有件数及び金額			
			2019年度末		2020年度末	
			件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,102	61,741,914	7,974	57,676,631
		個人年金保険	—	—	—	—
		団体保険	22,307	32,443,897	22,463	33,092,642
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	30,410	94,185,811	30,438	90,769,274
	災害死亡	個人保険	(7,038)	(16,324,091)	(6,828)	(15,464,714)
		個人年金保険	(31)	(141,748)	(29)	(129,613)
		団体保険	(2,421)	(808,278)	(2,386)	(809,491)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(9,491)	(17,274,119)	(9,243)	(16,403,819)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(6)	(0)	(2)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		団体保険	(63)	(31,171)	(62)	(31,576)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(63)	(31,177)	(62)	(31,578)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	199	367,127	198	359,056
		個人年金保険	2,669	13,445,755	2,649	13,327,553
		団体保険	0	124	0	68
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	2,875	13,830,477	2,853	13,702,844
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(3,204)	(1,881,764)	(3,183)	(1,862,828)
		団体保険	(6)	(412)	(5)	(387)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(3,222)	(1,885,988)	(3,200)	(1,866,782)
	その他	個人保険	—	—	—	—
		個人年金保険	535	1,619,553	533	1,601,410
		団体保険	6	2,579	5	2,440
		団体年金保険	6,392	2,573,891	6,418	2,666,577
		その他共計	6,998	4,379,071	7,020	4,450,920
入院保障	災害入院	個人保険	(4,719)	(28,400)	(4,598)	(27,526)
		個人年金保険	(90)	(428)	(84)	(399)
		団体保険	(1,274)	(1,099)	(1,249)	(1,118)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,309)	(30,037)	(6,152)	(29,151)
	疾病入院	個人保険	(4,714)	(28,289)	(4,594)	(27,429)
		個人年金保険	(88)	(420)	(82)	(391)
		団体保険	(13)	(58)	(14)	(61)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(5,041)	(28,875)	(4,912)	(27,988)
	その他の条件付入院	個人保険	(8,139)	(224,962)	(7,896)	(221,829)
		個人年金保険	(34)	(286)	(32)	(269)
		団体保険	(65)	(66)	(65)	(68)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(8,302)	(225,348)	(8,060)	(222,201)

（注）1. ( ) 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7.「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		2019年度末	2020年度末
障害保障	個人保険	5,997,732	5,825,997
	個人年金保険	27,469	26,065
	団体保険	2,179,762	2,153,415
	団体年金保険	—	—
	その他共計	8,204,963	8,005,477
手術保障	個人保険	5,673,454	5,472,076
	個人年金保険	110,178	102,808
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	5,846,942	5,639,741

2 年換算保険料

a. 保有契約

（単位：百万円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,512,641	△1.1	1,493,922	△1.2
個人年金保険	789,927	△0.6	792,748	0.4
合　計	2,302,569	△1.0	2,286,671	△0.7
うち生前給付保障+医療保障等	556,475	0.6	555,403	△0.2

b. 新契約（新契約+転換純増）

（単位：百万円、%）

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	81,759	△18.9	65,130	△20.3
個人年金保険	28,026	9.1	29,835	6.5
合　計	109,785	△13.2	94,966	△13.5
うち生前給付保障+医療保障等	38,445	△15.1	26,823	△30.2

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

3 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

（単位：千件、百万円、%）

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,302	△1.5	62,109,041	△7.0	8,172	△1.6	58,035,687	△6.6
個人年金保険	3,204	△1.3	15,065,308	△1.6	3,183	△0.7	14,928,964	△0.9
団体保険	—	—	32,446,601	0.7	—	—	33,095,152	2.0
団体年金保険	—	—	2,573,891	△0.6	—	—	2,666,577	3.6

（注）1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。団体３大疾病保障保険の保有契約の３大疾病保険金額は、2019年度末201,059百万円、2020年度末239,832百万円です。

b. 新契約高（新契約+転換純増）

（単位：千件、百万円、%）

区分	2019年度						2020年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	602	△14.4	1,023,326	△31.7	1,843,342	△820,015	480	△20.3	600,464	△41.3	1,260,394	△659,930
個人年金保険	98	7.9	422,042	12.9	426,196	△4,154	98	△0.2	452,977	7.3	455,647	△2,669
団体保険	—	—	121,406	26.3	121,406	—	—	—	67,340	△44.5	67,340	—
団体年金保険	—	—	12	△71.5	12	—	—	—	19	61.8	19	—

（注）1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。団体３大疾病保障保険の新契約の３大疾病保険金額は、2019年度89,513百万円、2020年度48,770百万円です。

4 保有契約高の推移

（単位：千件、百万円）

区分			2019年度末			2020年度末		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険	1,720	9,535,856	402,482	1,719	9,626,248	407,614
		限定告知型終身保険	141	121,729	22,912	140	122,227	22,480
		介護保障終身保険	90	429,732	11,125	94	437,507	11,395
		予定利率変動型終身保険	151	935,134	76,562	146	906,837	72,772
		指定通貨建終身保険	78	557,680	39,721	88	642,209	47,136
		その他共　終身保険計	2,235	11,805,541	558,683	2,239	11,956,207	567,293
		定期付終身保険	1,348	12,782,002	163,692	1,265	11,108,909	145,791
		利率変動型積立終身保険	2,447	27,071,534	493,543	2,405	24,822,949	487,473
		定期保険	62	1,670,666	31,897	59	1,594,727	30,768
		その他共　定期保険計	107	1,832,766	34,664	102	1,748,244	33,419
		特約組立型保険	488	5,291,693	72,669	547	5,438,122	79,593
		医療終身保険	541	123,255	74,312	554	124,391	76,007
		医療定期保険	467	268,246	26,291	455	259,303	26,087
		その他共計	7,709	59,929,071	1,428,386	7,640	56,149,005	1,419,902
	生死混合保険	養老保険	213	907,047	36,268	173	734,233	28,821
		定期付養老保険	27	288,022	3,027	21	223,540	2,388
		生前給付金付定期保険	133	464,628	18,474	127	438,336	17,628
		こども保険	213	473,271	25,401	204	449,105	24,212
		その他共計	587	2,141,371	83,175	527	1,853,228	73,052
	生存保険		5	38,598	1,079	5	33,453	967
	計(1)		8,302	62,109,041	1,512,641	8,172	58,035,687	1,493,922
個人年金保険	定額個人年金保険	個人年金保険	561	2,944,408	187,224	535	2,774,024	184,223
		生存保障重視型個人年金保険	2,442	11,514,785	487,609	2,460	11,573,455	504,889
		指定通貨建個人年金保険	24	139,131	16,810	26	152,371	18,400
		予定利率変動型指定通貨建個人年金保険	10	36,461	1,867	17	66,052	3,314
		その他共計	3,073	14,773,403	716,289	3,073	14,704,731	733,115
	変額個人年金保険		130	291,905	73,638	109	224,233	59,633
	計(2)		3,204	15,065,308	789,927	3,183	14,928,964	792,748
(1)＋(2)合計			11,506	77,174,350	2,302,569	11,356	72,964,652	2,286,671

（単位：千件、百万円）

区分		2019年度末		2020年度末	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	8,111	5,256,128	8,196	5,245,766
	総合福祉団体定期保険	3,827	9,610,393	3,841	9,652,674
	団体信用生命保険	10,147	17,543,984	10,162	18,162,531
	消費者信用団体生命保険	40	7,700	38	6,316
	団体終身保険	0	51	0	45
	心身障害者扶養者生命保険	41	25,638	39	25,308
	団体３大疾病保障保険	181	201,059	224	239,832
	年金払特約	6	2,704	5	2,509
	計	22,313	32,446,601	22,469	33,095,152
団体年金保険	企業年金保険	0	260	0	256
	新企業年金保険	4,042	76,007	4,087	76,398
	拠出型企業年金保険	2,348	785,862	2,330	785,621
	厚生年金基金保険	0	104	0	105
	確定給付企業年金保険	—	1,600,720	—	1,689,308
	確定拠出年金保険	—	110,935	—	114,887
	計	6,392	2,573,891	6,418	2,666,577
財形保険		53	162,797	50	161,541
財形年金保険		18	37,719	17	35,115
医療保障保険		160	74	155	72
受再保険		63	33	64	33

（単位：千件、百万円）

区分		2019年度末		2020年度末	
		件数	金額	件数	金額
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,308	5,741,881	1,269	5,458,881
	災害保障特約	4	6,338	3	4,446
	傷害特約	2,791	9,727,740	2,677	9,284,076
	傷害損傷特約	3,211	166,385	3,154	163,555
	総合医療特約	2,652	16,981	2,623	16,671
	災害入院特約	1,000	5,863	905	5,308
	疾病特約	1,118	6,282	1,022	5,733
	成人病特約	1,620	7,462	1,542	7,054
	その他の条件付入院特約	6,535	217,671	6,370	214,937
	先進医療特約	3,537	—	3,494	—
	がん診断特約	1,881	1,137,661	1,950	1,178,665
	がん薬物治療特約	1,960	120,715	2,041	125,418

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・受再保険の件数は被保険者数を表します。
2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。また、団体３大疾病保障保険の金額は、３大疾病保険金額であり、計には含みません。
3. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険・団体保険（年金払特約）は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。
d. 医療保障保険・受再保険は入院給付日額を表します。
4. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
5. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。
6. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。
7. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。

5 新契約高の推移（新契約+転換による増加）

（単位：千件、百万円）

区分			2019年度			2020年度		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険〔終身保険、ふるは－とJロードプラス、ふるは－とF〕	67	306,783	26,097	54	238,076	22,574
		限定告知型終身保険〔千客万頼、たよれるYOUプラス〕	19	15,541	2,703	10	10,392	1,555
		介護保障終身保険〔バリューケア、ふるは－とL（介護プラン）〕	8	28,544	838	5	20,167	569
		指定通貨建終身保険〔ふるは－とJロードグローバルⅡ〕	18	132,965	10,799	18	121,181	10,202
		その他共　終身保険計	114	484,000	40,447	89	390,092	34,918
		利率変動型積立終身保険〔ライブワン、Qパック〕	211	2,374,812	42,275	186	2,000,048	36,889
		定期保険〔定期保険、エンブレムGP〕	0	23,877	564	1	42,637	1,074
		その他共　定期保険計	0	23,877	564	2	44,620	1,130
		特約組立型保険〔プライムフィット〕	155	1,713,960	23,592	108	904,345	13,870
		医療終身保険〔ドクターGO（終身タイプ）〕	54	13,314	8,139	37	9,189	5,369
		医療定期保険〔ドクターGO（定期タイプ）〕	44	26,999	2,892	36	23,064	2,239
		その他共計	581	4,637,063	117,911	461	3,371,431	94,417
	生死混合保険	養老保険〔自由保険〕	8	29,318	1,808	7	26,425	1,725
		生前給付金付定期保険〔記念日宣言〕	7	26,053	1,020	5	19,870	822
		こども保険〔こどもすくすく保険〕	5	8,447	594	5	8,506	603
		その他共計	20	63,818	3,423	18	54,802	3,151
	生存保険		—	—	—	—	—	—
	計（1）		602	4,700,882	121,335	480	3,426,233	97,569
個人年金保険	定額個人年金保険	生存保障重視型個人年金保険〔たのしみワンダフル、たのしみ未来〕	75	317,838	17,167	84	396,604	25,117
		指定通貨建個人年金保険〔たのしみグローバルⅡ〕	12	71,298	9,092	5	27,419	3,248
		予定利率変動型指定通貨建個人年金保険〔たのしみ未来グローバル〕	10	37,059	1,889	8	31,622	1,549
		その他共計	98	426,196	28,149	98	455,647	29,914
	変額個人年金保険		—	—	—	—	—	—
	計（2）		98	426,196	28,149	98	455,647	29,914
（1）＋（2）合計			700	5,127,079	149,484	578	3,881,880	127,484

（単位：千件、百万円）

区分		2019年度		2020年度	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	46	15,683	13	3,677
	総合福祉団体定期保険	51	105,722	25	40,666
	団体信用生命保険	—	—	46	22,996
	団体３大疾病保障保険	67	89,513	51	48,770
	計	165	121,406	136	67,340
団体年金保険	確定給付企業年金保険	—	2	—	6
	確定拠出年金保険	—	9	—	13
	計	—	12	—	19
財形保険		0	10	0	6
財形年金保険		0	3	0	1
医療保障保険		—	—	—	—

（注）1.〔　〕は主な販売名称を表します。
2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
3. 団体３大疾病保障保険の金額は、３大疾病保険金額であり、計には含みません。
4. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は第１回収入保険料を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第１回収入保険料を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
5. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
6. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

◆特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	53,327	61,898
変額個人年金保険	85,491	78,046
団体年金保険	587,306	688,178
特別勘定計	726,126	828,123

2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 2020年度の運用状況

国内外の株式相場については、年間を通じて、大規模な金融緩和政策が下支えとなるなかで、新型コロナウイルスワクチンの開発進展や接種の開始、米国での大規模な経済対策の成立などを受けて景気回復への期待が高まったことを背景に大幅に上昇しました。国内の長期金利については、金融緩和政策が継続するなかで、低位で推移しましたが、年度末にかけては、日本銀行による金融政策の点検が警戒されるなかで、米国金利に連れて上昇しました。米国の長期金利については、年度前半は、ＦＲＢ（米連邦準備制度理事会）による大規模な金融緩和政策により、低位で推移しましたが、年度後半は、財政拡大観測や新型コロナウイルスワクチンの開発進展による景気回復期待が一段と高まったことを背景に上昇しました。為替（ドル円）については、米国の長期金利が低位で推移するなか、米国の財政赤字の拡大などを背景に、円高ドル安で推移しましたが、年度末にかけて、米国の景気回復への期待が一段と高まったことや、日米金利差の拡大等により、円安ドル高となりました。

こうした環境のなかで、個人変額保険特別勘定については、国内外の株式の構成比をやや高めて国内外の債券の構成比を抑えることを基本に運用しました。また、株式相場の上昇局面では国内株式・外国株式の一部売却を、逆に相場の下落局面ではその後の反発を見込んで買い入れを行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じ構成比の調整を行いました。なお、為替ヘッジ付外国債券については、投資妙味を勘案した結果、配分は行わず、国内債券のみで運用を行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、投資信託の組入れ比率を概ね高位に保ちました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

（単位：件、百万円）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険（有期型）	33	130	17	80
個人変額保険（終身型）	49,422	256,028	47,958	249,091
合　計	49,455	256,158	47,975	249,172

（注）保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

（単位：件、百万円）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	130,672	291,905	109,326	224,233

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	2,530	4.7	1,718	2.8
有価証券	49,058	92.0	59,058	95.4
公社債	17,215	32.3	17,656	28.5
株　式	13,198	24.7	17,961	29.0
外国証券	18,644	35.0	23,441	37.9
公社債	6,151	11.5	5,851	9.5
株式等	12,492	23.4	17,590	28.4
その他の証券	—	—	—	—
貸　付　金	—	—	—	—
その他	1,738	3.3	1,121	1.8
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	53,327	100.0	61,898	100.0

●変額個人年金保険

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	7,937	9.3	8,729	11.2
有価証券	72,918	85.3	65,603	84.1
公社債	33,694	39.4	28,124	36.0
株　式	9,761	11.4	8,789	11.3
外国証券	24,753	29.0	23,539	30.2
公社債	21,713	25.4	20,516	26.3
株式等	3,039	3.6	3,023	3.9
その他の証券	4,709	5.5	5,148	6.6
貸　付　金	—	—	—	—
その他	4,635	5.4	3,713	4.8
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	85,491	100.0	78,046	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,080	900
有価証券売却益	3,244	2,487
有価証券償還益	0	—
有価証券評価益	6,620	16,289
為替差益	29	19
金融派生商品収益	148	404
その他の収益	2	1
有価証券売却損	1,881	1,331
有価証券償還損	26	8
有価証券評価損	11,546	5,584
為替差損	11	5
金融派生商品費用	208	8
その他の費用	0	0
収支差額	△ 2,549	13,163

（注）2019年度の有価証券評価益 6,620百万円には有価証券振戻益 2,078百万円が、有価証券評価損 11,546百万円には有価証券振戻損 7,213百万円がそれぞれ含まれています。
2020年度の有価証券評価益 16,289百万円には有価証券振戻益 4,333百万円が、有価証券評価損 5,584百万円には有価証券振戻損 4,542百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

（単位：百万円）

区　分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	25,648	1,853
有価証券売却益	2,983	2,944
有価証券償還益	2	—
有価証券評価益	6,557	9,486
為替差益	95	87
金融派生商品収益	312	232
その他の収益	8	2
有価証券売却損	682	740
有価証券償還損	10	4
有価証券評価損	34,489	6,214
為替差損	90	89
金融派生商品費用	145	148
その他の費用	732	309
収支差額	△ 541	7,102

（注）2019年度の有価証券評価益 6,557百万円には有価証券振戻益 1,129百万円が、有価証券評価損 34,489百万円には有価証券振戻損 32,322百万円がそれぞれ含まれています。
2020年度の有価証券評価益 9,486百万円には有価証券振戻益 2,167百万円が、有価証券評価損 6,214百万円には有価証券振戻損 5,428百万円がそれぞれ含まれています。

e. 有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	49,058	208	59,058	10,913

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	72,918	3,261	65,603	6,533

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

f. デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△ 0	7	—	—	7	—	—	20	—	—	20
合　計	—	△ 0	7	—	—	7	—	—	20	—	—	20

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	0	11	—	—	11	—	—	28	—	—	28
合　計	—	0	11	—	—	11	—	—	28	—	—	28

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	132	—	0	0	—	—	—	—
	（米ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—
	（ユーロ）	132	—	0	0	—	—	—	—
	買建	132	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
	（米ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—
	（ユーロ）	132	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
合　計					△ 0				—

（注）1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	91	—	0	0	—	—	—	—
	（米ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—
	（ユーロ）	91	—	0	0	—	—	—	—
	買建	90	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
	（米ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—
	（ユーロ）	90	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
合　計					0				—

（注）1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

●株式関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	516	—	7	7	395	—	20	20
合　計					7				20

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種　類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	781	—	11	11	564	—	28	28
合　計					11				28

●債券関連

<個人変額保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2019年度以降期末残高がないため、記載していません。

3 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

（単位：件、億円）

	2019年度末		2020年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,447	5,836	1,451	6,852
合 計	1,447	5,836	1,451	6,852

（注）1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。
2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。

b. 特別勘定第１特約の時価残高の推移

（単位：億円）

	2019年度末	2020年度末
総合口A	1,500	1,452
総合口M	—	914
総合口S	1,701	1,630
円貨建公社債口A	869	916
円貨建公社債口P	311	326
円貨建株式口A	26	30
円貨建株式口B	85	116
円貨建株式口P	464	488
円貨建株式口V	6	15
外貨建公社債口A	169	150
外貨建公社債口B	87	112
外貨建株式口A	473	591
外貨建株式口D	14	18
短期資金口A	125	86
合 計	5,836	6,852

c. 特別勘定第１特約の運用実績の推移

（単位：%）

	2019年度末	2020年度末
総合口A	△ 5.95	27.35
総合口M	—	3.29
総合口S	0.98	0.72
円貨建公社債口A	△ 0.03	△ 0.41
円貨建公社債口P	△ 0.17	△ 0.74
円貨建株式口A	△ 9.93	39.88
円貨建株式口B	△ 10.39	49.37
円貨建株式口P	△ 9.44	42.06
円貨建株式口V	△ 17.73	47.44
外貨建公社債口A	4.49	5.47
外貨建公社債口B	7.90	△ 1.89
外貨建株式口A	△ 11.75	58.22
外貨建株式口D	△ 16.04	60.62
短期資金口A	0.01	0.00

（注）1. 運用実績はユニット価格伸び率を掲載しております。
2. 総合口Mの運用実績は2020年7月1日運用開始以降のユニット価格伸び率を掲載しております。

◆経営諸指標

1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　分	2019年度	2020年度
新契約平均保険金	4,889	4,276
保有契約平均保険金	7,480	7,101

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

2 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区　分	2019年度	2020年度
個人保険	2.8	2.0
個人年金保険	2.8	3.0
団体保険	0.4	0.2

（注）転換契約は含みません。

3 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区　分	2019年度	2020年度
個人保険	4.6	3.6
個人年金保険	2.0	1.7
団体保険	0.2	0.2

4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）

（単位：円）

2019年度	2020年度
130,581	121,751

（注）転換契約は含みません。

5 死亡率（個人保険主契約）

a. 件数率

（単位：‰）

2019年度	2020年度
7.86	8.45

b. 金額率

（単位：‰）

2019年度	2020年度
5.50	6.12

6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）

（単位：‰）

区　分		2019年度	2020年度
災害死亡保障契約	件数	0.17	0.20
	金額	0.20	0.23
障害保障契約	件数	0.31	0.30
	金額	0.11	0.11
災害入院保障契約	件数	7.15	6.80
	金額	172	164
疾病入院保障契約	件数	89.46	83.63
	金額	1,317	1,228
成人病入院保障契約	件数	26.02	26.54
	金額	530	534
疾病・傷害手術保障契約	件数	84.58	80.78
成人病手術保障契約	件数	24.83	28.24

7 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

2019年度	2020年度
14.4	15.1

8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

2019年度	2020年度
8 (2)	8 (2)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：%）

2019年度	2020年度
99.6 (100.0)	99.6 (100.0)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

区　分	2019年度	2020年度
A－以上	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
BBB－以上	— (—)	— (—)
その他〔格付なしを含む〕	— (—)	— (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

（注）1. 格付は、以下の方法により区分しています。
a. スタンダード＆プアーズ社（Ｓ＆Ｐ社）の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他〔格付なしを含む〕」に区分しています。
b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
2. （　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

2019年度	2020年度
55 (6)	85 (3)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

区分		2019年度	2020年度
第三分野発生率		37.6	35.9
	医療（疾病）	39.8	37.2
	がん	39.4	38.2
	介護	31.7	31.4
	その他	33.0	32.4

（注）1. 保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類（特約）については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

（単位：%）

貸付の種類	一般貸付 標準金利（長期プライムレート）		貸付の種類	一般貸付 標準金利（長期プライムレート）	
2019年度	4月10日	1.00	2020年度	4月10日	1.10
	5月10日	1.00		5月 8日	1.05
	6月11日	1.00		6月10日	1.05
	7月10日	0.95		7月10日	1.05
	8月 9日	0.95		8月12日	1.00
	9月10日	0.95		9月10日	1.00
	10月10日	0.95		10月 9日	1.00
	11月 8日	0.95		11月10日	1.00
	12月10日	0.95		12月10日	1.00
	1月10日	0.95		1月 8日	1.00
	2月13日	0.95		2月10日	1.00
	3月10日	0.95		3月10日	1.00

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

連結決算の状況（直近事業年度における事業の概況）

（単位：百万円）

項　目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	4,433,940	3,747,135	3,639,446	3,485,973	3,517,715
経常利益	189,756	217,867	150,840	37,591	118,223
親会社に帰属する当期純剰余	56,068	69,835	48,266	5,207	26,965
包括利益	56,690	167,468	92,825	24,620	585,076

（単位：百万円）

項　目	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
総資産	34,352,870	36,036,443	37,811,470	38,642,050	41,094,086
ソルベンシー・マージン比率	813.2%	881.7%	915.6%	870.0%	862.5%

当社グループは、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進する中で、新型コロナウイルスの影響に留意しつつ、グループの業務全般にわたる品質の向上と収益力の強化等に取り組むとともに、グループベースでの経営管理態勢のレベルアップに努めました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。また、メディケア生命保険株式会社では、医療保険を中心とした販売を推進しました。

少額短期保険業では、アイアル少額短期保険株式会社において、時代とともに変化するリスクやニーズに対応する保険商品の販売に努めました。

保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、株式会社エージェントおよびマイコミュニケーション株式会社において、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めました。

海外における保険業等では、米国のシメトラ・フィナンシャル・コーポレーション、インドネシアのBNIライフ・インシュアランス、ベトナムのバオベト・ホールディングス、シンガポールのアビバ・シングライフ・ホールディングスを通じ、さまざまな保険商品の提供に努めました。

なお、当社は、当社の関連法人等であるシングライフ（Singapore Life Pte. Ltd.）による英国Aviva Plcのシンガポール事業（Aviva Ltd）買収に際して設立された、持株会社アビバ・シングライフ・ホールディングスが行った増資のうち、3.2億シンガポールドル（約250億円）の引受けを行うとともに、当社が保有するシングライフの株式を同持株会社の株式と交換することで、同持株会社は当社の関連法人等となりました。同時に、同持株会社が、シングライフおよびAviva Ltdの発行済株式をすべて取得し、当社が当該2社に取締役を派遣したことから、Aviva Ltdも当社の関連法人等となりました。

資産運用関連事業では、日本ビルファンドマネジメント株式会社において、ステークホルダーとの協働に努めながら、投資家の中長期的な投資リターンの拡大に向けた資産運用を行いました。

総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社において、当社のシステム開発を中心にグループ全体のＩＴ戦略への貢献に向けて取り組みました。

こうした取組みの結果、当社グループの当連結会計年度の経常収益は3兆5177億円（前年度比0.9％増）、経常利益は1182億円（同214.5％増）、親会社に帰属する当期純剰余は269億円（同417.8％増）となりました。総資産については41兆940億円（前年度末比6.3％増）となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については862.5％（同7.5ポイント減）と十分な水準を確保しております。

1 連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2019年度末（2020年3月31日現在）金額	2020年度末（2021年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,603,446	1,386,540
コールローン	354,415	192,142
買入金銭債権	326,239	565,143
有価証券	31,224,974	34,343,796
貸付金	2,834,875	2,645,407
有形固定資産	573,778	570,045
土　地	360,839	360,256
建　物	178,097	174,980
リース資産	6,225	4,548
建設仮勘定	20,871	23,711
その他の有形固定資産	7,744	6,548
無形固定資産	234,531	193,877
ソフトウェア	34,970	37,258
のれん	51,599	42,918
リース資産	12	—
その他の無形固定資産	147,948	113,699
代理店貸	181	145
再保険貸	1,186	1,241
その他資産	1,264,231	1,112,257
退職給付に係る資産	7,258	18,370
繰延税金資産	218,110	69,056
貸倒引当金	△1,178	△3,938
資産の部合計	38,642,050	41,094,086
（負債の部）		
保険契約準備金	31,698,335	32,295,045
支払備金	138,733	138,027
責任準備金等	31,338,115	31,938,861
社員配当準備金	221,485	218,156
再保険借	11,958	12,837
社　債	477,709	474,969
その他負債	4,058,781	5,272,243
売現先勘定	1,948,528	2,870,573
債券貸借取引受入担保金	590,008	501,353
その他の負債	1,520,244	1,900,316
退職給付に係る負債	13,655	4,775
価格変動準備金	787,707	883,835
繰延税金負債	14,729	33,615
再評価に係る繰延税金負債	12,923	12,894
負債の部合計	37,075,800	38,990,217
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
連結剰余金	102,654	81,850
基金等合計	741,656	720,853
その他有価証券評価差額金	949,379	1,526,505
繰延ヘッジ損益	405	104
土地再評価差額金	△59,708	△59,397
為替換算調整勘定	△61,476	△84,516
退職給付に係る調整累計額	△4,127	185
その他の包括利益累計額合計	824,471	1,382,881
非支配株主持分	121	133
純資産の部合計	1,566,249	2,103,868
負債及び純資産の部合計	38,642,050	41,094,086

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日） 金額	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日） 金額
経常収益	3,485,973	3,517,715
保険料等収入	2,446,744	2,415,578
資産運用収益	904,006	981,812
利息及び配当金等収入	766,032	748,445
売買目的有価証券運用益	24,055	12,785
有価証券売却益	94,074	91,348
有価証券償還益	14,001	16,592
その他運用収益	5,842	5,597
特別勘定資産運用益	—	107,044
その他経常収益	135,222	120,324
経常費用	3,448,381	3,399,491
保険金等支払金	2,011,767	1,873,355
保険金	636,852	592,713
年　金	488,078	439,632
給付金	394,265	379,375
解約返戻金	430,784	405,680
その他返戻金等	61,787	55,954
責任準備金等繰入額	553,536	771,972
支払備金繰入額	—	296
責任準備金繰入額	553,504	771,646
社員配当金積立利息繰入額	32	29
資産運用費用	325,237	173,751
支払利息	28,553	14,480
有価証券売却損	17,108	19,970
有価証券評価損	55,202	4,824
有価証券償還損	5,847	1,657
金融派生商品費用	84,282	53,720
為替差損	11,645	11,113
貸倒引当金繰入額	26	1,257
賃貸用不動産等減価償却費	8,635	8,439
その他運用費用	91,969	58,287
特別勘定資産運用損	21,964	—
事業費	401,645	422,875
その他経常費用	156,194	157,536
経常利益	37,591	118,223
特別利益	247	241
固定資産等処分益	247	241
特別損失	46,712	98,693
固定資産等処分損	1,991	793
減損損失	873	1,111
価格変動準備金繰入額	43,124	96,128
社会及び契約者福祉増進助成金	723	659
税金等調整前当期純剰余又は税金等調整前当期純損失(△)	△8,873	19,771
法人税及び住民税等	56,078	39,834
法人税等調整額	△70,168	△47,041
法人税等合計	△14,090	△7,206
当期純剰余	5,217	26,978
非支配株主に帰属する当期純剰余	10	12
親会社に帰属する当期純剰余	5,207	26,965

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　目	2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日） 金額	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日） 金額
当期純剰余	5,217	26,978
その他の包括利益	19,403	558,098
その他有価証券評価差額金	47,474	575,067
繰延ヘッジ損益	△345	△300
為替換算調整勘定	△5,157	△19,738
退職給付に係る調整額	△24,884	4,313
持分法適用会社に対する持分相当額	2,317	△1,243
包括利益	24,620	585,076
親会社に係る包括利益	24,610	585,064
非支配株主に係る包括利益	10	12

3 連結基金等変動計算書

2019年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50,000	589,000	2	203,072	842,075	899,876	810	△61,417	△56,487	20,756	803,538	109	1,645,723
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)に基づく累積的影響額				60	60		△60				△60		—
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)を反映した当期首残高	50,000	589,000	2	203,133	842,135	899,876	750	△61,417	△56,487	20,756	803,478	109	1,645,723
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△50,285	△50,285								△50,285
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	—								—
基金利息の支払				△556	△556								△556
親会社に帰属する当期純剰余				5,207	5,207								5,207
基金の償却	△50,000				△50,000								△50,000
持分法の適用範囲の変動				△3,135	△3,135								△3,135
土地再評価差額金の取崩				△1,708	△1,708								△1,708
基金等以外の項目の当期変動額（純額）						49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	21,004
当期変動額合計	△50,000	50,000	—	△100,478	△100,478	49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	△79,474
当期末残高	—	639,000	2	102,654	741,656	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249

2020年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	639,000	2	102,654	741,656	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249
米国子会社の会計基準(ASU2016-13、ASU2019-05)に基づく累積的影響額				△6	△6								△6
米国子会社の会計基準(ASU2016-13、ASU2019-05)を反映した当期首残高	—	639,000	2	102,648	741,650	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,243
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△47,451	△47,451								△47,451
親会社に帰属する当期純剰余				26,965	26,965								26,965
土地再評価差額金の取崩				△311	△311								△311
基金等以外の項目の当期変動額（純額）						577,125	△300	311	△23,039	4,313	558,410	11	558,422
当期変動額合計	—	—	—	△20,797	△20,797	577,125	△300	311	△23,039	4,313	558,410	11	537,624
当期末残高	—	639,000	2	81,850	720,853	1,526,505	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,868

連結財務諸表の作成方針

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数　26社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にアイアル少額短期保険株式会社の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社２社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 Symetra Financial Corporationの子会社２社は、当連結会計年度に清算結了したため、連結の範囲から除いております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数　26社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にSymetra Financial Corporationの子会社１社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社１社を売却したことに伴い、同社を連結の範囲から除いております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　８社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Pte. Ltd.です。 なお、当連結会計年度にSingapore Life Pte. Ltd.の株式を取得したことに伴い、同社を持分法適用関連法人等としております。 また、三井住友アセットマネジメント株式会社は、当連結会計年度に、関連法人等でなくなったため、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数　０社 持分法適用関連法人等数　10社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.です。 なお、当連結会計年度に当社の持分法適用関連法人等であるSingapore Life Pte. Ltd.による持株会社化及び新設持株会社による株式の取得により、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.とその子会社１社を持分法適用関連法人等としております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。 なお、米国子会社で計上されたのれんについて、従来は連結上２０年で定額法により償却しておりましたが、米国子会社において米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」に基づき償却処理を選択できることとなったことから、当連結会計年度より１０年の定額法により償却する方法へ変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前純剰余はそれぞれ2,796百万円減少しております。

重要な会計方針

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。	(2) 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。	4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。
(2) 退職給付に係る負債 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　翌連結会計年度から　８年 過去勤務費用の処理年数　３年 退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 退職給付に係る負債 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　翌連結会計年度から　８年 過去勤務費用の処理年数　３年 退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務　290,529百万円 勤務費用　12,154百万円 利息費用　4,179百万円 数理計算上の差異の当期発生額　△60百万円 退職給付の支払額　△27,087百万円 過去勤務費用の当期発生額　△737百万円 その他　112百万円 期末における退職給付債務　279,090百万円	期首における退職給付債務　279,090百万円 勤務費用　11,888百万円 利息費用　4,009百万円 数理計算上の差異の当期発生額　33,137百万円 退職給付の支払額　△23,255百万円 その他　106百万円 期末における退職給付債務　304,975百万円
ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産　300,902百万円 期待運用収益　3,719百万円 数理計算上の差異の当期発生額　△24,323百万円 事業主からの拠出額　7,012百万円 退職給付の支払額　△14,608百万円 その他　△9百万円 期末における年金資産　272,693百万円	ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産　272,693百万円 期待運用収益　2,146百万円 数理計算上の差異の当期発生額　47,593百万円 事業主からの拠出額　6,985百万円 退職給付の支払額　△10,877百万円 その他　29百万円 期末における年金資産　318,570百万円
ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 積立型制度の退職給付債務　277,305百万円 年金資産　△272,693百万円 4,612百万円 非積立型制度の退職給付債務　1,784百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額　6,396百万円 退職給付に係る負債　13,655百万円 退職給付に係る資産　△7,258百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額　6,396百万円	ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 積立型制度の退職給付債務　303,128百万円 年金資産　△318,570百万円 △15,442百万円 非積立型制度の退職給付債務　1,847百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額　△13,595百万円 退職給付に係る負債　4,775百万円 退職給付に係る資産　△18,370百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額　△13,595百万円

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,154百万円
利息費用	4,179百万円
期待運用収益	△3,719百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,227百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795百万円
その他	135百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,726百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	△31,491百万円
過去勤務費用	△3,057百万円
合計	△34,548百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△9,951百万円
未認識過去勤務費用	4,216百万円
合計	△5,735百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	46％
株　式	32％
投資信託	8％
債　券	7％
その他	7％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が40％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.2％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、2,170百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
なお、当社は、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	11,888百万円
利息費用	4,009百万円
期待運用収益	△2,146百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,734百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,724百万円
その他	85百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,376百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	9,721百万円
過去勤務費用	△3,724百万円
合計	5,997百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△229百万円
未認識過去勤務費用	491百万円
合計	261百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	41％
生命保険一般勘定	35％
債　券	7％
投資信託	6％
その他	11％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、2,317百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法
当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法
当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

11. 保険料の計上基準
当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

12. 保険金等支払金の計上基準
当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

13. 重要な会計上の見積り
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。
(1)のれんの評価
当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。
米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております 。
減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が５０％を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。
減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び新型コロナウィルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。
将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。
なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。
(2)保有契約価値及び繰延新契約費の償却
当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値3,796 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費82,668 百万円がそれぞれ含まれております。
保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。
保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。
将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

14. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2020年3月31日　企業会計基準第31号）を当連結会計年度末から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

15. 未適用の会計基準等
当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
・「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日　企業会計基準第30号）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日　企業会計基準適用指針第31号）
・「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日　企業会計基準第10号）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日　企業会計基準適用指針第19号）
(1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。
(2) 適用予定日
2021年度の期首より適用予定です。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
適用された連結会計年度における影響は評価中です。

注記事項（連結貸借対照表関係）

2019年度（2020年3月31日現在）	2020年度（2021年3月31日現在）
1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,062百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、808百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額は、254百万円です。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、831百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、424,009百万円です。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、433,122百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、726,126百万円です。なお、負債の額も同額です。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,123百万円です。なお、負債の額も同額です。
4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 226,323百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 50,285百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 55,155百万円 利息による増加等 32百万円 当連結会計年度末現在高 221,485百万円	4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 221,485百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 47,451百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 50,810百万円 利息による増加等 29百万円 当連結会計年度末現在高 218,156百万円
5. 関連法人等の株式の総額は、76,949百万円です。	5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、151,065百万円です。
6. 担保に提供している資産の額は、有価証券2,565,127百万円、貸付金203,300百万円、現金及び預貯金1,102百万円です。	6. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,407,982百万円、貸付金325,829百万円、現金及び預貯金1,035百万円です。
7. 当社は、基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。	
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,905,476百万円です。	8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,366,031百万円です。
10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は34,460百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	9. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は824百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
	10. 当社は、2021年4月15日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債100,586百万円を発行しております。
	11. 当社は、2021年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,000百万円の期限前償還を行う予定です。
11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,777百万円です。	12. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、9,896百万円です。
12. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 449,924百万円含まれています。	13. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 449,924百万円含まれています。
13. その他負債には、当社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が50,000百万円含まれています。	14. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が120,000百万円含まれています。
14. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ617,869百万円、651,281百万円含まれています。	15. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ553,964百万円、616,675百万円含まれています。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、37,924百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。	16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,294百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

2019年度（2020年3月31日現在）	2020年度（2021年3月31日現在）
16. 繰延税金資産の総額は、648,740百万円、繰延税金負債の総額は、429,125百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、16,234百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 309,500百万円、価格変動準備金220,239百万円及び退職給付に係る負債34,322百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額354,974百万円です。	17. 繰延税金資産の総額は、701,323百万円、繰延税金負債の総額は、647,550百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、18,331百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 340,808百万円、価格変動準備金247,115百万円及び退職給付に係る負債28,691百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額567,898百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △36.4％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △76.5％、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除 △13.6％、評価性引当額の増減10.6％、持分法投資損益9.5％です。
17. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は393,623百万円、時価は504,776百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,364百万円をその他の負債に計上しております。	18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は397,361百万円、時価は516,728百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,384百万円をその他の負債に計上しております。

注記事項（金融商品関係）

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

（1）金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,603,446	1,603,446	—
うち、その他有価証券	435,863	435,863	—
コールローン	354,415	354,415	—
買入金銭債権	326,239	329,205	2,966
うち、その他有価証券	193,071	193,071	—
有価証券※1	31,107,116	33,429,771	2,322,654
売買目的有価証券	1,008,273	1,008,273	—
満期保有目的の債券	1,795,570	2,131,695	336,124
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866
子会社株式及び関連会社株式	44,205	27,869	△16,336
その他有価証券	16,229,817	16,229,817	—
貸付金	2,834,875		
貸倒引当金※2	△768		
	2,834,106	2,852,340	18,233
社債	477,709	464,761	△12,948
売現先勘定	1,948,528	1,948,528	—
債券貸借取引受入担保金	590,008	590,008	—
デリバティブ取引※3	179,494	179,494	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	39,568	39,568	—
ヘッジ会計が適用されているもの	139,925	139,925	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は117,857百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

負 債

① 社債
3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	379,792	416,661	36,869
	外国証券(公社債)	1,414,600	1,713,866	299,266
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,178	1,167	△11
	外国証券(公社債)	—	—	—
合計		1,795,570	2,131,695	336,124

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,989,452	12,959,664	1,970,212
	外国証券(公社債)	559,223	603,107	43,884
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	302,785	297,241	△5,543
	外国証券(公社債)	177,788	172,101	△5,687
合計		12,029,249	14,032,115	2,002,866

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	159,666	168,153	8,486
	公社債	1,659,026	1,754,917	95,891
	株式	590,729	1,270,735	680,005
	外国証券	9,473,520	10,184,734	711,214
	公社債	9,159,745	9,856,756	697,011
	株式等	313,774	327,978	14,203
	その他の証券	54,551	66,754	12,202
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	435,900	435,863	△36
	買入金銭債権	24,952	24,918	△34
	公社債	591,297	577,571	△13,725
	株式	405,472	324,583	△80,889
	外国証券	1,885,745	1,819,711	△66,033
	公社債	1,427,585	1,383,966	△43,618
	株式等	458,160	435,744	△22,415
	その他の証券	248,971	230,808	△18,163
合計		15,529,834	16,858,752	1,328,917

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,603,343	—	—	—
コールローン	354,415	—	—	—
買入金銭債権	24,116	203	282	293,163
有価証券	699,726	3,043,624	8,459,941	13,699,243
満期保有目的の債券	117,198	283,826	402,846	989,981
責任準備金対応債券	62,917	618,889	3,325,789	7,920,101
その他有価証券	519,611	2,140,909	4,731,305	4,789,159
貸付金※	401,786	547,750	630,543	947,115
社債	—	27,390	—	449,924
売現先勘定	1,948,528	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	590,008	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,386,540	1,386,540	—
うち、その他有価証券	491,530	491,530	—
コールローン	192,142	192,142	—
買入金銭債権	565,143	567,468	2,324
うち、その他有価証券	439,749	439,749	—
有価証券※1	34,148,858	36,023,018	1,874,159
売買目的有価証券	1,143,093	1,143,093	—
満期保有目的の債券	1,661,737	1,933,862	272,125
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183
子会社株式及び関連会社株式	42,011	46,861	4,850
その他有価証券	18,831,109	18,831,109	—
貸付金	2,645,407		
貸倒引当金※2	△3,258		
	2,642,149	2,677,466	35,316
社債	474,969	485,900	10,930
売現先勘定	2,870,573	2,870,573	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	501,353	—
デリバティブ取引※3	(464,448)	(464,448)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89,026)	(89,026)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(375,421)	(375,421)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は194,937百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注１）当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

負 債

① 社債
3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	352,775	384,396	31,621
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,361	3,268	△92
	外国証券(公社債)	—	—	—
合計		1,661,737	1,933,862	272,125

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券(公社債)	613,425	664,746	51,321
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券(公社債)	241,179	223,715	△17,464
合計		12,470,906	14,068,089	1,597,183

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,749,909	1,841,971	92,062
	株式	951,446	2,204,160	1,252,714
	外国証券	10,727,140	11,632,175	905,035
	公社債	9,880,183	10,692,680	812,496
	株式等	846,956	939,495	92,538
	その他の証券	329,067	367,843	38,775
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	302,887	302,319	△567
	公社債	866,604	831,411	△35,193
	株式	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,886,365	1,800,000	△86,364
	公社債	1,559,224	1,477,596	△81,627
	株式等	327,140	322,403	△4,737
	その他の証券	20,000	19,265	△735
合計		17,620,302	19,762,389	2,142,087

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,386,599	—	—	—
コールローン	192,142	—	—	—
買入金銭債権	280,549	208	288	278,221
有価証券	487,926	3,938,537	9,055,851	14,394,458
満期保有目的の債券	2,912	592,931	220,841	843,626
責任準備金対応債券	160,260	690,872	3,949,273	7,573,284
その他有価証券	324,754	2,654,734	4,885,736	5,977,547
貸付金※	181,062	561,019	595,083	1,025,841
社債	—	24,745	—	449,924
売現先勘定	2,870,573	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（連結損益計算書関係）

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	514百万円
	計	514百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	1,082百万円
	計	1,082百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

注記事項（連結包括利益計算書関係）

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	66,193百万円
組替調整額	△17,252百万円
税効果調整前	48,940百万円
税効果額	△1,466百万円
その他有価証券評価差額金	47,474百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△310百万円
組替調整額	△364百万円
税効果調整前	△674百万円
税効果額	329百万円
繰延ヘッジ損益	△345百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△5,157百万円
組替調整額	－
税効果調整前	△5,157百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	△5,157百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△23,525百万円
組替調整額	△11,023百万円
税効果調整前	△34,548百万円
税効果額	9,664百万円
退職給付に係る調整額	△24,884百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	2,104百万円
組替調整額	212百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	2,317百万円
その他の包括利益合計	19,403百万円

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	818,328百万円
組替調整額	△30,336百万円
税効果調整前	787,992百万円
税効果額	△212,924百万円
その他有価証券評価差額金	575,067百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	2,071百万円
組替調整額	△2,475百万円
税効果調整前	△403百万円
税効果額	103百万円
繰延ヘッジ損益	△300百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△19,738百万円
組替調整額	－
税効果調整前	△19,738百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	△19,738百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	14,456百万円
組替調整額	△8,459百万円
税効果調整前	5,997百万円
税効果額	△1,683百万円
退職給付に係る調整額	4,313百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△807百万円
組替調整額	△436百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,243百万円
その他の包括利益合計	558,098百万円

4 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）金額	2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	△8,873	19,771
賃貸用不動産等減価償却費	8,635	8,439
減価償却費	32,162	33,708
減損損失	873	1,111
のれん償却額	3,673	5,826
支払備金の増減額（△は減少）	△3,016	902
責任準備金の増減額（△は減少）	681,090	831,622
社員配当準備金積立利息繰入額	32	29
貸倒引当金の増減額（△は減少）	17	1,011
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△17,779	△13,995
価格変動準備金の増減額（△は減少）	43,124	96,128
利息及び配当金等収入	△766,032	△748,445
有価証券関係損益（△は益）	6,065	△192,148
支払利息	28,553	14,480
為替差損益（△は益）	11,381	11,365
有形固定資産関係損益（△は益）	1,696	427
持分法による投資損益（△は益）	△175	6,716
代理店貸の増減額（△は増加）	△4	26
再保険貸の増減額（△は増加）	997	△111
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	6,432	16,236
再保険借の増減額（△は減少）	△1,279	1,870
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	48,693	8,815
その他	51,589	48,742
小　　計	127,859	152,532
利息及び配当金等の受取額	845,549	790,054
利息の支払額	△30,611	△15,482
社員配当金の支払額	△55,155	△50,810
その他	△723	△659
法人税等の支払額	△37,894	△45,261
営業活動によるキャッシュ・フロー	849,025	830,371
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	150,380	204,089
買入金銭債権の取得による支出	△245,999	△961,921
買入金銭債権の売却・償還による収入	237,501	720,425
有価証券の取得による支出	△5,211,014	△5,073,449
有価証券の売却・償還による収入	3,697,814	3,234,239
貸付けによる支出	△1,518,948	△451,769
貸付金の回収による収入	2,210,826	576,602
その他	△81,078	828,345
資産運用活動計	△760,519	△923,438
（営業活動及び資産運用活動計）	(88,506)	(△93,066)
有形固定資産の取得による支出	△24,166	△16,105
有形固定資産の売却による収入	1,320	2,148
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△443	—
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	805
その他	△14,501	△10,973
投資活動によるキャッシュ・フロー	△798,310	△947,562
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	50,000	70,000
社債の償還による支出	△50,000	△1,129
基金の償却による支出	△50,000	—
基金利息の支払額	△556	—
その他	149,362	39,595
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,805	108,465
現金及び現金同等物に係る換算差額	△426	△4,058
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	149,094	△12,783
現金及び現金同等物期首残高	435,129	584,224
現金及び現金同等物期末残高	584,224	571,440

注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

2019年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,603,446百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△1,019,222百万円
資金（現金及び現金同等物）	584,224百万円

2020年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,386,540百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△815,099百万円
資金（現金及び現金同等物）	571,440百万円

5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

2020年度の財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内　部　統　制　報　告　書

2021 年 5 月 18 日

住友生命保険相互会社
代表執行役社長　　高田　幸徳

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である 2021 年 3 月 31 日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社 14 社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社 12 社及び持分法適用関連法人等 10 社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の 2／3 を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以　上

（注）なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した2020年度の連結財務諸表及び2020年度の内部統制報告書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（注）なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告

当社は、2020年度において、保険業法第54条の10第１項に規定される連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）を作成し、同条第４項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

8 連結財務諸表の適正性に関する確認書

2020年度の連結財務諸表の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確　認　書

2021 年 5 月 18 日

住友生命保険相互会社
代表執行役社長　高田　幸徳

1．代表執行役社長 高田幸徳は、当社の 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 2020 年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

9 連結リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	808	831
３カ月以上延滞債権額	254	—
貸付条件緩和債権額	—	1,200
合　計 （貸付残高に対する比率）	1,062 (0.04)	2,031 (0.08)

（注）1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2020年度末が延滞債権額247百万円、2019年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)	4,264,500	5,178,317
基金等	505,118	516,421
価格変動準備金	787,707	883,835
危険準備金	419,176	510,966
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	767	3,496
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	1,171,645	1,880,484
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	96,066	103,047
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△5,735	261
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	796,434	791,007
負債性資本調達手段等	499,924	569,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△76,870	△152,230
その他	70,265	71,101
リスクの合計額　$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$　(B)	980,290	1,200,721
保険リスク相当額　R_1	91,876	90,606
一般保険リスク相当額　R_5	—	—
巨大災害リスク相当額　R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	81,094	82,627
少額短期保険業者の保険リスク相当額　R_9	7	9
予定利率リスク相当額　R_2	188,775	181,527
最低保証リスク相当額　R_7※	6,025	4,896
資産運用リスク相当額　R_3	747,438	974,755
経営管理リスク相当額　R_4	22,304	26,688
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	870.0%	862.5%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

◆連結ソルベンシー・マージン比率について

連結ソルベンシー・マージン比率は、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した住友生命グループ全体の「リスクの合計額」に対する住友生命グループ全体の「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

連結ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）（メディケア生命保険株式会社）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)	48,736	58,667
資本金等	20,252	24,968
価格変動準備金	159	187
危険準備金	2,076	2,766
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	4,534	3,726
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,713	27,017
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　(B)	4,147	5,104
保険リスク相当額　R_1	373	413
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	1,566	2,215
予定利率リスク相当額　R_2	20	21
最低保証リスク相当額　R_7	—	—
資産運用リスク相当額　R_3	3,459	4,115
経営管理リスク相当額　R_4	162	202
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	2,350.4%	2,298.5%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

12 セグメント情報

2019年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）及び2020年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

13 エンベディッド・バリューの状況

エンベディッド・バリュー

住友生命グループのエンベディッド・バリューは、新契約の獲得や保有契約からの収益確保など保険事業による成果および国内金利・国内株価上昇等により、前年度末比9,050億円の増加となりました。

4兆4,892億円

［住友生命（単体）のエンベディッド・バリュー：4兆6,625億円］

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値（保有契約価値）を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約締結時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が好調だった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとはいえません。

生命保険契約の損益構造（イメージ図）

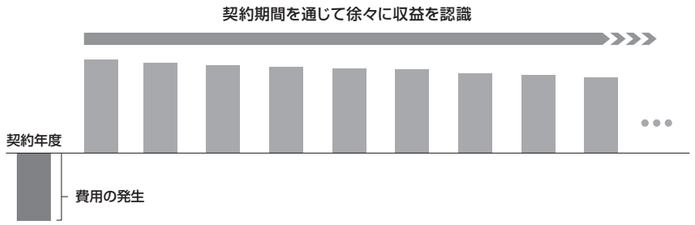

一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標となり得ます。

また、エンベディッド・バリューは、会社の財務の健全性や成長性などを表す指標の一つとして重要な役割を果たし、ご契約者の皆さまをはじめとして、さまざまなステークホルダーの方々に有益な情報をもたらすものと考えています。

なお、当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO（Chief Financial Officer:最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（以下「EEV」）原則に準拠したEEVです。

エンベディッド・バリュー（保有契約価値・修正純資産）のイメージ図

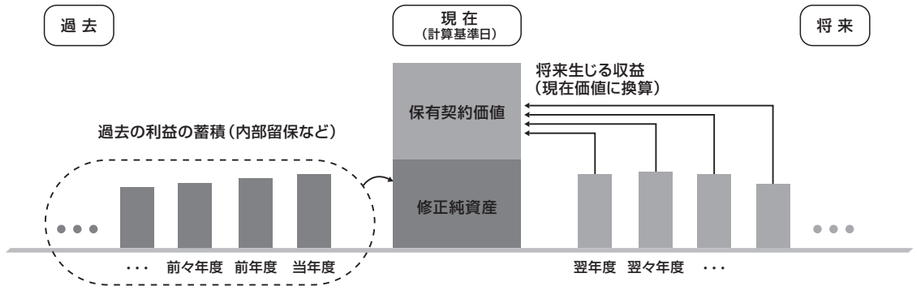

修正純資産

計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち内部留保的性格をもつ項目（危険準備金、価格変動準備金など）を加える調整などを行い計算されます。

保有契約価値

保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。

エンベディッド・バリューの推移

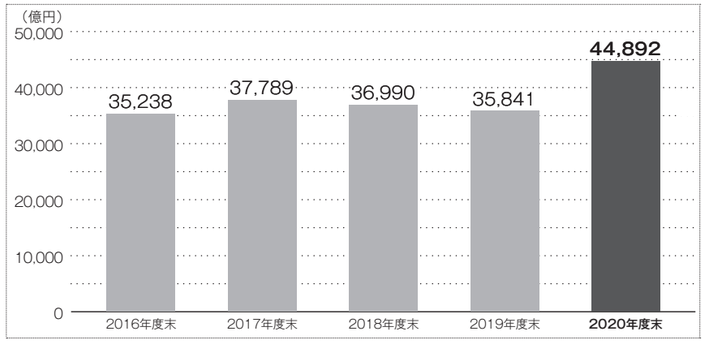

2020年度末の住友生命グループのＥＥＶと新契約価値

（単位：億円）

	2020年度末
EEV	44,892
保有契約価値	2,450
修正純資産	42,441

	2020年度
新契約価値	676

新契約価値

当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

※1 住友生命グループのEEVは、住友生命のEEVにメディケア生命およびシメトラのEEVのうち住友生命の出資比率に基づく持ち分を加え、住友生命が保有するメディケア生命およびシメトラの株式の簿価を控除することにより算出しています。
※2 計算方法等の詳細はホームページに掲載の「2020年度末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示」をご確認ください。

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

経済前提

確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして計算基準日時点の国債利回りを使用しています。

非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案した前提を用いて予測しています。

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、計算方法および計算前提がEEV原則に準拠したものである旨の意見書を受領しています。

前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の住友生命グループのエンベディッド・バリューへの影響額は次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件	EEV	変化額
2020年度末ＥＥＶ	44,892	—
感応度１：リスク・フリー・レート50bp上昇	47,314	2,422
感応度２：リスク・フリー・レート50bp低下	42,040	△2,851
感応度３：株式・不動産価値10％下落	42,488	△2,403
感応度４：事業費率（維持費）10％減少	46,124	1,232
感応度５：解約失効率10％減少	46,094	1,202
感応度６：保険事故発生率（死亡保険）5％低下	47,381	2,489
感応度７：保険事故発生率（年金保険）5％低下	44,812	△79
感応度８：必要資本を法定最低水準に変更	45,708	815
感応度９：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25％上昇	44,885	△6
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25％上昇	44,566	△325

【ご参考】資産・負債の対応を考慮したエンベディッド・バリューの内訳について

保有契約価値は、将来の運用利回りの前提として、計算基準日における国債利回りを用いて計算されます。そのため金利が低下した場合、将来見込まれる運用収益が減少することに伴い、保有契約価値は減少します。

住友生命では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するＡＬＭ推進の観点から、長期の公社債や貸付金などの円金利資産等を中心に投資を行っており、過去に投入した相対的に利回りの高い長期の債券等を保有しています。

そのため、保有契約価値計算上の将来の運用利回り前提となる国債利回りが低下しても、実際には、これらの資産から将来得られる運用収益は減少しません。国債利回り低下時には、これに対応して、保有している資産の含み損益およびそれを含む修正純資産は増加し、保有契約価値の減少を補います。

このように、保有契約が将来生み出す収益を把握するにあたっては、保有契約価値に加えて、円金利資産等の含み損益を合わせて見る必要があります。

2020年度末の保有契約価値と円金利資産等の含み損益を合わせて見ると、1兆9,171億円となっています。

（単位：億円）

	2020年度末
EEV	44,892
純資産の部合計＋負債中の内部留保等	14,130
保有契約価値＋円金利資産等の含み損益	19,171
保有契約価値	2,450
円金利資産等の含み損益	16,721
円金利資産等以外の含み損益等	11,590

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また（一社）生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。
（注）＊印は保険業法で開示することが定められている項目

Ⅰ. 保険会社の概況及び組織*
1.沿革 …… 87
2.経営の組織* …… 91
3.店舗網一覧 …… 94
4.基金の状況* …… 127、179
5.総代氏名 …… 97
（総代の役割） …… 69
（選考方法） …… 97
（主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成） …… 99
6.社員構成 …… 99
7.審議員氏名 …… 98
（制度の趣旨） …… 69
（審議員の役割） …… 69
（職業・年齢） …… 98、99
8.取締役及び執行役(役職名・氏名)* …… 76
9.会計参与の氏名又は名称* …… 該当せず
10.会計監査人の氏名又は名称* …… 127
11.従業員の在籍・採用状況 …… 92
12.平均給与(内勤職員) …… 92
13.平均給与(営業職員) …… 92
14.総代会傍聴制度 …… 69
（議事録） …… 100

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容*
1.主要な業務の内容* …… 86
2.経営方針 …… 12

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況*
1.直近事業年度における事業の概況* …… 117
2.契約者懇談会開催の概況 …… 69
3.相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例 …… 106
4.契約者に対する情報提供の実態 … 85、109
5.商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 108、109
6.営業職員・代理店教育・研修の概略 … 46、93
7.新規開発商品の状況 …… 56
8.保険商品一覧 …… 103
9.情報システムに関する状況 …… 23
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 37

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標* …… 137

Ⅴ. 財産の状況*
1.貸借対照表* …… 138
2.損益計算書* …… 139
3.キャッシュ・フロー計算書* …… 該当せず
4.基金等変動計算書* …… 140
5.剰余金処分又は損失処理に関する書面* … 140
6.債務者区分による債権の状況*
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）* … 169
（危険債権）* …… 169
（要管理債権）* …… 169
（正常債権）* …… 169
7.リスク管理債権の状況*
（破綻先債権）* …… 168
（延滞債権）* …… 168
（3カ月以上延滞債権）* …… 168
（貸付条件緩和債権）* …… 168
8.元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況* …… 169
9.保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）* …… 170
10.有価証券等の時価情報(会社計)*
（有価証券）* …… 152
（金銭の信託）* …… 154
（デリバティブ取引）* …… 154
11.経常利益等の明細(基礎利益) …… 151
12.計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* … 151
13.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* …該当せず
14.代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨… 該当せず
15.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等*
1.主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況 …… 26
(2)保有契約高及び新契約高* …… 190
(3)年換算保険料 …… 190
(4)保障機能別保有契約高* …… 189
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高* …… 191
(6)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 …… 191
(7)社員配当の状況* …… 132
2.保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率* …… 190
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）* …… 200
(3)新契約率(対年度始) …… 200
(4)解約失効率(対年度始)* …… 200
(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)* … 200
(6)死亡率(個人保険主契約) …… 200
(7)特約発生率(個人保険) …… 201
(8)事業費率(対収入保険料) …… 201
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数* … 201
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合* …… 201
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合* …… 201
(12)未収受再保険金の額* …… 202
(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合* …… 202
3.経理に関する指標等
(1)支払備金明細表 …… 175
(2)責任準備金明細表* …… 175
(3)責任準備金残高の内訳* …… 175
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)* … 176
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数* …… 177
(6)社員配当準備金明細表* …… 177
(7)引当金明細表* …… 178
(8)特定海外債権引当勘定の状況*
（特定海外債権引当勘定）* …… 178
（対象債権額国別残高）* …… 178
(9)保険料明細表 …… 180
(10)保険金明細表 …… 180
(11)年金明細表 …… 181
(12)給付金明細表 …… 182
(13)解約返戻金明細表 …… 183
(14)減価償却費明細表 …… 187
(15)事業費明細表* …… 187
(16)税金明細表 …… 188
(17)リース取引 …… 188
(18)借入金等残存期間別残高 …… 178
4.資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況
（年度の資産の運用概況） …… 48
（ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉）* … 157
(2)運用利回り* …… 157
(3)主要資産の平均残高* …… 158
(4)資産運用収益明細表* …… 184
(5)資産運用費用明細表* …… 184
(6)利息及び配当金等収入明細表* …… 184
(7)有価証券売却益明細表 …… 185
(8)有価証券売却損明細表 …… 185
(9)有価証券評価損明細表 …… 185
(10)商品有価証券明細表* …… 158
(11)商品有価証券売買高 …… 158
(12)有価証券明細表* …… 158
(13)有価証券残存期間別残高* …… 159
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 159
(15)業種別株式保有明細表* …… 160
(16)貸付金明細表* …… 166
(17)貸付金残存期間別残高 …… 166
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳* … 167
(19)貸付金業種別内訳* …… 167
(20)貸付金使途別内訳* …… 168
(21)貸付金地域別内訳 …… 168
(22)貸付金担保別内訳* …… 168
(23)有形固定資産明細表*
（有形固定資産の明細）* …… 172
（不動産残高及び賃貸用ビル保有数）* … 172
(24)固定資産等処分益明細表* …… 185
(25)固定資産等処分損明細表* …… 186
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 … 186
(27)海外投融資の状況
（資産別明細）* …… 173
（地域別構成）* …… 174
（外貨建資産の通貨別構成） …… 174
(28)海外投融資利回り* …… 157
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) … 173
(30)各種ローン金利 …… 202
(31)その他の資産明細表 …… 172
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)
（有価証券） …… 161
（金銭の信託） …… 163
（デリバティブ取引） …… 164

Ⅶ. 保険会社の運営*
1.リスク管理の体制* …… 81
2.法令遵守の体制* …… 80
3.法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性* … 176
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* …… 114
5.個人データ保護について …… 110
6.反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 … 110

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等*
1.特別勘定資産残高の状況* …… 195
2.個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 …… 195
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*
(1)保有契約高 …… 195
(2)年度末資産の内訳* …… 195
(3)運用収支状況* …… 196
(4)有価証券等の時価情報 …… 197
（有価証券） …… 197
（金銭の信託） …… 197
（デリバティブ取引） …… 197

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況*
1.保険会社及びその子会社等の概況*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* …… 89
(2)子会社等に関する事項*
（名称）* …… 90
（主たる営業所又は事務所の所在地）* … 90
（資本金又は出資金の額）* …… 90
（事業の内容）* …… 90
（設立年月日）* …… 90
（保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）* …… 90
（保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）* …… 90
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(1)直近事業年度における事業の概況* … 203
(2)主要な業務の状況を示す指標*
（経常収益）* …… 203
（経常利益又は経常損失）* …… 203
（親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失）* …… 203
（包括利益）* …… 203
（総資産）* …… 203
（ソルベンシー・マージン比率）* …… 203
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(1)連結貸借対照表* …… 204
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*
（連結損益計算書）* …… 205
（連結包括利益計算書）* …… 205
(3)連結キャッシュ・フロー計算書* …… 218
(4)連結基金等変動計算書* …… 206
(5)リスク管理債権の状況*
（破綻先債権）* …… 221
（延滞債権）* …… 221
（3カ月以上延滞債権）* …… 221
（貸付条件緩和債権）* …… 221
(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)* …… 221
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* … 222
(8)セグメント情報* …… 222
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* ……該当せず
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 …… 220
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

◆五十音索引

（あ行）
アイアル少額短期保険 …… 47
アクサ生命 …… 22
ERM経営 …… 65、81
ESG投融資 …… 50
EXサポートセンター …… 16
ウェルエイジングサポートあすのえがお …… 22
ウェルビーイング …… 4、6、14、15
運用環境 …… 49
運用方針 …… 48
運用利回り（一般勘定） …… 157
営業拠点数 …… 92
ALM …… 48、82
SDGs …… 29、33
エヌエヌ生命 …… 57
沿革 …… 87
エンベディッド・バリュー …… 26、223
お客さまの声（苦情・お褒め・ご満足） …… 106
お客さまへの情報提供 …… 85、109
お客さま本位推進委員会 …… 105
お客さま本位の業務運営 …… 61
お客さまアンケート …… 106
お役に立った保険金・給付金 …… 24、107、180

（か行）
カーボンニュートラル …… 38、50
海外事業への取組み …… 52
格付の状況 …… 24
価値創造プロセス …… 24
監査委員会 …… 70、75
監査委員会監査について …… 72
がん・認知症に関する取組み …… 37
がんPLUS ALIVE …… 56
勧誘方針 …… 80
基金の状況 …… 179
基金等変動計算書 …… 140
気候変動への対応 …… 39、50
基礎利益 …… 137、151
教育制度 …… 46、93
金融機関窓販への取組み …… 45
クーリング・オフ制度 …… 108
グループ基礎利益 …… 27
グループ保有契約年換算保険料 …… 26
経営管理体制 …… 68、70
経営政策会議 …… 70
経営の要旨 …… 12
経営方針 …… 4、12
経常利益 …… 137、139、151
契約者代理制度 …… 59
健康経営 …… 64
公式ホームページ …… 85
コーポレートガバナンス・コード …… 70
コールセンター …… 94
ご家族登録サービス …… 59
告知義務 …… 108
国連責任投資原則（PRI） …… 50
ご契約者懇談会 …… 69、102
個人情報保護に関する基本方針 …… 110
子育て支援 …… 37
コンプライアンス …… 80

（さ行）
サービス網 …… 94
財団の活動 …… 37
サステナビリティ推進協議会 …… 32
CS向上アドバイザー会議 …… 105
CSR経営方針 …… 13、31
CSR重要項目 …… 31
CSVプロジェクト …… 31、36
CVC（SUMISEI INNOVATION FUND） …… 22
事業報告書 …… 117
支社等所在地 …… 95
執行役 …… 78
支払管理態勢 …… 107
指名委員会 …… 70、72
指名委員会等設置会社 …… 72
シメトラ …… 55、90
社員の構成 …… 99
社会貢献活動 …… 37
社外取締役経営協議会 …… 72
従業員数 …… 92
商品一覧 …… 103
情報開示に関する基本方針 …… 85
剰余金処分に関する決議 …… 140
人財共育 …… 17
人生100年サポートの取組み …… 17
新型コロナウイルスに関する対応 …… 9
シングライフ …… 55、90
審議員 …… 98
審議員会 …… 69
新契約価値 …… 224
新契約年換算保険料 …… 190
新契約の状況 …… 190
スチュワードシップ活動 …… 51
ストレス・テスト …… 82
スミセイ環境方針 …… 38
スミセイのご家族アシストプラス …… 59
スミセイ“Vitality Action” …… 37
スミセイ・ヒューマニー活動 …… 37
住友生命グループ行動規範 …… 60
住友生命「Vitality」 …… 15、18、36
生命保険契約者保護機構 …… 112
生命保険の知識と制度 …… 108
生命保険料控除 …… 108
責任準備金 …… 137、175
責任投資 …… 50
相互会社のしくみ …… 68
総資産 …… 137
総代会 …… 69
総代会開催結果、質疑応答（要旨） …… 69、100
総代名簿 …… 97
組織図 …… 91
ソニー生命 …… 57
ソルベンシー・マージン比率 …… 137、170、221
損益計算書 …… 139
損害保険事業への取組み …… 57

（た行）
大規模災害等への対策 …… 84
貸借対照表 …… 138
ダイバーシティ＆インクルージョン …… 63
代筆によるお手続き …… 59
WPI（ワーク・パフォーマンス・イノベーション） …… 62
注意喚起情報 …… 109
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 137
中期経営計画2022 …… 28
TCFD提言への対応 …… 39
ディスクロージャー …… 85
当期純剰余 …… 137
特別勘定に関する指標等 …… 195
取締役 …… 76
取締役会 …… 70

（な行）
内部監査体制 …… 75
内部統制基本方針 …… 75
内部統制システムの整備 …… 75
内部留保 …… 171
年換算保険料 …… 190

（は行）
パーパス …… 10、14
Vitality体験版 …… 21
配当金（社員配当金） …… 132
バオベト・ホールディングス …… 55、90
BNIライフ・インシュアランス …… 55、90
働き方改革 …… 62
反社会的勢力に対する基本方針 …… 110
PICC生命 …… 55
被保険者代理制度 …… 59
ブランド戦略2.0 …… 14、15
紛争解決（ADR）機関 …… 114
報酬委員会 …… 70、72
法人向けサポートメニュー …… 43
法人向け商品ラインアップ …… 42
保険デザイン …… 47
ほけん百花 …… 47
保険料等収入 …… 139
保有契約価値 …… 223
保有契約年換算保険料 …… 190
本社等所在地 …… 94

（ま行）
三井住友海上 …… 57
メディケア生命 …… 47

（や行）
有価証券残高 …… 137

（ら行）
来店型保険ショップ …… 47
LiefDirect（リーフダイレクト） …… 58
リスク管理体制 …… 81
利息及び配当金等収入 …… 139、184
リワードパートナー …… 20
連結基金等変動計算書 …… 206
連結キャッシュ・フロー計算書 …… 218
連結ソルベンシー・マージン比率 …… 27、203、221
連結総資産 …… 24、204
連結損益計算書 …… 205
連結貸借対照表 …… 204
連結保険料等収入 …… 27、205

（わ行）
WaaS …… 21

お手続き・お問合わせ先一覧

詳細は当社ホームページをご確認ください。

（2021年7月現在）

			契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所・電話番号 変更、ご家族登録 サービス／保険契 約者代理特約に 関するお手続き	名義変更 （改姓・改名等）	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご確認 等
LiefDirect			○	○	○	○	○
スミセイ ダイレクト サービス	**インター ネット**	**パソコン**	○	○	○	○	○
		スマートフォン	○	○	○	○	○
	カード（提携ATM）		○	**＜ATM提携先金融機関＞** ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国250の信用金庫、 大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、きらぼし銀行、南都銀行、 北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、武蔵野銀行			
スミセイコールセンター			○	○	○	○	○
ご来店窓口							

スミセイダイレクトサービス

インターネット等で契約内容のご確認、入出金取引、各種お手続きなどがご利用いただけるサービスです。

［ご利用時間］

平日、土・日・祝　8：00～23：45　※5/3～5/5、12/31～1/3およびシステムメンテナンス期間中はご利用いただけません。

■インターネット

● 住友生命ホームページ

住友生命　検　索

● 二次元コード

スミセイコールセンター

**スミセイライフデザイナー（営業職員）を通じて
ご加入のお客さま**

0120-307506

**Vitalityにご加入のお客さま
（Vitality健康プログラムに関するお問合わせ窓口）**

0120-307864

※受付時間等の詳細は
当社ホームページをご覧ください。

代理店を通じてご加入のお客さま

0120-506154	金融機関等代理店・保険ショップを 通じてご加入のお客さま
0120-506873	郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を 通じてご加入のお客さま
0120-506081	外貨建商品、「プラスつみたて終身保険」、 「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さま

【お願い】
・証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえお電話ください。
・プライバシー保護のため、契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。

ご来店窓口

月～金曜日　午前9時～午後3時30分〔土日・祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く〕

※ご来店窓口でお手続きいただく際は、ご用意いただく書類がございますので、ご来店前にお電話でご確認ください。
※最寄のご来店窓口については、P.102をご覧ください。

あなたの未来を強くする

住友生命